

令和3年度 認証評価

美作大学短期大学部 自己点検・評価報告書

令和3年6月

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	11
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	14
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	14
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	19
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	25
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	32
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	32
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	56
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	77
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	77
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	87
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	91
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	94
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	103
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	103
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	105
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	111
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～17] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、美作大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和3年6月30日

理事長

藤原 修己

学長

鶴崎 実

ALO

宮地 啓介

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

< 学校法人の沿革 >

大正 4 年	苫田郡教育会が津山市に津山高等裁縫学校を創設
昭和 23 年	学制改革により岡山県美作高等学校に改称
昭和 42 年	美作女子大学を創設(家政学部家政学科)、大学附属幼稚園を創設
昭和 56 年	美作女子大学家政学部に食物学科と児童学科を設置(家政学科は募集停止)
平成 12 年	大学家政学部を生活科学部に改称し、福祉環境デザイン学科を新設
平成 15 年	大学を男女共学とし、美作大学と改称 地域生活科学研究所を設置
平成 17 年	大学に大学院生活科学研究科生活科学専攻(修士課程)を設置
平成 19 年	大学に大学院生活科学研究科生活科学専攻(博士課程)を設置 美作大学児童学科の入学定員を 60 名から 80 名に変更
平成 20 年	大学に大学院人間発達学研究科人間発達学専攻(修士課程)を設置 大学生生活科学部福祉環境デザイン学科を福祉のまちづくり学科と改称
平成 23 年	大学生生活科学部福祉のまちづくり学科を社会福祉学科に改称、及び入学定員を 80 名から 50 名に変更 (建築・まちづくり専攻募集停止)
平成 24 年	大学院生活科学研究科生活科学専攻(博士課程)を募集停止
平成 29 年	美作大学食物学科に編入学定員(3 年次 5 名)を設置
平成 30 年	美作大学児童学科・社会福祉学科に編入学定員(3 年次 3 名)を設置

< 短期大学の沿革 >

昭和 26 年	美作短期大学を創設(家政科)
昭和 28 年	英語科を増設(昭和 33 年募集停止)
昭和 29 年	家政科に栄養課程(後食物栄養学専攻)を設ける
昭和 37 年	服飾科を増設(昭和 57 年募集停止)
昭和 40 年	保育科を増設(昭和 44 年幼児教育学科と改称)
昭和 45 年	短期大学家政学科を家政学専攻(後に生活科学専攻と改称)と食物栄養学専攻の 2 専攻とする
昭和 53 年	短期大学を現北園キャンパスに移転 美作女子大学短期大学部と改称
昭和 57 年	美作大学短期大学部服飾学科募集停止 家政学専攻に生活科学・服飾デザイン・生活経営コースを設ける
昭和 60 年	生活経営コースを秘書・情報コースに改称
昭和 63 年	家政学科家政学専攻を生活科学科生活学専攻に改称 生活科学コースを生活文化コースに改称
平成 7 年	秘書・情報コースを生活情報コースに改称
平成 12 年	短期大学部生活科学科生活科学専攻を募集停止
平成 13 年	短期大学部生活科学科食物栄養学専攻を栄養学科に変更
平成 14 年	短期大学部に専攻科介護福祉専攻を新設
平成 15 年	短期大学部を男女共学とし、美作大学短期大学部と改称

(2) 学校法人の概要

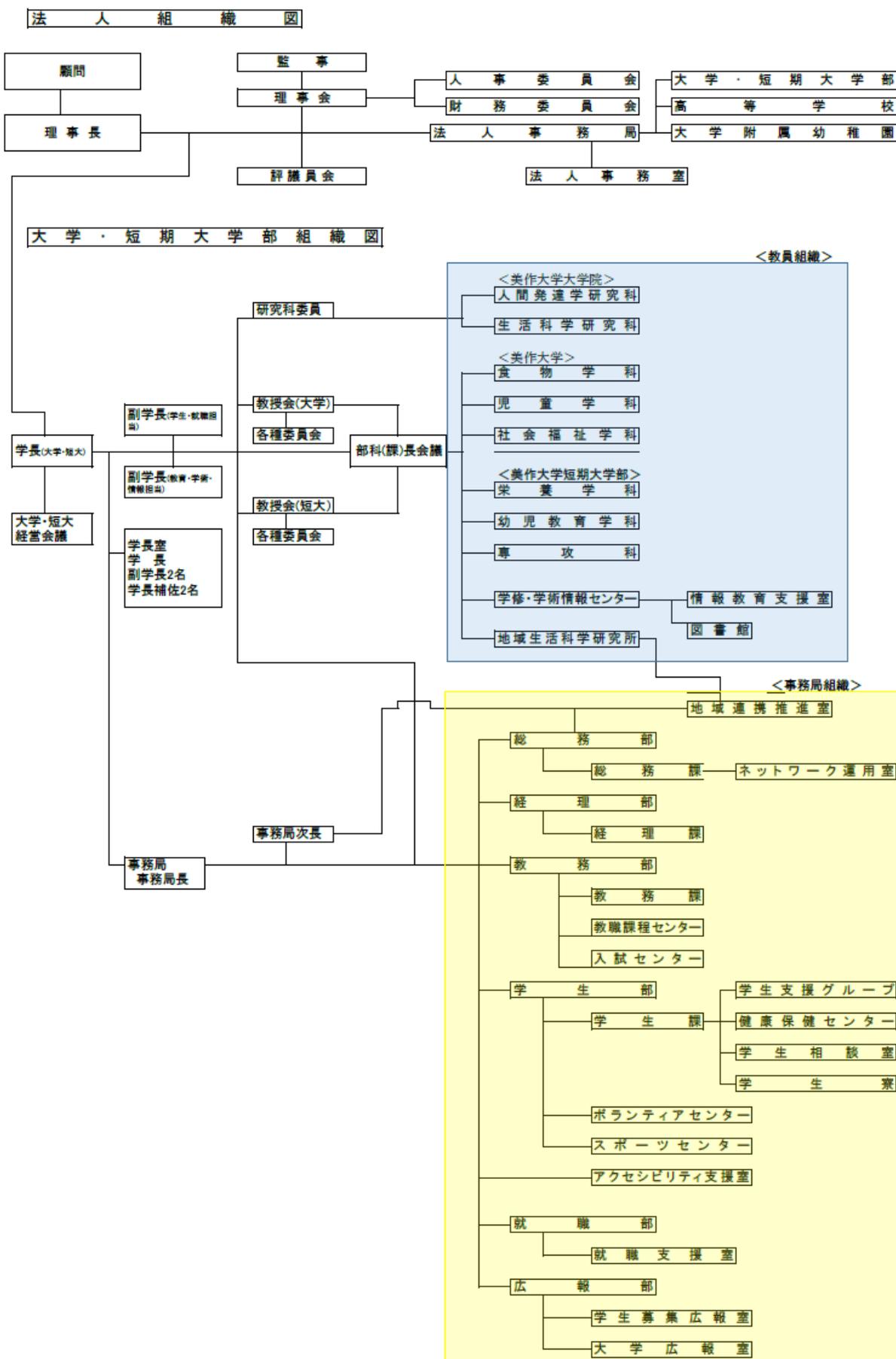
- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和3（2021）年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
美作大学短期大学部	岡山県津山市北園町 50 番地	110	220	189
専攻科介護福祉専攻		20	20	10
美作大学	同上	210	862	918
美作大学大学院 生活科学研究科 修士課程	同上	3	6	1
美作大学大学院 人間発達学研究科 修士課程	同上	5	10	1
岡山県美作高等学校 全日制課程	岡山県津山市山北 500 番地	250	750	894
岡山県美作高等学校 通信制課程	同上	100	300	141
美作大学附属幼稚園	岡山県津山市北園町 75 番地	65	205	166

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和3（2021）年5月1日現在

法人・大学・短期大学部組織図



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

①津山市（美作地域）人口動態の増減

年度末	総人口	男	女	転入	転出	増減
28年度	102,294 (228,740)	48,876	53,418	2,940	3,337	△ 856 (△2,677)
29年度	101,598 (225,938)	48,610	52,988	3,140	3,359	△ 696 (△2,802)
30年度	100,863 (223,355)	48,382	52,481	3,039	3,317	△ 735 (△2,583)
令和元年度	100,105 (220,780)	48,132	51,973	3,102	3,308	△ 758 (△2,575)
2年度	99,315 (218,290)	47,747	51,568	2,954	3,192	△ 790 (△2,490)

※ カッコ内は美作地域3市5町2村の合計

大学が立地する津山市は、平成17(2005)年に周辺3町1村との合併により人口は11万人を超えたが、その後は少子高齢化の進行、都市部への人口流出などによって上記の表のとおり毎年減少を続けている。現在、人口は合併時より1万人以上減少し、10万人を切った。その減少内訳を見ると、「自然減」が6割、「社会減」が4割でおおむね推移している。

また、美作地域全体で見ると、現在人口は22万人台であるが、毎年1%を超えるペースで減少しており、内訳はおおむね「自然減」7割、「社会減」3割と、都市部への人口流出より、少子高齢化社会の到来がその大きな要因となっており、今後はさらに過疎化が加速するものと予測されている。

②学生の入学動向：学生の出身地域別人数及び割合（下表）

1) 栄養学科・幼児教育学科

地域	平成28 (2016) 年度		平成29 (2017) 年度		平成30 (2018) 年度		令和元 (2019) 年度		令和2 (2020) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
富山	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1.0
京都	1	0.8	-	-	-	-	-	-	1	1.0
大阪	-	-	1	0.9	-	-	-	-	1	1.0
兵庫	-	-	1	0.9	-	-	2	2.2	2	2.0
鳥取	16	12.5	6	5.2	10	8.6	5	5.4	8	8.0
島根	23	18.0	17	14.8	17	14.7	13	14.1	20	20.0
岡山	58	45.3	56	48.7	59	50.9	44	47.8	34	34.0
広島	1	0.8	3	2.6	2	1.7	1	1.1	4	4.0
山口	-	-	1	0.9	-	-	1	1.1	-	-
香川	3	2.3	2	1.7	5	4.3	2	2.2	2	2.0
愛媛	2	1.6	4	3.5	3	2.6	2	2.2	3	3.0
高知	13	10.2	13	11.3	16	13.8	16	17.4	17	17.0
沖縄	11	8.6	11	9.6	4	3.4	6	6.5	7	7.0

合計	128	100.0	115	100.0	116	100.0	92	100.0	100	100.0
----	-----	-------	-----	-------	-----	-------	----	-------	-----	-------

2) 専攻科介護福祉専攻

地域	平成 28 (2016) 年度		平成 29 (2017) 年度		平成 30 (2018) 年度		令和元 (2019) 年度		令和 2 (2020) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
京都	-	-	-	-	1	14.3	-	-	-	-
大阪	-	-	-	-	-	-	1	11.1	-	-
兵庫	1	4.8	-	-	-	-	-	-	-	-
鳥取	1	4.8	-	-	2	28.6	-	-	3	27.3
島根	4	19.0	-	-	-	-	-	-	1	9.1
岡山	6	28.6	4	80.0	4	57.1	6	66.7	5	45.5
広島	2	9.5	-	-	-	-	-	-	1	9.1
愛媛	-	-	-	-	-	-	-	-	1	9.1
高知	6	28.6	1	20.0	-	-	2	22.2	-	-
沖縄	1	4.8	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	21	100.0	5	100.0	7	100.0	9	100.0	11	100.0

18歳人口の減少する中、4年大学への進学率の上昇や専門学校の新設が続き、短大進学率が益々低下している。そして、短大志願者数が大幅に減少したことを受けて全国的に定員が未充足の短大が増えている。日本私学振興・共済事業団発表の「令和2(2020)年度 私立大学・短期大学等 入学志願動向」によると私立短期大学291校の入学定員53,757人に対して、入学者は46,900人であり、数字だけ見ると全短大が入学定員を充足できない状況である。実際、入学定員を充足している短大はわずか76校であり全体の26.1%である。本学は平成30(2018)年度までは栄養学科(入学定員40名)・幼児教育学科(入学定員70名)の両学科とも入学定員の充足までとはいかなくとも、合計で入学定員を充足してきたが、合計でも入学定員を充足できないという状況にある。これは、特に鳥取県、島根県、岡山県(特に美作地域)における18歳人口の減少及び短大進学率の低下によるものである。本学では短大の教育成果や大学と併設されている強み、大学へ編入学し更なる資格が目指せることなどをアピールして短大の学生募集に努めている。

また、専攻科介護福祉専攻は平成29(2017)年度より介護福祉士の取得に国家試験が課されたことにより入学者が激減している。現在では介護福祉を目指す際、保育士・幼稚園教諭の資格・知識があることの有用性、あるいは保育士・幼稚園教諭として働くにも介護福祉の知識があることの有用性を学生に説明することで志願者の増加を図っている。

③地域社会のニーズ

津山市は、岡山県北の中心都市として、市街地に医療機関が集中しているほか、多くの高齢者・障害者施設や保育所などが設置されている。地域社会において、本学が養成している栄養士や保育士、幼稚園教諭、介護福祉士などは欠かせない専門職であり、地域を支えるこうした人材の育成が求められている。

また、津山市には、大学及び短大各1校のほか、津山高専、県立高校4校、私立高校2校が所在し、市内及び周辺市町村や県外から多くの学生・生徒が学び、県北の教育機関の拠点になっている。

こうしたなかで、本学は、美作地域の高校生にとって自宅から通学可能な数少ない進学先として貴重な高等教育機関であり、若者の定着やまちづくりなどにおいて重要な役割を果たしており、同時に津山市及び周辺市町村にとって、知の拠点として地域の生活や文化の向上には欠かせない存在となっている。

④地域産業の状況

津山市は、古くから美作地域の政治や経済、文化、産業などの中心として独自の発展を続けてきたが、近年、少子高齢社会の到来や社会のグローバル化、モータリゼーションの著しい進展などにより、社会情勢は大きく変化し、往時の賑わいは薄れつつある。

そうした中で、平成 17 年のいわゆる平成の大合併により、一時的には人口が 11 万人を超えたが、急速な過疎化の進行などによって、現在約 10 万人にまで減少している。

特にクローズアップされているのが、いわゆる「18 歳の崖」の問題であり、多くの若者が大学や専門学校などに進学するが、一方で受け皿となる高等教育機関は地元には非常に少ない状況がある。また、就職先となる企業等も小規模で少ないため、卒業後は地元以外で就職する場合も多く、こうした要因が相まって高校卒業後に若者がこの地域から大都市へと流出している現実がある。平成 27 年の国調ベースで津山市の産業構造を産業別就業人口者数でみると、就業者の最も多い産業は「製造業」(19.1%)、「卸売業、小売業」(15.7%)、「医療、福祉」(14.8%) の順となっている。また、就業者の構成比を岡山県全体と比較すると、大きな差異は見られないが、地理的な条件もあり相対的に「農業、林業」及び「医療、福祉」の構成比が 1%以上高く、「製造業」も 0.7% 高くなっている。一方で、情報通信業や運輸業などの分野が低くなっている。

⑤短期大学所在の市区町村の全体図

本学が位置する津山市は、岡山県の北東部に位置し、北は鳥取県、南は中部吉備高原に接する津山盆地に開けた人口 10 万人の都市である。岡山県内では、岡山市、倉敷市に次ぐ県内 3 番目の都市であるが、直近の岡山市から約 60 km の距離にあり、岡山県北の行政や商業、交通などの中心となっている。

津山は、西暦 713 年の美作国誕生に始まり、江戸時代の津山城の築城や城下町の整備により発展の礎が築かれた。現在も、津山城跡を中心として古い町並みや歴史的な建造物などが多く残る落ち着いた風情、たたずまいの城下町である。幕末から明治初期には、箕作阮甫や宇田川玄随など多くの優れた蘭学者を輩出した教育学問の都市でもある。

また、近年の急速な過疎化やモータリゼーションの進展によって、不採算路線の廃止などにより公共交通機関の利用者は激減しており、広域道路網の整備や公共交通網の維持、再構築等が大きな課題となっている。

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 2 (2020) 年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

② (a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
学習成果について、大学案内や履修要項等に記載がみられない。学科の教育目的・目標を踏まえた学習成果の策定が必要である。
(b) 対策
学科の教育目標を踏まえ、各学科会議にて審議したものを教務委員会にて検討し、アセスメント・ポリシーを作成した。このアセスメント・ポリシーは 2020 年度より履修要項に記載した。

(c) 成果
アセスメント・ポリシーと照らして、学生の平均 GPA の調査や、科目間成績評価基準平準化の値を算出する等、教務委員会で定期的に検討を行うことによって学修成果の多面的な再確認ができるようになった。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
当該短期大学の教育目的・目標及び学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学受け入れの方針が併設大学と同一であり、短期大学の独自性ないしは使命が不明確で、併設大学との差別化を図って教育目的・目標を明確にすることが必要である。
(b) 対策
短大に関しては、栄養士育成と保育士・教師育成という、目標の異なる学科構成であり、短期大学独自の教育目的等での差別化ではなく、学科独自の教育目標等で、併設大学との差別化を行なっている。また、平成 27 年度より学科毎に教育目標を踏まえたディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを策定し、差別化を図った。
(c) 成果
学科毎にポリシーを検討することによって、教育目標を踏まえた教育体系をさらに明確にすることができた。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
シラバスには必要事項を記載しているが、記述内容が不十分で、チェック体制の構築を検討するなど改善が望まれる。
(b) 対策
毎年シラバスの項目を精査し、その都度細分化してきた。また全シラバスのチェックを定期的に行い、記述内容を確認している。
(c) 成果
シラバスの内容不統一が是正し、学生にとっても内容が充実したものとなった。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
事務組織については連携体制が整備され、SD 活動は実施されているが、SD に関する規程等を整備することが望まれる。
(b) 対策
従来から実施していた SD 活動をスタッフ・ディベロップメント規程に規定し、2019 年 4 月 1 日から施行した。
(c) 成果
今まであいまいだった職員の定義や SD の定義などを規定化したことにより、SD 研修の対象となる職員の範囲や職業訓練の方向性が明確になった。また、今まであいまいだった FD との差別化が図れた。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
併設大学との合同教授会が学則及び教授会規程に規定されていないので、規程を整備し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営されたい。
(b) 対策
平成 27 年 2 月 24 日の教授会で教授会規程を改正し、教授会規程第 4 条第 4 項に、「必要に応じて、美作大学教授会と合同で開催することができる。」と規定した。平成 27 年 4 月 1 日から規程に基づき美作大学教授会と必要に応じて合同で開催している。
(c) 成果

規程に基づき、短期大学部の教育研究上の審議機関として適切な運営が図れた。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項	なし
(b) 対策	
(c) 成果	

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）	なし
(b) 改善後の状況等	

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項	なし
(b) 履行状況	

- (6) 短期大学の情報の公表について

令和3（2021）年5月1日現在

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	https://mimasaka.jp/undergraduate/junior-college/
2	卒業認定・学位授与の方針	https://mimasaka.jp/undergraduate/junior-college/
3	教育課程編成・実施の方針	https://mimasaka.jp/file/undergraduate/curriculum-tree-nutrition-science-2021.pdf https://mimasaka.jp/file/undergraduate/curriculum-tree-infant-education-2021.pdf https://mimasaka.jp/file/undergraduate/curriculum-tree-care-work-2021.pdf?v=20210315
4	入学者受入れの方針	https://mimasaka.jp/undergraduate/junior-college/
5	教育研究上の基本組織に関すること	https://mimasaka.jp/about/discosur/organization/
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	https://mimasaka.jp/about/discosur/teacher/organization/ https://mimasaka.jp/about/discosur/teacher/constitution/ https://mimasaka.jp/facility/teacher/full-time/
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	https://mimasaka.jp/about/discosur/student-situation/
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	https://mimasaka.jp/about/discosur/lesson-planning/
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	https://mimasaka.jp/about/discosur/lesson-planning/ https://mimasaka.jp/about/discosur/study/
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	https://mimasaka.jp/about/discosur/facility/
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	https://mimasaka.jp/about/discosur/expense/
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	https://mimasaka.jp/about/discosur/student-support/

② 学校法人の情報の公表・公開について

事 項	公 表・公 開 方 法 等
-----	---------------

寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	https://mimasaka.jp/file/about/disclosur/articles-of-endowment_20200401.pdf https://mimasaka.jp/file/about/disclosur/officers-list.pdf https://mimasaka.jp/file/about/disclosur/R01_jigyouchoukokusho_HP_UP.pdf?update=20200826 https://mimasaka.jp/file/about/disclosur/R01_keisansyorui.pdf https://mimasaka.jp/file/about/disclosur/remuneration-regulations_20190401.pdf
--	---

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。

(7) 公的資金の適正管理の状況（令和 2（2020）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

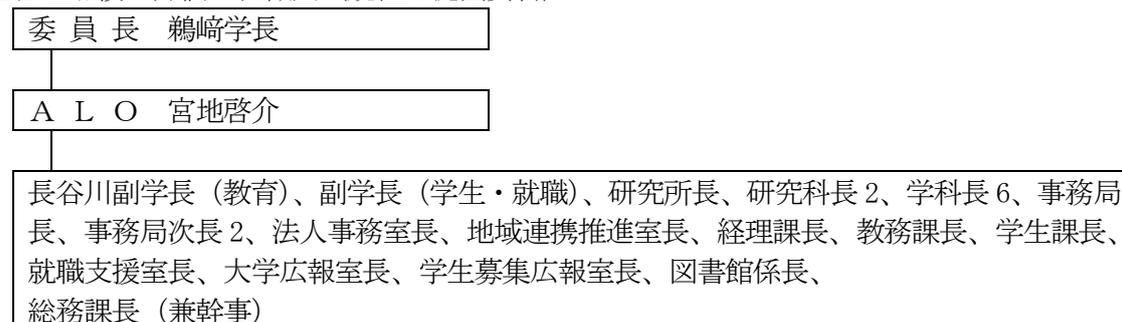
公的研究費補助金の使用については、不適切な使用等がないよう、学長の責任とリーダーシップの下で実効性ある体制を整備している。具体的には、「美作大学・美作大学 倫理綱領」「美作大学・美作大学短期大学部 教育研究倫理規準」により、教育研究において高い倫理性を求め、それを下に「美作大学・美作大学短期大学部 科学研究費補助金事務取扱要領」を設け、全教員に配布・説明し、周知徹底を図りながら公的資金の適正管理を行っている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

■自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

2020 年度の自己点検・評価委員会の構成員は、学長、副学長 2、宮地啓介 A L O、研究所長、研究科長 2、学科長 6、事務局長、事務局次長 2、法人事務室長、地域連携推進室長、経理課長、教務課長、学生課長、就職支援室長、大学広報室長、学生募集広報室長、図書館係長、総務課長（兼幹事）である。

■自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



※副委員長の教務部長を A L O に読み替え

■組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学の自己点検・評価は、「自己点検・評価委員会規程」に基づき、前述の自己点検・評価の組織図に示すように組織的に行っている。また、後述の自己点検・評価報告書完成までの活動記録に示すように計画的に自己点検評価を行っている。

自己点検・評価委員会は、本学の教育目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究、学生支援、社会貢献等について自己点検・評価を行うとともに、認証評価を受審するために本自己点検・評価報告書を作成した。実際に自己点検・評価を進める際には、委員会の委員を中心として進めるが、例えば教育課程に関する点検・評価については、それぞれ学科長が当該学

科の会議で教育目的や教育課程についての点検・評価を行うようにしており、当該委員会の委員だけが関与するだけでなく、委員会の委員から各学科の教員や事務局各課室の事務職員に情報を下ろし、全学的な体制で資料の作成、点検・評価を行っている。また、以下の「基準ごとの責任者と担当者」に示すとおり、基準毎に責任者と事務担当者を設け、組織だって自己点検・評価活動を行っている。

なお、本学では併設大学と一体となって自己点検・評価を行っているので、委員には大学院2研究科の研究科長や大学3学科の学科長といった大学籍の教員も含まれている。

基準ごとの責任者と担当者

基準 I 建学の精神と教育の効果 (様式5)	責任者：学長、事務：教務課長
基準 I-A 建学の精神	学長・副学長2・地域連携推進室・教務課・学生課
基準 I-B 教育の効果	副学長(教育)・学科長3・教務課
基準 I-C 内部質保証	ALO・副学長(教育)・学科長3・総務課・教務課

基準 II 教育課程と学生支援 (様式6)	責任者：副学長(教育)、事務：教務課長
基準 II-A 教育課程	副学長2・学科長3・教務課・就職支援室
基準 II-B 学生支援	副学長2・学科長3・教務課・学生課・就職支援室・図書館・情報教育支援室

基準 III 教育資源と財的資源 (様式7)	責任者：学長、事務：経理課長
基準 III-A 人的資源	学長・副学長2・研究科長2・研究所長・事務局長・法人・総務課・経理課・教務課
基準 III-B 物的資源	副学長(教育)・事務局長・事務局次長(古部)・法人・経理課・教務課・図書館・ネットワーク運用室
基準 III-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	副学長(情報)・情報教育支援室
基準 III-D 財的資源	事務局長・学長・副学長2・法人・経理課

基準 IV リーダーシップとガバナンス (様式8)	責任者：事務局長、事務：法人事務室長
基準 IV-A 理事長のリーダーシップ	理事長・事務局長・法人
基準 IV-B 学長のリーダーシップ	学長・副学長2・総務課
基準 IV-C ガバナンス	事務局長・法人

■自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和2（2020）年度を中心に）

2021年度の認証評価に先立ち、2018～2019年度にかけて日本高等教育評価機構の評価基準・項目の一部を利用して自己点検・評価を行った。自己点検・評価結果を報告書にまとめ、2019年12月に本学ホームページにおいて公表した。

2018年9月	第1回自己点検・評価委員会	自己点検評価の計画・分掌等の確認
2018年10月～	基準毎の点検作業開始	現状把握と課題等の洗い出し
2018年12月	第2回自己点検・評価委員会	点検作業の進捗状況の確認
2019年3月	第3回自己点検・評価委員会	今年度点検作業のまとめ・報告書作成
2019年6月	自己点検評価報告書原稿不切	
2019年12月	自己点検評価報告書を公表	

2021年度短期大学認証評価受審に向けた自己点検・評価報告書の完成までの活動記録は、以下のとおりである。

2020年10月19日	2020年度第1回自己点検・評価委員会
2020年10月～	基準毎、担当者毎に自己点検・報告書の作成開始

2020年11月10日	2020年度第1回自己点検・評価委員会(基礎資料)
2020年11月30日	2020年度第1回自己点検・評価委員会(基準Ⅲ)
2020年12月1日	2020年度第2回自己点検・評価委員会
2020年12月8日	2020年度第2回自己点検・評価委員会(基準Ⅲ)
2020年12月15日	2020年度第1回自己点検・評価委員会(基準Ⅳ)
2020年12月17日	2020年度第1回自己点検・評価委員会(基準Ⅰ)
2020年12月17日	2020年度第1回自己点検・評価委員会(基準Ⅱ)
2021年1月6日	2020年度第3回自己点検・評価委員会(基準Ⅲ)
2020年1月29日	2020年度第4回自己点検・評価委員会(基準Ⅲ)
2020年3月18日	2020年度第5回自己点検・評価委員会(基準Ⅲ)
2020年3月30日	2020年度第6回自己点検・評価委員会(基準Ⅲ)
2021年4月29日	自己点検・評価報告書の学内提出〆切
2021年5月19日	2021年度第1回自己点検・評価委員会
2021年5月	報告書の確認・調整(確認後不備があれば再提出)
2021年6月	報告書の印刷・製本

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

<根拠資料>

- 提出資料 1 2021 年度大学案内、2 2020 年度履修要項、3 キャンパスガイド
- 備付資料 1 美作学園創立 100 周年記念誌、2 美作大学創立 50 周年記念誌
- 3 美作大学・美作大学短期大学部と津山工業高等専門学校 of SDGs 共同宣言
- 4 津山市、美作大学・美作大学短期大学部及び津山工業高等専門学校の包括連携協力に関する協定書、
- 5 鏡野町と学校法人美作学園との連携に関する協定書
- 6 美作市と学校法人美作学園との連携に関する協定書
- 7 美作地域創成に係る包括連携協定書
- 8 美作大学・美作大学短期大学部及び津山商工会議所の包括連携協力に関する協定書
- 9 美作地域人材育成プラットフォーム、
- 10 ・災害時における避難所等施設利用に関する協定書
・美作大学・美作大学短期大学部と岡山県教育委員会津山教育事務所の連携協力に関する協定書
・美作大学と奈義町教育委員会との「放課後学習支援活動」に係る連携協力協定書
- 11 地元企業等との協定（山陽新聞社、山田養蜂場、津山信用金庫）
- 備付資料-規程集 1 公開講座企画運営委員会規程

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

大正 4 年に創設された本学園は、①職業的専門教育による女性の社会での価値の実現、②一般教育による能力の多方面に亘る発動と調和、③それらの知識、技術、教養が深化されることにより自己の使命の自覚と充実、を目指してきた(備付-1-P. 12)。この建学時の精神は、戦後の昭和 26(1951)年の美作短期大学の設置、そして昭和 42(1967)年の美作女子大学の設置においても堅持され、美作の DNA として受け継がれてきた。平成 15(2003)年には大学・短大共に男女共学化に伴い、あらためて建学の精神を、理事会のリーダーシップの下に建学の精神起草委員会で審議し、その不易の精神は現代に脈々と受け継ぎ、現代の社会に見合うべ

く次のような文言で表現された。

[美作学園の建学の理念]

「本学園は豊かな情操と知性とを育むことにより、人としての道を培い、一人の自立した人間として国際的な視点から社会に貢献できる、自由で創造的な人格の育成を目的とする。併せて本学園は、寒さに耐え凜として薫り高い花を咲かせる白梅を学花に定め、これを目指す人間像の象徴とする。」

この建学の理念は、短期大学部の教育理念・理想を明確に示している。

この「建学の理念」の意味するところを広く社会に対し周知を図り、併せて学内の教職員及び学生に対し周知・共有を図るため、自己点検・評価委員会での検討の結果、「建学の理念」を具体的に表現する必要があるということになり、平成 17(2005)年には短期大学部の「理念・目的」、更に教育目標の制定も行ったところである。その「理念・目的」は以下に示すとおりである。

[美作大学・美作大学短期大学部の理念・目的]

「美作大学及び美作大学短期大学部は、学園の「建学の理念」に則り、教育研究の研鑽に真摯に取り組む教職員による高等教育・学術の拠点としてその社会的使命を果たしていくため、次の4点を未来に向けた本学の目的とする。

1. 専門教育と教養教育の充実、及び両者の調和を図ることにより、新しい時代の生活の向上に寄与できる、人間性豊かな専門的職業人の養成を目指す。
2. 小規模大学の特性を生かし、学生の個性を尊重し能力を向上させ、創造的で自立した人間の育成を目指す。
3. 地域社会の課題を反映させた教育研究への取組みにより、社会の発展に寄与することを目指す。
4. 地域社会の人々に対し広く学習の機会を提供し、文化の進展に寄与することを目指す。

なお、教育目標については後述する。

現在、この精神を、現在の学科構成からさらに簡潔に「食、子どもそして福祉の分野において地域社会の人々の暮らしを支える専門的職業人の育成」という文言で、教職員はもとより学生を含め、短大を取り巻く人々の間で共有している。

建学の精神及び本学の「理念・目的」については、ホームページや「大学案内」（提出-1-P.7）で広くそれを学内外に周知、また、特に建学の精神については、入学式や卒業式で理事長の祝辞の際にもそれを明記したもの（参照：下掲載資料）を配布し、それを司会者が朗読するなど学内外に表明している。

学内における共有については、特に新任教職員に対しては初任者研修において資料に基づき詳細に説明、更には年5回開催のオープンキャンパスのいずれかに出席を義務付け、建学の精神及び本学の「理念・目的」に基づく本学の教育方針や学生指導のあり方の説明を通し、具体的に理解を深めるよう努めている。一方学生に対しても、「履修要項」（提出-2-P.2）や「キャンパスガイド」（提出-3-P.1）の冒頭にそれらを掲げるのは勿論であるが、1年次必修の通年科目「1年次セミナー」において、大学理解の一環として本学の歴史と併せ解説し、その理解の深化を図っているところである。



前述のように入学式での理事長の祝辞の際、「建学の理念」を明記したものを出席者へ配布・朗読している。これは新入生とその保護者への周知・理解を図ることを第一の目的にしているわけであるが、同時に、式に出席している教職員はもとより、多くの来賓の方々の本学理解にも大きく寄与している。また、「1年次セミナー」において建学の精神について解説していることにも触れたが、当該科目は専任教員のほとんど全員が担当していることもあり、授業で学生に説明するため教員はあらかじめその意味するところについて確認を行っている。

このように、建学の精神を学内外に表明し、また建学の精神を学内において共有しており、建学の精神は学内外に対して定期的に確認している。

本学が「建学の理念」、目的・目標に掲げる、情操豊かな人間性と専門的な知識・技能の修得による職業人としての自立と社会貢献という人間像は、いつの社会においても求められる普遍性を有している。とりわけ「国際的な視点から社会に貢献できる」（建学の理念）は、人類共通の目標として全世界での取り組みとなりつつある「持続可能な開発目標（SDGs）」に相通じるものであり、今日的意義が大きい。その精神に則り、本学では平成30(2018)年11月に地元、津山工業高等専門学校とともにSDGsに共同で取り組むことを宣言（備付-3）した。

また、本学は地域の人々の尽力によって生まれた短大であり、教育目標にも地域の社会や人々への使命に触れているが、その精神に則り、美作地域人材育成プラットフォームの結成を地元自治体、産業界とともに結成し、地域とともに歩む大学として、人材育成や知の拠点として地域貢献に力を入れている。この精神は、建学の理念を基礎としており、公共性を有している。

平成29年（2017年）併設の美作大学創立50周年にあたり、「建学の理念」に基づいて今

目的な役割の確認を行った。それをまとめたものが、「美作大学創立 50 周年記念誌」（備付-2）の冒頭にて記した “地方を支える拠点大学宣言” である。この宣言文では、「美作大学（美作大学短期大学部）は地域によって生み出され、地域によって育てられ、地域とともに歩んできました。50 年の歴史の中で培った教育・研究力をもって、地域社会を支え、日本の発展に寄与します。ここに私たちは、地方を支える拠点大学となることを宣言します」と誓った。

[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

美作大学短期大学部では、本学の特性を活かしながら地域の発展に貢献するため、公開講座や市民キャンパスなどの市民参加イベント等を積極的に実施している。

公開講座の内容については、近年は「食」と「子ども」と「福祉」をテーマに、各学科での協議を踏まえながら公開講座企画運営委員会規程（備付資料-規程集-1）に基づき、公開講座企画運営委員会において総合調整を図っている。

その企画立案にあたっては、地域を支える人材の育成や課題解決、社会の活性化などに寄与するため、本学が立地する美作地域の 10 市町村、商工会議所、商工会などの経済団体等と構成する「美作地域人材育成プラットフォーム」などの場に出された意見や要望などを生かすよう取り組んでいる。

また、美作地域には、高等教育機関が少ないため、地域住民にとって生涯学習活動などの機会や情報が得にくい状況であるため、令和 1(2019)年度から津山工業高等専門学校との密接な連携協力のもとに公開講座の充実や広報活動などに取り組んでいる。公開講座の講師については、本学の教員が中心となるが、テーマや内容に応じて学外講師の招聘も積極的に行っている。

公開講座のユニークな取組として、マスコミなどでも活躍する元知事経験者 4 人の本学客員教授による「地方創生論」連続講演会を開催しており、これは「現代生活論」の正課授業の一部を一般開放して実施しているものである。そのほか、外部講師を招聘する正課授業について、生涯学習などの観点で判断して、講師の了解のもとに公開講座に位置付け一般開放していく考え方である。

また、令和 2(2020)年度から集中講義で防災士資格取得に向けた正課授業を開講しており、令和 2(2020)年度は一般受講生 3 名を受け入れた。

市民キャンパスについては、地域とともに歩む学校としてさらに発展を期すことを目的に、平成 29(2017)年度に美作大学創立 50 周年を記念してはじめたものであり、キャンパスを学外に持ち出して公民館などの公共施設を 1 日借り切って講義や体験活動などを実施

するものである。これまでに3箇所で開催し、令和2(2020)年度は新型コロナウイルスの感染防止のため延期したが、毎回多くの参加者でにぎわっており、引続き地元町内会等と調整して開催する方針である。

美作学講座は、本学が立地する津山市との包括連携協定に基づき、平成22(2010)年度から開催しており、美作地域の歴史や文化などに関する講座を津山市との共催により、本学を会場として毎年度数回開催している。

リカレント教育については、正課外となるが教員免許状更新講習及び保育士等キャリアアップ研修を受託しており、令和1(2019)年度実績でそれぞれ13講座895名、8講座487名が受講した。こうした取組みを通じて、岡山県北地域における受講者の利便性の向上等に一定の役割を果たすことができている。

本学の有する専門性を生かして、地元自治体や商工会議者等の経済団体、企業などと積極的に協定を締結し、広く交流、連携を行っている。

自治体との連携協力については、平成20(2008)年に本学が立地する津山市及び津山工業高等専門学校との三者間で包括連携協力に関する協定(備付-4)を、その後平成25(2013)年に鏡野町(備付-5)、平成28(2016)年に美作市(備付-6)とも包括連携協定を締結した。

さらに、平成29(2017)年11月には津山工業高等専門学校とともに、岡山県美作県民局、津山市を含む美作地域の10市町村と「美作地域創成に係る包括連携協定」(備付-7)を締結して、人材育成はもとより、福祉、医療・健康、産業等の分野の振興に努め、連携して地域の活性化・発展に寄与することとなった。

同様に津山商工会議所や美作地域の5つの商工会とも個別に包括連携協定(備付-8)を締結し、また平成30(2018)年3月には連携推進のための協議機関として「美作地域人材育成プラットフォーム」(備付-9)を設立し、産学官連携による推進体制を整えている。

また、地元自治体とは包括連携協定のほか、災害や教育などに関する協定(備付-10)を必要に応じて締結してきた。

そのほか、地元企業等との協定締結(備付-11)については、本学の人材や特性を生かして地域社会の発展に貢献するため、強みを持つ「食」「教育」「福祉」等の分野を中心に交流体制を整え、連携協力を推進している。

本学は、平成17(2005)年4月より学生の主体性、自発性に基づく様々なボランティアへの意欲、活動を組織的、体系的に支援し、地域社会と学生との橋渡しの役割を果たすべく、「美作大学・美作大学短期大学部ボランティアセンター」(以下、ボランティアセンター)を開設し、活動を続けている。平成19(2007)年度に規程を整備したことで、運営をめぐる諸業務が合理化されるとともに、学内における位置づけが明確になり、大学の付置センターとしての体裁と機能が整えられた。平成23(2011)年度からは、東日本大震災に対するボランティア活動も活発に行われ、ボランティアセンターと津山市社会福祉協議会、つやまNPOセンターとの共催による東日本大震災被災地の復興支援としてのチャリティーマーケットは、単年度に2回、又は1回開催し、令和2(2020)年度までに計12回を数え、地域住民も積極的に物品の提供や出店をするなど地域に浸透している。

ボランティアセンターを経由しない、クラブや学生の有志によるボランティア活動も活発であり、本学の学生に対する近隣の幼稚園や保育所からの、あるいは市町村や県等からの特定のクラブ・サークルや団体への行事協力のボランティア要請が数多く寄せられ、多くの学生が地域のお祭りや子ども会行事の参加、介護施設等への慰問などの社会貢献活動を行っている。

また、この他にも教職員の指導の下、短大での学びを活かし、栄養学科では地域企業と共同で食育弁当を開発、また地元農産物を活かしたお菓子の開発プロジェクトに参加するなど地域に貢献している。

教職員も地域団体からの依頼を受け講演活動を行ったり、コロナ禍で運動の機会が少なくなっている児童の為に小学校の体育で行う内容の運動を動画で解説した、“津山っ子お家で体育チャレンジ”を作成したりと、その専門性を活かして、地域・社会に貢献している。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

長年、建学の理念の「国際的な視点から社会に貢献できる、自由で創造的な人格の育成を目的とする」のうち、「国際的な視点」をどのように教育に反映させるか悩んできたところである。しかし、私たちが育成している地域社会の暮らしを支える専門職人材にとって、人類共通の課題の解決をめざす SDGs の目標や理念は、地域のためにも必要不可欠であるとのコンセンサスが学内で形成されつつあり、「建学の理念」に示される国際的な視点からの人材育成を、噛み砕いて理解することができるようになった。現在、SDGs 関連科目の設定や食品ロス削減と学生の経済支援をテーマにした学内無料野菜スタンドの実施など、進めているところである。今後、食と子どもと福祉の各分野で、様々な実践的な取り組みの中で、さらに学生、教職員共通の目標として捉えられることになると思う。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料 2 2020 年度履修要項、4 美作大学短期大学部学則第 4 条、
5 2020 年度シラバス

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

＜区分 基準 I-B-1 の現状＞

本学の「教育理念・目的」は、「一人の自立した人間として国際的な視点から社会に貢献できる、自由で創造的な人格の育成を目的とする」という建学の精神に基づき、「新しい時代の生活の向上に寄与できる人間性豊かな専門的職業人」を養成することである。この「理念・目的」は、先述の通り、「食、子どもそして福祉の分野において地域社会の人びとの生活を支えることのできる専門的職業人の養成」という簡潔化・明確化した表現で教職員や学生の間で共有されている。短期大学部において3つの分野の教育を担うのが、食分野の栄養学科、子ども分野の幼児教育学科、そして福祉分野の専攻科介護福祉専攻である。

短期大学部は、上記の「理念・目的」を受けて、次のような教育目標（提出-2-P.2）を定めている。教育力の向上に組織的に取り組むことにより、次に掲げる教育目標の達成を目指す。

1. 専門教育の充実を図り、地域社会の発展に貢献できる専門的職業人を養成する。併せて、学生支援体制の整備を図り、専門分野への就職・進学を促進する。
2. 教養教育の充実により、広い視野を持った社会人としての基礎的能力を養う。
3. 学生個々に応じた指導・教育により、学生の満足度を高め、勉学及び卒業後の進路への意欲を高める。
4. ボランティア活動等を推進し、社会への関心を高め、社会に貢献できる人間を育成する。

先述の教育目的・目標に示された学習成果が得られるように、基本的な教育カリキュラムを編成するとともに、学習成果の具体的内容については各科目のシラバス（提出-5）に明示している。教育目的・目標については、ホームページ、オープンキャンパスの学科イベントにおいて表明するとともに、学生の保護者には入学式後の学科説明会において周知に努めている。学生に対しては、「履修要項」（提出-2-P.2）に掲載するとともに、入学当初に行われる新入生研修会である「オリエンテーション・セミナー」や、学科教員が担当する「1年次セミナー」の中で詳細な説明をしている。学内に対しては教育目的・目標について、学科会議において実習巡回や就職先訪問の報告時など、折に触れて学科教員の間で議論し、共有を図っている。また、分野毎に担当者の連絡会議を開いており、その際には学科全体の教育目的・目標を考慮しながら授業内容について話し合っている。

また、県北唯一の大学（短大）であることから、各学科専攻共に専門的な地域からの相談が多く寄せられる。これらのことを毎月の科会、専攻会で情報共有し、寄せられた社会の要望に応えられる人材育成に反映できるよう協議している。

先述の教育目標は、平成 17(2005)年度の制定後、平成 19(2005)年度に改正されたものである。これを受けて各学科・専攻科がその専門性に即して人材養成の目的・教育目標を定めている。平成 22(2010)年度には、三つの方針の制定及び学則に人材養成の目的が明記されたのを機に、各学科・専攻科において再度項目の見直しを行い、人材養成の目的とそれを具体化する教育目標との関連性の明確化を図っている。また、平成 27(2015)年度において、これまでの「教育目標」の他に「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシ

一」を各学科に設け、各学科の教育目標をさらに明確にしている。

栄養学科

本学短期大学部は、岡山県下で最初の栄養士養成施設認可校であり、66年の伝統と実績を有している。今日栄養士は食物と栄養に関する専門知識を備えていることにとどまらず、食を通して人びとの健康を育むという「食育」に関わることも求められるようになってきている。このような時代の要請を踏まえて、栄養学科は、「多面的な視野で健康維持・増進のサポートができる栄養士の養成」（提出-4-学則第4条）を人材養成の目的とし、その目標達成のために「栄養士に必要とされる知識、技能、態度、及び考え方の総合的能力」を育て、「栄養指導や給食の運営を行うために必要な実践的能力」（提出-2-P.16）を身につけられることを目指している。また、栄養士として活躍するには人と関わることが不可欠であり、そのために必要な社会人としての基礎的能力やコミュニケーション能力の養成も目標としている。以上のような教育目的・目標に示された学習成果が得られるように、基本的な教育カリキュラムを編成するとともに、学習成果の具体的内容については各科目のシラバスに明示している。

幼児教育学科

近年、複雑で予測不可能な時代の中で、少子化の進行や待機児童の問題など、子どもを取り巻く環境や子育て環境の変化に伴い様々な問題が生じている。「幼保連携型認定こども園」の創設など、これからの社会のニーズに対応するために、幼児教育学科は、保育・幼児教育の専門家として「次代を担う子どもたちの人間形成に寄与する支援力をそなえた保育士・幼稚園教諭の養成」（提出-2-P.19）を目的としている。そのために、子どもの心と体、そして人権を大切にし、一人一人の子どもの幸せを支援できる人材、すなわち保育・幼児教育の専門的知識や技能に関する学習に裏打ちされた高い実践力、子どもや障がい児（者）の人権を尊重する姿勢・態度、豊かな表現力とコミュニケーション能力などの養成を目指している。以上のような教育目的・目標に示された学習成果が得られるように、基本的な教育カリキュラムを編成するとともに、学習成果の具体的内容については各科目のシラバスに明示している。

専攻科介護福祉専攻

本専攻科は、「保育の心をもった介護福祉士、介護のできる保育士」を人材養成の目的としている（提出-2-P.22）。急速に進む高齢化の中で、特に地域社会において高齢者福祉や障がい者福祉の分野で活躍が期待されている専門職の1つが介護福祉士である。本専攻科は厚生労働省指定の保育士養成施設で保育士資格を取得した人が入学できる1年課程である。保育士の基礎資格を生かし、福祉や家政、医学、看護の知識を基礎に、科学的で計画的な介護技術や幅広い視野を備え、実社会で役立つ教育や福祉の専門家としての介護福祉士の養成を目的としている。高齢者や障がい者の抱える問題が複雑多様化している今日、介護を必要とする人それぞれのニーズに応えるためには、介護の専門的知識・技術の修得だけでなく、豊かな人間性とコミュニケーション能力によって信頼関係を築くことや、他の保健・医療・福祉従業者等と連携・協働して介護できる姿勢などを身につけることが必

要である。

また、入学者のほとんどが本学幼児教育学科からの進学者であるため、短大での福祉に関する学びと、担任をはじめとする学科教員による進路指導の中である程度周知されており、さらに入学後は「オリエンテーション・セミナー」で詳しく説明を行っている。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

一人の自立した人間として社会に貢献できる人材の養成という、「建学の理念」に発する本学の教育目的・目標は、長い伝統の中で揺らぎないものとして確立されており、それに基づいて各学科・専攻科が目指している食と子どもと福祉の分野における専門的職業人の養成という教育目標とそのための学習成果も明確である。これに合わせて、専門的職業人に不可欠な資格・免許を取得できる教育課程を、関係法令に準拠しつつ整備するとともに、栄養士、保育士、幼稚園教諭、介護福祉士等の養成にあたっては、それらの専門職に要求される知識・技能及び社会人としての基礎的能力を考慮して学習成果を定め、それらの目標に到達できるよう個々の学生に応じたきめ細やかな指導を心がけることで、教育内容と質の保証を図ってきた。このような美作ならではの「面倒見の良さ」は、小規模大学の特性を生かした本学の特長の1つであると考えている。

「建学の理念」から導きだされた短大の教育目的・目標、さらにはそれを具体化した各学科・専攻科の教育目的・目標は、「食、子どもそして福祉の分野において地域社会の人びとの生活を支えることのできる専門的職業人の養成」という分かりやすい表現で、様々な機会を捉えて学内外で表明し、その共有化に努めているところであるが、今後も理念や伝統の希薄化を招かないよう努力を継続していく必要がある。

また、本学には食・子ども・福祉の各分野で併設大学にも同系統の学科が存在する。大学・短大全体の中で各学科・専攻科の果たすべき役割や個性を明確化することが、目的・目標の再確認にもつながるであろう。

栄養学科は、建学の精神に基づき、「多面的な視野で健康維持・増進のサポートができる栄養士の養成」（提出-4-学則第4条）を人材養成の目的としている。この目的に沿って、栄養指導や給食運営の専門家として、栄養士に必要なとされる知識、技能、態度、及び考え方の総合的・実践的能力を身につけること、さらに、社会人として要求される柔軟な思考力、観察力、判断力などの基礎的能力やコミュニケーション能力の育成を目指している。

幼児教育学科は、保育・幼児教育についての専門的な知識や理論の学修、子どもや子ども

の文化の理解に基づいて、「次代を担う子どもたちの人間形成に寄与する支援力をそなえた保育士・幼稚園教諭の養成」（提出-4-学則第4条）を人材養成の目的としている。そのために、子どもや障がい児（者）の人権を尊重する姿勢・態度、実践的な教育や支援ができる能力、豊かな表現力とコミュニケーション能力などの養成を目指している。

専攻科介護福祉専攻は、保育士の基礎資格を生かし、「保育の心をもった介護福祉士、介護のできる保育士」を人材養成の目的としている。高齢者や障がい者の抱える問題が複雑多様化している今日、介護を必要とする人それぞれのニーズに応えるためには、介護の専門的知識・技術だけでなく、豊かな人間性とコミュニケーション能力によって信頼関係を構築する能力や他の関係者と連携・協働して介護に当たることのできる姿勢などを身につけることが必要になる。

学科の教育目標及びディプロマ・ポリシーから、学科ごとに「ディプロマ・ポリシーの要素」を定め、それに基づいた知識、技能、態度、能力を2年間で習得できたことを確認するために、科目ごとに授業の目標に加えて、「ディプロマ・ポリシーの要素」との関連性や授業の到達目標をシラバスにおいて明記し、美作大学短期大学部履修規程に定めた成績評価基準を用いて評価し単位化している。

学習成果は、いずれの学科も教育目的・目標と同様にホームページ (<https://mimasaka.jp/about/disclosur/study/>) 等で学内外に向けて表明している。学生に対しては「履修要項」（提出-2-P.3）に記載するとともに、各教科についてはシラバスで「ディプロマ・ポリシーの要素」との関連性や授業の到達目標等を示している。

各学科・専攻科の設定する学習成果の達成状況は、高い資格取得率と専門職への就職比率等の実績によって裏付けることができるが、このような専門性に関わる面だけでなく、卒業後の社会人・職業人としての「育ち」も視野に入れ、在学中に身につけた専門的知識・技能を発揮できるように基礎的能力も伸ばしていかなければならない。学習成果の実効性を点検するにあたっては、従来も「共通試験」等の客観性のあるデータや実習先からの評価等を利用してきたが、学外からの評価についてさらに情報収集と分析の努力を続ける必要がある。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

短期大学部としての三つの方針及びそれを踏まえた各学科・専攻科それぞれの三つの方

針について、当然のことながら本学の使命・目的及び教育目標を反映したものとなっている。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、食・子ども・福祉の分野で地域の人々の生活の向上に貢献できる人材を養成するという本学の目的を踏まえて、分かりやすく表現している。

美作学園「建学の理念」を受けて制定された美作大学短期大学部「理念・目的」において、本学の教育目的として「新しい時代の生活の向上に寄与できる、人間性豊かな専門的職業人の養成」、「小規模大学の特性を生かし、学生の個性を尊重し、能力を向上させ、創造的で自立した人間の育成」の2点を謳っている。この目的を踏まえて、短期大学部全体の教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）を定めるとともに、学科毎に教育目標と、それに対応してカリキュラム・ポリシーを明確に示している。

本学が「建学の理念」、目的・目標に掲げる、情操豊かな人間性と専門的な知識・能の修得による職業人としての自立と社会貢献という人間像は、いつの社会においても求められる普遍性を有している。とりわけ少子高齢化が急速に進むわが国社会にあっては、それに伴う様々な複雑で困難な課題が山積している。

本学は、食と子どもと福祉の分野でそれらの課題に取り組む職業人の養成を目的として、「建学の理念」を確認し、それを具体的に示すために平成 16(2004)年から部科(課)長会議、教授会そして理事会での議論を経て、平成 17(2005)年度に大学及び短大の「理念・目的」、「教育目標」を制定した。その後もそれらの確認を行いながら、学科や専攻科での会議、上記と同じ会議での議論を経て、平成 19(2007)年度には学科・専攻科の人材養成の目的・教育目標を、更に平成 22(2010)年度にはディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの三つの方針を制定した。これらの取組みは、当然のことながらその一番の基盤である「建学の理念」や大学・短大の「理念・目的」に立ち返り、その確認を行う中で進めている。また、平成 23(2011)年の自己点検・評価においても、それらについての点検を行っている。

<区分 基準 I-B-1 の現状>で示した教育目標は、平成 17(2005)年度の制定後、平成 19(2007)年度に改正されたものである。これを受けて各学科・専攻科がその専門性に即して人材養成の目的・教育目標を定めている。平成 22(2010)年度には、三つの方針の制定及び学則に人材養成の目的が明記されたのを機に、各学科・専攻科において再度項目の見直しを行い、人材養成の目的とそれを具体化する教育目標との関連性の明確化を図っている。

なお、主な教育活動については以下の通りである。

栄養学科は、時代のニーズに応じた栄養士養成の実現を第一義とし、献立作成と調理技術に重点を置いたカリキュラム構成を心がけている。また令和 1(2019)年度より沖縄県の高校より要望を受けて船舶料理士の取得サポートを始めた。また地元企業と合同で商品の開発を行う等、プロから学ぶ生きた知識の習得も行っている。

幼児教育学科は、今後さらに増えることが予想される認定こども園に対応したカリキュラム構成を構築していく。美作大学附属幼稚園が隣接しているため、そこでの様々な行事に参加することにより、従来の実習とはまた違った実践力を身につけている。他にも、幼児教育

学科独自の少人数制を活かした「2年次セミナー」を開講し、資格取得の相談や授業内容のことだけでなく就職活動のアドバイスなど、きめ細かい指導を行っている。

専攻科介護福祉専攻は、その少人数学科の特徴を活かして決めの細かな指導が可能となっている。国家試験対策の特別授業は年間を通して行い、卒業後の「保育+介護」の資格を活かせるよう指導している。また学生が地域に出て、授業や演習で学んだ知識を地域の方に体験してもらう取り組みも行っており、学んだ知識を地域貢献に活かしている。

教育目的・目標ならびに三つのポリシーについては、本学ホームページ(<https://mimasaka.jp/about/disclosur/educational-research/>)に記載し、周知を行なっている。

また、アドミッション・ポリシーの周知については、「学生募集要項」にも記載されており、高等学校の進路指導者向けの入試説明会等で配布している。「学生募集要項」は、中国・四国及び沖縄地域を中心とする高等学校にも、学生募集活動で訪問する際に持参・配布している。

カリキュラム・ポリシーならびにディプロマ・ポリシーについては「履修要項」(提出-2-P.3)に記載されており、学生の入学時に配布されている。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

教育目的・目標については、勤務年数の長い教職員の間ではよく理解され、自覚されていると言えるであろうが、その一方で、「美作の伝統」が自明化することにより、新任の教職員や学生たちにも十分浸透しているか、確認が疎かになる懸念もある。様々な機会を捉えて、目的・目標の再確認や共有の努力を続けていかなければならない。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

- 提出資料 6 自己点検・評価委員会規程
 備付資料 12 自己点検・評価報告書(2019年12月)、
 13 美作高校との情報交換会
 14 教育改善委員(学生)について、15 2020年度教育改善委員
 16 シラバス改善のために、17 オンライン授業アンケート結果報告
 18 学科を超えた専門職育成のための合同FDの実施について
 備付資料-規程集 2 自己点検・評価委員会規程、3 有識者懇話会規程

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本学では、「美作大学・美作大学短期大学部自己点検・評価委員会規程」(提出-6)に基づき、自己点検・評価委員会が中心となって、継続的に自己点検・評価活動に取り組み、その過程で改善を要すると確認された事項や、本学の特色がより発揮されるべきであると確認された事項等について、関係部署で改善に取り組んできている。

委員会は、他の委員会同様に併設大学と合同であり、委員の構成は学長、副学長、学修・学術センター長、研究所長、各研究科長、事務局長、各課室長、及びその他学長の委嘱した者と、学内の主だった役職者で構成されている。委員長は学長、副委員長は教務部長とし、副委員長を中心に自己点検・評価を進めている。なお、本学では現在、部長職を置いていないため、諸規程にある教務部長は適宜、副学長(教育)に読み替えて運用しているが、当委員会の副委員長には前教務部長(平成28(2016)年3月まで)で前回認証評価受審時のALOである現入試センター長が指名されており、今回受審のALOも務めている。

自己点検・評価活動については、例年定期的に委員会を複数回開催しているが、令和2(2020)年度については、コロナ禍により年度前半は会議開催が制限され、後半においても必要に応じてメール会議の形を取った。10月に第1回の全体委員会を開き、短大の認証評価受審に向けた自己点検・評価活動の計画を確認し、その後基準毎の部会を開き、現状の把握と課題の確認及びその改善方策の検討を行った。活動記録の詳細は基礎資料2.自己点検・評価の組織と活動に示した表の通りである。

自己点検・評価活動は併設大学と一体となって行っているが、認証評価受審の際には短大・大学それぞれの部分について報告書を作成している。それに加えて、概ね認証評価受審の中間年を目安に全般にわたる自己点検・評価を行い、その報告書を作成している。平成30(2018)～令和1(2019)年度にかけては、日本高等教育評価機構の評価基準・項目の一部を利用して自己点検・評価を行った。自己点検・評価結果を報告書にまとめ、令和1(2019)年12月に本学ホームページで公表している(備付-12-自己点検・評価報告書(令和1(2019)年12月))。このように、本学は規程に基づき継続的に自己点検・評価を実施し、その結果はおおよそ3～4年毎に報告書にまとめて公表してきている。

委員会は規程に基づき上記構成員を中心に進めているが、実際の点検・評価の取り組みにおいては、委員長や副委員長の要請により点検事項に係る部署の多くのスタッフや学科教員が参加する体制で進めている。基準毎の点検・評価を進めるに当たっては、「基準ごとの責任者と担当者」(P.12)に示すように、基準毎に責任者と事務担当者を設け、必要に応じ業務上点検事項の内容に深い関わりのあるそれ以外の教職員を加えており、全学的な取組を行っている。

自己点検・評価活動に際して高等学校等の関係者の意見聴取の機会はとくに設けてはいないが、系列校である美作高校とは同校からの進学者について情報交換の会を毎年開催している。同校の美作大学コースからの進学者についてミスマッチ防止のために情報提供の機会としているが、同コースに限らず全ての進学者について、高大接続の観点から、入学後の学修状況や学生生活の様子、就職等について、幅広く情報交換を行っている。高校から短大・大学の卒業に至る 5～7 年間の成長を見守る教育という意識で取り組んでおり、高校側からの本学教育に対する要望を聞く機会にもなっている（備付-13-美作高校との情報交換会）。

また、令和 2（2020）年には「美作大学・美作大学短期大学部有識者懇話会規程」（備付-規程集-3）を定め、本学の教育研究活動、学生支援・指導、地域連携及び管理運営に関する事項について学外の有識者から意見を聴取するための懇話会を設置した。ただし、コロナ禍により令和 2（2020）年度には実際に会を招集することはできなかった。

これまで点検・評価活動を通して確認された課題などについては、その内容により該当する委員会や部署、あるいは学科で改善・向上策の検討を進め、部科（課）長会議などでの承認を経てその解決・向上の取組を進めている。以下に最近の取組の一部を記す。

「教育改善委員（学生）の設置」

教育内容等の改善（FD）活動の一層の活性化のためには、教職員だけでなく学生の意見を聴取し参考とすることが求められるようになってきている。本学では学長を中心とする教員と学生代表との懇談会が 2 年に一回開かれているが、学生の意見をくみ上げる仕組みを制度化する必要が指摘されていた。令和 2(2020)年度には、各学科から 2 名以上の推薦された学生を学長が教育改善委員（学生）に委嘱する制度を設けた。各学科においては、学科の教育的取り組みや改善に関する意見交換会を開催し、学科長や教務委員を中心とする教員が教育改善委員から意見を聴取し、その内容について学科会議で取り上げ、議事録として学長に報告することとしている。（備付-14-教育改善委員（学生）について、16-2020 年度教育改善委員）

「シラバス改善のための研修」

シラバスの記載内容の充実は学生に対して授業に関する基本的な情報をあらかじめ明示する上で重要である。本学では教務委員会を中心に毎年見直しを行い、記載項目の追加等の変更に対応するとともに、次年度のシラバス作成依頼に先立ち「シラバス改善のために」と題して FD 研修を実施し、担当者間の理解の深化と記載内容の充実に努めている。令和 1(2019)年度には様式的大幅な変更を行い、令和 2(2020)年度は冊子体からオンライン方式に移行するために例年の研修会とは別にその説明会も追加実施した。（備付-16-シラバス改善のために）

「オンライン授業環境の整備」

令和 2(2020)年度はコロナ禍により本学でもオンライン授業を約 1 月間実施した。その教育効果の検証については IR 担当者が行った学生アンケートの分析結果の報告が FD 研修会においてなされている（備付-17-オンライン授業アンケート結果報告）。このような経験を通して、オンライン方式の課題だけでなく、メリットとなる点も自覚されるようになってきている。これを踏まえて、本学では文部科学省の補助を利用し、教室内を撮影するカメラ、スクリーン、中間モニターの設置など、大講義室 2 部屋の遠隔授業環境の整備を行った。学外にいる学生への授業配信、学外にいる教員による授業実施、学外の特別講師による講演等の利

用が見込まれている。とくに、遠隔地在住の特別講師の招聘は、本学のような地方に立地する小規模校では効果が大きいと考えている。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などについては、関係の事務部門において情報を入手・確認し、その遵守に努めている。「地域社会の人びとの生活を支えることのできる専門的職業人の養成」を「理念・目的」とする本学にとって、その職業人として活躍するために不可欠の資格・免許を取得できる教育を保証することは第一義的な責務と考えている。栄養学科では厚生労働省指定の栄養士養成施設として、また、保育士資格と幼稚園教諭二種免許状の同時取得を目指す幼児教育学科では厚生労働省及び文部科学省の定める法令に準拠した養成校として、各資格・免許を取得できる教育課程を編成している。関係法令の変更に伴い、専攻科介護福祉専攻では平成 21(2009)年度に教育課程を改正し、幼児教育学科では平成 30(2018)年度に文部科学省へ教員免許状再課程認定を申請、承認され、令和 2(2020)年度に保育士養成に係る教育課程の改正及びを行っている。

学習成果に関する査定（アセスメント）は、各教科については単位認定や学生による授業評価、単位修得状況や GPA、学外実習については各学科の履修基準による要件の確認、実習先による評価表、巡回指導の報告、実習先との打合会や反省会等による点検、資格・免許の取得率と専門職への就職比率等の方法によって行っている。これらに加え、栄養学科では全員が受験する「栄養士実力認定試験」、専攻科では「学力評価試験」の結果を、他の養成施設との比較や全国レベルでの達成水準の確認に利用している。なお、アセスメント・ポリシー（学修成果の評価の方針）を令和 2(2020)年に制定し、履修要項（提出-2-P.3）に記載している。

また、本学では毎年、各学科の全専任教員が分担して中国・四国地域を中心に「夏季就職先開拓訪問」を行っている（基準 II-B-4 参照）。その名称の通り、これは元々就職支援のための取り組みであるが、その際に就職した卒業生の評価についても情報収集している。各学科の教員が現場での評価を直接聴取してくることで、学習成果が社会的に通用するレベルにあるか否かを判断する情報として役立つことができるとともに、学科の教育内容の改善にもつなげやすい利点がある。本学短大の場合、地元岡山県と近隣諸県の出身者が多いこと、さらに専門職への就職比率が高いことにより、学外実習先と就職先が重なる部分が多い。そのため、実習の巡回指導と就職先訪問は相互に補強し合う関係にあり、現場との緊密な関係を維持しそこでの情報収集に努めることは、客観的な教育レベルを維持する上で有用であると考えている。ただし、令和 2(2020)年度においては新型コロナウイルス感染症の影響でほぼ就職

先開拓訪問はできていない。その分、オンラインを駆使した訪問・面談を多く取り入れ、学生の不利益とならないよう努めた。

教育の向上・充実のための PDCA サイクルについては、毎年シラバスの作成を依頼する前に開催される FD 研修会「シラバス改善のために」や、授業評価を元にした教員による授業計画の自己点検報告の実施などの取り組みを通して、教員単位でより良い教育計画を立てるような取り組みを行っている他、学科単位では教育改善委員を学生から選出し、学生が目線で学科教育の問題点や 3 ポリシーとの整合性などについて忌憚なく意見交換を行う取り組みを令和 1(2019)年度から開始した。また、令和 2(2020)年度には、食と子どもと福祉の分野で「学科を超えた専門職育成のための合同 FD」(備付 19)を実施するなど、教育の向上・充実のための取り組みを通じて PDCA サイクルが確立できるよう努めている。

資格取得要件についての施行規則等の見直しが行われた際には、必要な教育課程の改正を行うのはもちろんであるが、各学科の教育目的・目標を確認しながら教育課程についても適宜見直しを行っている。専攻科介護福祉専攻は、平成 21(2009)年度に教育課程を全面改正し、修了単位数を増やした。さらに、幼児教育学科は前述の通り平成 30(2018)年度の教員免許状の再課程認定及び令和 2(2020)年度の保育士養成に係る教育課程の改正の際に教職及び保育士関係の科目を中心に、カリキュラムを再編成している。栄養学科でも、カリキュラム上の変更はないものの、学生の学修状況を見ながら科目の開講時期(前期・後期)や配当学年の検討を毎年行っている。

また、学外実習に関係する報告や卒業生の動向に関する情報については、学科会議で検討・協議し、そこで発見した課題はその都度、教育内容の改善につなげるよう努めている。この他に、年に 1 回行われる授業担当者の打ち合せ会議も、教育内容の定期的な点検・確認の機会となっている。

幼児教育学科では、履修カルテを作成し、学生自身による自己評価や到達目標の設定と合わせて、保育者として身につけるべき能力の獲得に向けて学習指導に役立てている。これとともに、単位化された授業科目ではないが時間割の中に「2 年次セミナー」を設け、「1 年次セミナー」の担当教員が引き続いて同じ学生グループを担当し、2 年間を見通した学びの過程のフォローができる体制を整えている。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

近年、資格の専門性とその一方で社会人としての基礎的能力に対する社会的要請も高まっている。施行規則等の改正に対応するのは当然であるが、そのような改正の背景にある社会の動向を踏まえて、教育内容を見直していかなければならない。その検討のための情報収集手段としては、従来も「共通試験」等の客観性のあるデータや実習先からの評価等を利用し、特に、実習関連の打合せ・反省会・巡回指導等の機会に得られた情報は教育内容の検討や学生指導に活用されてきた。また、例年ならば学科教員が「夏季就職開拓訪問」で卒業生の現場での評価について聴取する取り組みも実施してきたところであるが、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染予防のため、オンラインによる訪問が多くなった。しかし、オンラインによる訪問もけっして効果減というわけでもない。今後は状況により、実際の訪問かオンラインによるものか、取捨していくことも考えていく。どちらにせよ、学習成果の実効性を点検するにあたっては、このような学外からの評価についてさらに情報収集の努力を続け

る必要がある。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

特になし。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

本学の「建学の理念」や短大の「理念・目的」や教育目標の理解と、本学の進むべき方向性の共有については、初任者研修の拡充や職員会議での SD 研修、平成 27（2015）年の学園創立 100 周年行事などを通じて、教職員全体で共有し、一体化を図る取組みを進めてきた。

栄養学科の教育課程の見直しについては、平成 28（2016）年度、平成 30（2018）年度入学生に対してカリキュラムの改編を行った。

導入教育である「1 年次セミナー」の内容見直しについても、教科書「1 年次セミナー～学びのために～」を平成 29（2017）年度に改訂し、これまで大学・短大同じ内容であったものについて、それぞれの教育の特性を考慮した内容に一部変更をした。

就職先開拓訪問の際に得た卒業生に関する情報の収集の活用法については、当該学科の教育内容の改善に活用する等の取組みが定着している。

複数部署に関わる案件についての改善の取組みが十分でなかった件については、複数の部長級の職責を兼ねる副学長の設置など学長のガバナンスを強化することで事務部門間の連携を強化する取組みを行ってきた。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学園のそれぞれの教育機関の教育の成果、大学・短大の教育研究の成果、教育ならびに研究活動に基づいた地域社会への貢献に関する総括を行う中で、改めて「建学の理念」及びそれぞれの教育機関の教育目的・目標について、教職員・学生・同窓生が確認しあい、広く社会に対しそれを表明するための取組みとして、大学案内や本学ホームページを活用した、積極的な情報発信に取り組む。

学園の今後の果たすべき社会的役割を確認する中で、高等教育機関としての大学・短大の進むべき方向性を関係者で確認し、ベテラン・新人の教職員間での共有を通して、一体化を図る機会として、学内研修の充実に努める必要性も増している。

「地方大学の雄」と呼ばれる存在を目指すという目標を掲げ、建学の精神に基づいた教育活動の周知・理解の深化と、地域貢献を通して大学・短大がこの地域に存在し続けることの意義を問いながら、学生を重視した、自由、自主、自発性を重んじた校風を損なうことなく、次世代に引き継ぐことを図る。

教育の効果に関しては、圧倒的な教育力を形成し、きめ細かい学生支援を通して学生一人一人の夢が実現できることを目指す。そのために、学生の学修状況やモチベーションの把握を行い、より適切な教育活動を行うために、教育課程の点検やディプロマ・ポリシーに沿っ

た体系化の推進（カリキュラム・ツリーの更新）を行う。

また、コロナ禍をきっかけとして普及が進んだオンライン授業環境を活用し、これまで地方大学では困難だった、遠隔地の優れた教育者・各分野のトップリーダーからの講義・講演が受講可能な環境整備を行う。

内部質保障に関しては、IR活動の充実により、学修成果の確認方法の見直しや、学生の学修活動の状況を把握する。それらの見直しや分析を行うと共に、教育改善委員の活用などを通して、学科教育の改善に努める。

本学の教育に関する地域の意見を聴取するための組織を整備し、外部意見を教育活動の見直しに反映できる体制を構築する。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

- 提出資料 1 大学案内、2 2020年度履修要項、5 2020年度シラバス、
7 2020・2021年度大学・短期大学部学生募集要項
10 2020・2021年度編入・専攻科学生募集要項
- 備付資料 20 2020年度GPA分布図、成績一覧
21 授業評価アンケート
22 授業評価アンケートの集計表
23 学科科会議事録（栄養、幼児教育学科）
24 夏季就職先開拓訪問報告書
- 備付資料-規程集 4 入学試験委員会規程、5 入学者選考規程、
6 学生募集委員会規程

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

ディプロマ・ポリシーを明確に示している。

本学では、教育目標とそれに基づく教育課程の見直しを順次行ってきたところであるが、その基本方針をより明確にするため、平成21(2009)年の第4回教授会(9月24日)において初めてディプロマ・ポリシーを定めた。しかし、このディプロマ・ポリシーは全学的内容を定めたのみで、学科毎には記述していなかった。そこで平成26(2014)年の第3回教授会(9月10日)教授会において学科毎のディプロマ・ポリシーを定めることとし、これに伴い、全学的ディプロマ・ポリシーを現在のものに改めた。

以下にディプロマ・ポリシーを記す。

全学的に設けたディプロマ・ポリシー（提出-2-P.3）

「美作大学短期大学部は、目的・教育目標に定める「地域社会の生活の向上に貢献でき

る人間性豊かな専門的職業人の養成」のため、各学科の専門分野に関し、専門的知識や技能・実践的能力の修得及び社会人としての力量の涵養を目的とした教育課程について、学則に定める所定の単位を修めた学生に卒業を認定し、学位を授与する。」

学科毎のディプロマ・ポリシー

栄養学科

ディプロマ・ポリシー（提出-2-P.16）

「栄養学科では、卒業後職場において力を発揮できる栄養士養成のため、栄養士として求められる知識や技能・実践的な能力の修得及び社会人として求められる広い視野・コミュニケーション能力や思考力を養うことを目的とした教育課程（専門教育科目、教養・基礎教育科目）について、学則に定める所定の単位を修めた学生に卒業を認定し、学位を授与する。」

学科の教育目的である「多面的な視野で健康維持・増進のサポートができる栄養士の養成」に対応して、区分 I-B-2 において示す学習成果を定めている。ディプロマ・ポリシーにおいて身に付けるべきことを求めている 3 項目は、社会人・職業人としての基礎的能力に関わる力であるが、これに加えて栄養の分野の専門家に不可欠の資格が栄養士の資格である。本学科の教育課程は栄養士免許を取得できるよう編成されており、毎年栄養士免許は高取得率で推移しており、令和 1(2019)年度の卒業生は全員が栄養士免許を取得している。さらに一定数の学生はフードスペシャリストの資格も卒業時点で併せて取得している。ディプロマ・ポリシーは、これらの学習成果の獲得に向けて、授業毎の到達目標に基づいて成績評価を受けて所定の単位を修めた学生に卒業を認定することを示している。

ディプロマ・ポリシーは、他の 2 つの方針とともに、本学ホームページにおいて学内外に公表している。具体的な卒業要件と資格取得の要件については学則（第 12 条、16 条）に規定しており、学生に対しては学科の教育目標とそれを踏まえて編成された教育課程、栄養士等の資格取得要件を「履修要項」に掲載し、個々の授業科目の到達目標等については「シラバス」に示している。卒業や資格取得の要件は、入学当初の新入生研修会である「オリエンテーション・セミナー」で解説するとともに、各学期開始前に行われる履修ガイダンスやクラス会において周知を図っている。このように、ディプロマ・ポリシーは学内外に表明しているが、平成 25(2013)年度第 7 回教授会（平成 26(2014)年 2 月）において、三つの方針について根拠となる条項を設ける学則改正を行った。

基準 I-B-1 でも述べた通り、本学科は岡山県内では最も長い栄養士養成の伝統を誇っており、多数の卒業生の活躍から「栄養士なら美作」との定評を得ている。また、前述の就職先開拓訪問でも多くの職場でその働きぶりは高く評価されている。従って、栄養士免許を取得し、栄養分野の専門的職業人として社会に貢献できる力を身に付けること、という基本方針は一定の社会的通用性があると考えている。

幼児教育学科

ディプロマ・ポリシー（提出-2-P.19）

「幼児教育学科では、卒業後職場において力を発揮できる保育者養成のため、保育者として求められる知識や技能・実践的な能力の修得及び社会人として求められる広い視野・コミュニケーション能力や思考力を養うことを目的とした教育課程(専門教育科目、教養・基礎教育科目)について、学則に定める所定の単位を修めた学生に卒業を認定し、学位を授与する。」

上記のディプロマ・ポリシーに基づき、「次代を担う子どもたちの人間形成に寄与する支援力をそなえた保育士・幼稚園教諭の養成」を学科の教育目的としている。これに対応して、区分 I-B-2 において示す学習成果を定めている。栄養学科と同様に、社会人・職業人としての基礎的能力に関わる力に加えて、保育・幼児教育の専門職に不可欠の資格として、保育士資格と幼稚園教諭二種免許が取得できるように教育課程を編成しており、令和 1(2019)年度・2(2020)年度の卒業生は、ほぼ両資格を取得し、さらに 2 割の者がレクリエーション・インストラクターの資格も併せて取得している。ディプロマ・ポリシーは、これらの学習成果の獲得に向けて、授業毎の到達目標に基づいて成績評価を受けて所定の単位を修めた学生に卒業を認定することを示している。

ディプロマ・ポリシーは、他の 2 つの方針とともに、本学ホームページにおいて学内外に公表している。具体的な卒業要件と資格取得の要件については学則(第 12 条、16 条)に規定しており、学生に対しては学科の教育目標とそれを踏まえて編成された教育課程、保育士資格と幼稚園教諭二種免許の資格取得要件を「履修要項」に掲載し、個々の授業科目の到達目標等については「シラバス」に示している。卒業や資格取得の要件は、入学当初の「オリエンテーション・セミナー」で解説するとともに、各学期開始前に行われる履修ガイダンスやクラス会において周知を図っている。このように、ディプロマ・ポリシーは学内外に表明しているが、平成 25(2013)年度第 7 回教授会(平成 26(2014)年 2 月)において、三つの方針について根拠となる条項を設ける学則改正を行った。

本学科の保育者養成は昭和 40(1965)年の保育科創設に始まるが、それ以後 50 年を超え、多くの人材を輩出し、岡山県をはじめとする中四国地域の保育現場で卒業生が活躍している。今日、待機児童の解消や幼保連携型認定こども園の創設、子育て支援など、保育・幼児教育の分野で対応しなければならない課題も多い社会状況において、本学科卒業生の専門職への就職比率は高く、前述の就職先開拓訪問でも多くの職場でその働きぶりは高く評価されている。従って、保育士資格と幼稚園教諭二種免許を同時取得し、保育・幼児教育分野の専門的職業人として社会に貢献できる力を身に付けること、という基本方針は一定の社会的通用性があると考えている。

専攻科

ディプロマ・ポリシー(提出-2-P.22)

「専攻科では、保育士資格の基盤を生かし、様々な介護福祉分野において以下のような能力を身につけ、実践していくことのできる介護福祉士の養成を目的とし、学則に定める所定の単位を修めたものに修了を認定する。

- ・修得した専門的知識と技術を個々の状況に応じて活用するとともに、多職種と連携しながら個人やそれを取り巻く家族・地域社会の福祉の向上に貢献できる。

・人として誠実で礼儀正しく、人権尊重を基盤とした介護や援助が行えるよう常に自己研鑽に努めることができる。」

厳密には、専攻科は学位を授与する課程ではないが、本専攻科が人材養成の目的に掲げる職業人である介護福祉士は、上記のディプロマ・ポリシーで述べる専門的職業人の1つに含まれている。それに対応して、区分Ⅰ-B-2において示す学習成果を定めている。養成施設を卒業して保育士の資格を有する者が入学できる1年間の課程であり、修了者全員が介護福祉士の資格を取得できる。

専攻科の修了と資格取得の要件については学則（第7章専攻科）に規定しており、学生に対しては専攻科の教育目標とそれを踏まえて編成された教育課程、資格取得要件を「履修要項」に掲載し、個々の授業科目の到達目標等については「シラバス」に示している。これらの要件は、入学当初の「オリエンテーション・セミナー」で解説するとともに、各学期開始前に行われる履修ガイダンスにおいて周知を図っている。

福祉分野において、複雑多様化している今日の介護ニーズに対応できる専門家として、介護福祉士は不可欠の人材となっており、介護福祉分野の専門的職業人として社会に貢献できる力を身に付けること、という基本方針は一定の社会的通用性があると考えている。本専攻修了生は毎年、全員が専門職に就職しており、前述の就職先開拓訪問でも多くの職場でその働きぶりは高く評価されている。

なお、ディプロマ・ポリシーについては世間や地域の求めるニーズや資格取得に関する科目の規定変更などを踏まえ、不定期ではあるが教務委員会で点検している。その中で、専攻科のディプロマ・ポリシーが履修要項に記されていなかったことから、令和1(2019)年度より明記されている。

さらに平成30(2018)年度より、ディプロマ・ポリシーと教育課程との関連性を明確にするため、カリキュラム・マップを作成した。そのカリキュラム・マップを元にカリキュラム・ツリーを完成させ、カリキュラムの体系化をより明確にした。さらに令和2(2020)年度より全開講科目にナンバリングを付し、「シラバス」に掲載している。このことにより科目の理解や、計画的な履修指導に活用している。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。

- ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
- ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

(3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

カリキュラム・ポリシーを明確に示している。

本学では、教育目標とそれに基づく教育課程の見直しを順次行ってきたところであるが、ディプロマ・ポリシー同様、その基本方針をより明確にするため、平成21(2009)年の第4回教授会（9月24日）において初めてカリキュラム・ポリシーを定めた。しかし、このカリキュラム・ポリシーは全学的内容を定めたのみで、学科毎には記述していなかった。そこで平成26(2014)年の第3回教授会（9月10日）教授会において学科毎のカリキュラム・ポリシーを定めることとし、これに伴い、全学のカリキュラム・ポリシーを現在のものに改めた。

以下にカリキュラム・ポリシーを記す。

全学的に設けたカリキュラム・ポリシー（提出-2-P.3）

「美作大学短期大学部は、目的・教育目標に定める「地域社会の生活の向上に貢献できる人間性豊かな専門的職業人の養成」のため、学科・専攻科の専門分野に関し、専門的知識や技能・実践的能力の修得のための専門教育科目を編成している。あわせて、栄養学科と幼児教育学科では、それぞれ学科の専門の基礎となる科目、及び教養の修得や人間性を涵養するとともに、現代社会において必要とされる基礎的技能の修得などを目的とした教養・基礎教育科目を編成している。」

栄養学科

カリキュラム・ポリシー（提出-2-P.16）

「栄養学科は、栄養士資格取得を基礎とし、地域住民の生活に寄り添い、地域住民の健康の維持・増進に資する専門的な知識や技能・実践的な能力を身に付けた食の専門家としての栄養士養成を目的として、以下のように教育課程を編成している。

- 広い視野と基礎的能力を身に付ける教養・基礎教育科目
- 食品の特性・機能の理解に関する科目
- 栄養素の体内利用のされ方の理解に関する科目
- 栄養指導の技術修得に関する科目
- 給食管理に関する科目」

栄養学科の教育課程は、短期大学設置基準を遵守しつつ、栄養士養成指定科目群を、2年間の各学期に適正かつ体系的に配列し、ディプロマ・ポリシーに示したように、「栄養の分野の専門的職業人」として社会に貢献できる力が身につけられるよう編成している。

この教育課程は、ディプロマ・ポリシーの方針に合わせて栄養士免許を取得できるよう編成されており、栄養士法施行規則に準拠したものとなっている。栄養士養成課程としての性格を明確にし、栄養士として必要な知識及び技術等が系統的に修得できるよう体系化を図るため、平成 26(2014)年度までの学則別表の科目配列が栄養士法施行規則に示された教育内容に対応した系統分けと配列になっていなかったため、平成 27(2015)及び平成 29(2017)年に大幅な教育課程の改正を行い、それぞれ翌年の入学生から適用している。本改正では科目群の配列を整理したと同時に、授業科目群の体系化にあたっては、同じ食分野で併設大学に食物学科が設置されていることから、その教育課程との対応関係も考慮した。また、教育内容の充実という観点から、栄養士に求められるスキルのうち、現場で重視されている献立作成能力については、「献立作成実習」を新設し、本能力の強化を図っている。

以上のような、栄養士の資格取得に直結する科目群だけでなく、現場では栄養価計算等でコンピュータ利用が広く行われていることから、栄養士として効果的に業務を遂行するためには ICT 技術を活用する能力も必要である。これに備えて、「栄養情報処理演習」等の科目を設けている。

栄養学科では、1年次後半から2年次にかけて履修する「栄養学特別演習」を設け、学修内容の定着・確認の場として、さらにそれを現場に生かしていくことを意識させるキャリア科目の1つとして活用している。ここでは、まず栄養士の業務内容を理解させるため、現場で活躍中の栄養士を招いて講演会を開くとともに、就職支援室の協力を得ながら、就職活動の基本的な事柄を指導し、入学の翌年には始まる就職活動に備えさせている。本演習の後半にあたる2年次において、専門的教育内容の復習に力を入れ、2年次12月の「栄養士実力認定試験」に備えさせている。なお、本試験の結果は栄養士に必要とされる知識の習得度を測る目安としている。ちなみに本試験の結果は全国栄養士養成施設協より在学中の2月に送付されてくるため、卒業までに学生自身が習得度を把握することができる。

教育課程編成の方針で示した「積極的な社会参加を可能にする能力及び実践力の養成」については、教育課程に組み込まれた科目だけでなく、学科の専門教育と関連する内容で学科教員が指導する課外活動も寄与している。最近の取り組みを以下に紹介する。

令和 1(2019)年度から全日本海員組合と連携し、株式会社名門大洋フェリーの協力下、2泊3日の船内調理体験乗船を希望学生に行い、栄養士業務のバリエーションを体験させている。

令和 2(2020)年には、令和 1(2019)年まで併設の管理栄養士養成課程である美作大学生生活科学部食物学科で担当してきた地元スーパー「マルイ」との協働事業であるオリジナル弁当開発を本学科が担当することとなり、本学科2年生が秋期、1年生が春期の弁当を提案し、市販している。また、倉敷の干し柿加工品を手がける國和産業から共同開発菓子の協力を呼びかけられ、令和 3(2021)年1月に10余に及ぶ加工品を提案している。これらの外部からの依頼に応える活動は、学生たちの食への興味・関心を深める機会にもなっており、栄養士資格習得に対するモチベーションを高める効果を発揮している。

成績評価については、Ⅱ - B - 1 で述べるように、学科の教育目標とディプロマ・ポリシーを踏まえて設定された各科目の到達目標に基づき、「シラバス」に明記した方法により学習成果を厳密に評価している。学外で行われる給食管理実習については、学科内規に定めた履修基準により、単位の修得状況や学習態度等について問題が無いことが確認された者について実習を認めている。実習直前には学科教員が実習委託施設に直接出向いて打ち合わせをし、実習先とのコミュニケーションを取るほか、実習中の巡回指導も行ってフォローアップに努めている。また、学外実習の成績については、実習先からの評価と事前・事後指導の内容を学科教員全体で検討の上、最終決定している。

教育課程における教員の配置は、各教員の資格・業績を基に、職歴等も考慮し、学科教務委員と実務上の協議の上、学科長が総合的に判断し配置している。令和 3(2021)年度の専任教員は、教授 3 名、講師 3 名、助教 1 名の計 7 名となっている。

教育課程については、学科会議において学外実習の報告・反省、「栄養士実力認定試験」の結果等の確認など、機会ある毎に教育活動の成果について点検し、次年度に向けての課題について話し合っている。学科の教育目的・目標や養成する人材像へ向けて、学年毎の到達目標について話し合う中で、授業科目と教育課程の体系化についても点検を行っている。平成 27(2015)年度及び平成 29(2017)年度に教育課程の一部を改正したところであるが、令和 3(2021)年度に学生の到達度や教育効果の分析を行い、教育内容の重複や不足部分を精査して、具体的には給食運営分野、応用栄養学分野、栄養指導分野を主たる改正分野として令和 4(2022)年度実施に向けて教育課程の再改正を現在検討中である。

幼児教育学科

カリキュラム・ポリシー（提出-2-P.19）

「幼児教育学科は、子どもに寄り添い、よりよい支援を行なうための専門的な知識や技能・実践的な能力を身に付けた保育・幼児教育の専門家としての保育士・幼稚園教諭の養成を目的として、以下のように教育課程を編成している。

- 広い視野と基礎的能力を身に付ける教養・基礎教育科目
- 保育・幼児教育の本質・目的に関する科目
- 保育・幼児教育の対象の理解に関する科目
- 保育・幼児教育の内容・方法に関する科目
- 保育・幼児教育の表現技術に関する科目
- 保育・幼児教育の実習に関する科目」

幼児教育学科の教育課程は、短期大学設置基準を遵守しつつ、幼稚園教諭及び保育士養成に関わる指定科目群を、2年間の各学期に適正かつ体系的に配列し、ディプロマ・ポリシーに示したように、「保育の分野の専門的職業人」として社会に貢献できる力が身につけられるよう編成している。

教育課程編成・実施の方針は、栄養学科で先に示した通りである。

正規の授業科目ではないが、学科の教育目的・目標と関連性のある取り組みも、学科行事やボランティア活動等の形で行っており、そのうち特色あるものを紹介する。

その1つは、平成17(2005)年から毎年12月に入る前後の時期に行っている「イルミネーション点灯式」である。この取組みは、イルミネーションの制作や点灯式に伴う活動や発表を通して、学生の自主性と学科全体の連帯感を高めることを目的として企画されたものである。点灯式は、学生たちがセレモニーの中で保育に関わる者としての使命感を新たに誓いを立てることにより、子どもの夢に寄り添う保育者になる決意を表明する場でもある。また、地域住民や近隣の子どもたちに点灯式やイルミネーションの告知をして多くの観客を招待することにより、地域に開かれた学科を目指すとともに、学科の学修内容の周知を図っている。

平成17(2005)年度から始めた本行事は、平成20(2008)年度から平成22(2010)年度までの3年間は、学科の特色ある活動として文部科学省の補助金も受け、点灯式の発表内容やイルミネーションの規模の拡充を図ってきた。その後も展示内容や発表に工夫を凝らすことで、学内のみならず地域住民に対する本行事の認知度も高まっている。また、「1年次セミナー」、「2年次セミナー」から選出された学生による実行委員会を組織して企画運営にあたることで、学生自らの手でよりよい点灯式にしようとする意識も高い。本行事は学科の1・2年生全員が協力して行う唯一のものであり、企画や運営、準備、練習等を通して学生が主体的に取り組むことにより、学科への帰属意識や一体感の高まりが期待できる。また、造形関係の授業で制作した作品や、音楽関係の授業で学んだ合唱等の、学内及び地域住民や子どもたちへの発表の場として効果的に活用しており、学生の学習意欲の向上も期待できる。

さらに、本行事を通じて地域住民や附属幼稚園の園児との交流や連携も行われている。令和2(2020)年度はコロナ禍のため、地域住民や子どもたちを招待することはしなかったが、イルミネーションは学内で点灯し、学生が作成したモニュメントを通路に展示したり学生が演じたミュージカルの録画を一定期間玄関ホールのモニターにて流したりして、学生の学びの発表の場を保障した。

この他に、「みまさか子育てカレッジ」関連の活動も行っている。本事業は、岡山県が推進する「子育て大学・地域タイアップ事業」の1つであるが、平成24(2012)年4月に、美作地域では唯一の大学・短大である本学を中心として組織されたものである。この「みまさか子育てカレッジ」の「子育て支援に関するボランティア支援」事業に、本学科の学生たちが参加している。また、令和1(2019)年より、各種団体による「わくわくどきどき木育あそび広場@美作大学」の木育イベントを開催した。幼児教育学科1年生が学科教授の指導の下、「幼児造形」の授業で、現代玩具博物館・オルゴール夢館館長の支援により、学生がグループで制作した木製パズルや木製の輪投など玩具として作成したもの他、地域生活科学研究所の研究で制作した本学科教授の木製の玩具や、にいみ木のおもちゃの会より3000コの積み木、木製ジャングルジム、木材当てクイズなど計30のコーナーの出展があった。親子で手作りできる玩具体験もあり、本学アリーナにて約600人の地域住民や子どもたちが参加し、その活動を学生たちが支援した。この行事は好評につき令和2(2020)年度も開催予定であったが、コロナ禍のため中止となった。

教育の質を保証する成績評価に向けて、学外の教育実習及び保育実習については、内規で履修基準を定めており、各実習の時期に合わせて決められたチェック時点で単位の修得状況を点検し、これに出席状況や受講態度等の点で問題が無いことが確認できた者に本実習を認めている。津山市内の保育所で保育実習を行う場合、実習巡回指導に加え、実習前の事前打

ち合せ会と実習後の反省会を実施し、地元の保育所との連携を密にして、実習生に対してよりきめ細かい指導と評価を行っている。また、津山市内での幼稚園教育実習についても同様に事前打ち合せ会と実習後の反省会を行っており、さらに附属幼稚園で幼稚園教育実習を行う場合は、学科の担当教員が、実習生代表による研究保育を参観し、事後の研究会で指導助言を行う他、実習最終日に実習生全員と附属幼稚園の教員全員で行われる反省会にも出席し、学生の意見や感想を聴いたり、指導者からの助言を聴いたりして実習の評価に活かしている。

教育課程における教員の配置は、各教員の資格・業績を基に、職歴等も考慮し、学科教務委員と実務上の協議の上、学科長が総合的に判断し配置している。令和2(2020)年度の専任教員は、教授3名、准教授2名、講師5名、助教1名の計11名となっている。

教育課程については、学科会議において保育実習と幼稚園教育実習それぞれの実習巡回や就職先訪問等について話し合う機会に、教育活動の成果について点検し、次年度に向けての課題についても議論している。年1回開かれる非常勤講師を含む授業担当者会議で出た意見も参考にしている。学外実習に関しては、前述の通り、津山市内の保育所・幼稚園と事前の打合せと事後の反省会を開いており、ここでの意見や要望も参考にしている。幼児教育学科では、施行規則等の変更に伴い、平成22(2010)年度に保育士養成に係る教育課程の改正を行っているが、栄養学科と同様に、平成24(2012)年度にも、学科の教育目的・目標や養成する人材像へ向けて、学年毎の到達目標について話し合う中で、授業科目と教育課程の体系化についても点検を行った。

専攻科

カリキュラム・ポリシー（提出-2-P.22）

「介護福祉専攻は、保育士の資格を基礎として、1年間で高齢者や障がい児(者)の生活に寄り添い、生活の質を高めるための専門的な知識や技能・実践的な能力を身に付けた福祉の専門家としての介護福祉士の養成を目的として、以下のように教育課程を編成している。

- 人間と社会に関する科目
- 介護に関する科目
- こころとからだのしくみに関する科目
- 医療的ケアに関する科目」

本専攻科は養成施設を卒業して保育士の資格を有する者が入学できる課程であり、厚生労働省指定の教育課程を基本に、1年間で知識と技能の両面から介護の専門家を養成できるように編成している。教育課程編成・実施の方針は先に示した通りであるが、専攻科の場合は、短大等ですでに身に付けた保育士としての能力を基礎としながら、より専門性の高い知識・技能の修得が主眼となる。

専攻科では、「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」という3領域で授業を編成している。「人間と社会」では、外部講師の招聘も含めて、ケアの本質を多面的に学び、「介護」では具体的な日常生活の援助技術を、「こころとからだのしくみ」では日常生活に困難をもたらす心身のしくみについて学習する。これらの3領域については、教員の資格要件が厳格に規定されており、それを遵守している。

授業の進行では、年間4回計画している介護福祉実習の各到達目標に合わせて編成を行っている。さらに年に1回の非常勤講師を含む授業担当者会議において、効果的な授業展開や編成について議論する場を設けており、次年度の授業進行に反映しているが、令和2(2020)年度はコロナ禍により実施しなかった。年度末には、全ての実習先の指導者との「実習反省会と次年度の実習の打合せ会」を開催する計画であったが、コロナ禍により書面で1年間の実習について総括し、課題の共有や実習指導のための情報交換を行い、そこで出た意見を実習要項マニュアルや実習要項の見直しの際に活かし、内容の充実と周知徹底に努めている。

各科目については担当教員により厳格な成績評価が行われているが、それに加えて、全科目修了時に介護福祉士国家資格に相応しい学習到達度が得られているか、また教育目標が達成できているかの確認のため、日本介護福祉士養成施設協会の行う「学力評価試験」を全員受験させている。また、平成25(2013)年度からは、模試も受験させている。

法令によって指定された要件を満たす資格・業績・職歴等を有する教員を適正に配置している。令和2(2020)年度の専任教員は、准教授2名、講師1名である。

教育課程は介護福祉法の規定に準拠しており、現行のものは平成21(2009)年度に改正されたものである。今後も法令の改正があれば、それに合わせて改正を行う。

いずれの学科、専攻科の「シラバス」においても、必要な項目（到達目標、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）がひと通り明示されているが、年々様式の変化と共に各授業の達成目標やカリキュラム・ツリーとの連動が図られてきた。スマホなどの普及により令和3(2021)年度からはペーパーレス化が図られ、利便性を向上させている。

いずれの学科、専攻科においても通信による教育は行っていなかったが、コロナウイルスの影響で令和2(2020)年の5月より1ヶ月余りのオンライン授業を経験した。このことを契機に外部講師を招いてのモチベーション向上を目的としたセミナーなど、オンラインでの授業を行う機会が増えつつある。

また、栄養学科、幼児教育学科については単位の実質化を図りCAP制を導入している。CAP制については単位制度の実質化に向けて十分な学修時間を確保する観点から、教務委員会等において検討を重ねた結果、各学科で年間に履修登録できる単位数の上限を定めることとし、平成25(2013)年度第7回教授会（平成26(2014)年2月）において、そのための「履修規程」（提出2-P.41）の改正を行った。なお当初は、両学科とも年間の上限単位数は52単位である。その後も学生の履修状況、学修状況を鑑み、不定期ではあるが教務委員会にて上限単位数の再検討を行っている。しかし、各学科の養成する職業人に不可欠の資格・免許を取得するために、全般に学生たちの履修単位数はどうしても多目になってしまうが、平成26(2014)年度入学生からCAP制を適用する規程を新設した。その上限単位数の適否を継続的に検討し、平成30(2018)年に上限単位の見直し、GPA優秀学生のCAP制除外を教務委員会にて審議し決定した。

〔区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよ

う編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

本学の教育目標の内容の一部を記す。

1. 専門教育の充実を図り、地域社会の発展に貢献できる専門的職業人を養成する。併せて、学生支援体制の整備を図り、専門分野への就職・進学を促進する。
2. 教養教育の充実により、広い視野を持った社会人としての基礎的能力を養う。

教養教育の実施については、本学では教養・基礎教育科目を定め、これを充てているが、教養・基礎教育科目群は随時教務委員会において検討が行われ、教育内容の充実に努めている。

教養・基礎教育科目は短期大学部では主に1年次に開講される科目群である。教養教育科目は広い視野と豊かな人間性を備えた社会人としての基礎的能力を養成する科目群、さらに「ボランティア実習」や「インターンシップ実習」等の積極的な社会参加を促すための科目群を設け、教育を行っている。

教養教育として開講している科目で特筆する科目に「1年次セミナー」がある。これは本学での学習にスムーズに適応できるよう平成18(2006)年度からスタートした。この1年次セミナーを開講する目的は次の3点である。

- ① 学生生活へスムーズに適応できるようにする。
- ② 学ぶ意義の確認と目的意識を高める。
- ③ 学びの基礎・基本（スタディースキル）を身につける。

この「1年次セミナー」は、短大での学びの基礎・基本を身につけることや短大生活への適応とともに、社会人としての基礎的能力の育成を目的に、専攻科を除く大学・短大全学共通の必修科目として設置している。授業に当たっては、各学科の専任教員が10人前後の学生グループを受け持って1年間指導する体制を取っており、平成23(2011)年度からは指導内容の基本部分の統一のため本学独自の共通テキストを作成し使用している。このような少人数の学習グループを学科スタッフが担当・指導する科目は、小規模大学の良さを生かした教育であるといえることができる。

他に、社会人として求められる「言葉や情報技術を用いてコミュニケーションや情報発信ができる力の育成」を目的に、「リテラシー」に関わる科目を置いている。この中の「日本語リテラシー」については、既存の教科書を使うのではなく、本学の学生に合った教科書を作成し、担当教員全員が教育内容のコンセンサスを図り講義に当たっている。なお、教科書作成については、教務委員を含むワーキングチームにて、内容を精査し、2022年度の改訂に向け作業に取り掛かっているところである。

さらに本学では SDGs も積極的に協力する姿勢を内外に示しており、本学が位置する津山市内にある津山工業高等専門学校と協定を結び「SDGs 関連科目」として「現代生活論」を設置し、津山工業高等専門学校との共同授業を運営している。この共同授業については、本学担当教員、津山工業高等専門学校の担当教員、及び両校の責任職に当たる教員と事務職とで協議を行い、毎年改善に取り組んでいる。

他にも、「防災士」資格取得のための科目（「災害を知る」）の配置や、ボランティアセンターを設置し災害ボランティアをはじめとするボランティア活動に積極的な本学として「ボランティア論」を配置するなど、教養教育において、様々な取り組みを行っている。

各学科においては、上記の内容をさらに深く、広く実践するため、各科目の内容はもちろん、カリキュラム・ツリーをはじめあらゆる工夫をもって毎年内容の検討を行っている。

本学の最大のテーマである「人間性豊かな専門的職業人」の育成は専門科目の充実だけではなく、前述の教養科目の内容が基礎となっこそ、このテーマが成り立つと考えている。

そのため、教養教育と専門教育の関連は本学では不可欠なものとなっている。

教養教育における目標の達成状況は、学生の教養教育を含む単位履修状況や学習状況を担任が把握し、学期毎（通常であれば 4 月、10 月）に設定される個別面談を通して学生本人と確認している。また、学期毎の授業評価アンケート（備付-21）を実施し、その結果は教員にフィードバックされ、PDCA サイクルに従って改善計画書を作成するなど、教員レベルにおいても改善に努めている。他に、作成した「シラバス」については、毎年ではないが定期的に学内の第三者（学科長及び教務委員あるいは教職課程センター長など）によるチェックを行い、教育内容・方法、学修指導等の改善に役立てている。また、令和 1(2019)年度から、教育改善委員を学生から選出し、学科長や教務委員を中心とした学科教員との意見交換を行うことで、教育活動の評価・改善へ役立てる取り組みを始めた。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

学科・専攻課程の専門教育と教養教育による職業教育の実施体制については、各学科の取り組みにより教育内容の充実と改善に努めている。

栄養学科

栄養学科の学習成果は、学科の教育目的・目標に基づいて、主要資格である栄養士免許を 2 年間で取得することを前提に定めている。授業科目は、社会人としての基礎的能力の養成を中心とする教養・基礎教育科目に加え、専門教育科目においては栄養士関連科目を中心に必修科目 20 単位を定めており、その他の選択科目と合わせて、栄養士免許（さらにフードスペシャリストの資格）を取得できるよう編成されている。実践的な技能の修得を意識して

実験・実習科目を多く組み込み、現場で活躍中の栄養士等の講演を聞く特別講座を設ける等、2年間の学習過程で目標とする「多面的な視野で健康維持・増進のサポートができる栄養士」に必要な能力が獲得できるよう努めている。

学外実習については学科の内規で履修基準を定めており、実習前の段階での点検が可能である。

幼児教育学科

幼児教育学科は「次代を担う子どもたちの人間形成に寄与する支援力をそなえた保育士・幼稚園教諭の養成」を教育目的・目標とし、2年間で保育士資格と幼稚園教諭二種免許の両方を取得することを前提に学習成果を定めている。授業科目は、社会人としての基礎的能力の養成を中心とする教養・基礎教育科目に加え、専門教育科目においては必修科目 36 単位を定めており、その他の選択科目も含めて、そのほとんどが保育士と幼稚園教諭の資格取得に関わる科目で構成されている。

学外実習の履修基準を内規で定めており、各実習の前に知識・技能等の修得が必要なレベルに到達していることをチェックしている。各実習前には、「実習前学内オリエンテーション」を必ず行い、学科の教員全員が実習生の前に立ち、それぞれの立場から実習に関するアドバイスをしたり激励の言葉をかけたりしている。実習後には、実習先からの評価と巡回指導の報告とを合わせて、学科会議で学習成果を点検している。実習の評価表は各項目 5 段階で評価され、客観的な指標として利用可能である。また、学科会議では、個々の実習生の的確な評価に努めるとともに、実習生に共通して見られる問題等がないかを検討し、改善すべき点があった場合には、事後の実習指導や次年度の実習指導に活かすように努力している。例年、津山市内の保育所・幼稚園については事前の打合会と事後の反省会を開いており、ここでの意見・要望も参考にできる。これらを通して、学習成果や個々の学生の課題を把握し、その後の指導に活かす体制が整えられている。このように、実習担当者はもちろん、学科スタッフ全員が実習に対して共通の認識を持ち、その重要性を共有することで、学生に対する指導にも一貫性が生まれ、実習先でも「美作の学生は指導が行き届いている」、「よく気が付く」等の高い評価を得ている。

教職課程については、免許状を取得しようとする者に対する教職指導の努力義務が定められたが、本学においても、学科の全ての教員がこれらの養成に携わっているという自覚を持ち、本学の教員養成に対する理念や基本方針に基づき指導を行っている。特に、教職課程の総まとめの科目として「保育・教職実践演習（幼稚園）」を導入し、様々な科目の履修や活動を通じて学生が身に付けた資質能力が、保育者として最小限必要な資質能力として有機的に統合され、形成されたかについて、最終的に確認を行っている。「保育・教職実践演習（幼稚園）」では、学科の専任教員が「1年次セミナー」と「2年次セミナー」で指導している同じ学生を担当し、全 15 回の授業のうち 8 コマをゼミ形式で行い、模擬保育や隣接する附属幼稚園での保育実践等も積極的に取り入れている。令和 2(2020)年度はコロナ禍のため、学生が幼稚園、保育園、子育てセンターへ出向くことができなかつたので、講師を外部より招聘して授業の目標を達成できるようにした。

また、学生のこれまでの教職課程の履修履歴を把握し、それを踏まえた指導を行うことにより、不足している知識や技能等を補うために、履修カルテを作成している。履修カルテは、

本学科の養成する保育者像や到達目標等について、学科内で議論を重ね、その記載内容を以下のようにした。

1 教職関連科目の履修状況

2 教職に関する学外実習・ボランティア経験等の状況

3 自己評価シート

(1) 必要な資質能力について

(2) 幼稚園教諭を目指す上での自己課題の設定とその達成度

履修カルテは、クラス担任やゼミ形式の担当教員の指導のもとに、学生に記入させている。特に、必要な資質能力についての自己評価や自己課題の設定については、各担当教員と個別に面談を行い、適切な自己評価や課題が設定されているかをチェックするとともに、教職関連科目の成績状況を確認して、励ましやアドバイスも行っている。自己評価については、「教職の意義、教育の理念・教育史・思想、学校教育の社会的・制度的・経営的理解等」、教育に関する理解が身についているか、「子どもに関する心理・発達論的な理解や子どもの状況に応じた対応方法等」、子どもに関する理解が身についているか等、7項目19指標により5段階評価を行わせている。

各担当教員は、個々の学生が、この科目の履修を通じて、将来、保育者になる上で、自己にとって何が課題であるのかを自覚しているかどうかを把握するとともに、必要な場合には、他の教員と連携して不足している知識や技能等を補い、その定着を図ることも行っている。

専攻科介護福祉専攻

保育士の基礎資格を生かし、「保育の心をもった介護福祉士、介護のできる保育士」を養成することを専攻科の教育目的・目標としており、1年間で介護福祉士の資格を取得することを前提に学習成果を設定している。介護の現場では、介護の専門的知識・技能だけでなく、豊かな人間性とコミュニケーション能力によって信頼関係を構築する能力や他者と連携・協働する姿勢等が必要とされる。授業科目は、介護福祉法の規定に則り、それらの成果が1年間で修得できるよう編成されており、開講している授業科目51単位が全て必修である。

各科目の単位の認定は「シラバス」に明記された評価方法によって行われているが、専攻科の教育内容の性質上、授業科目には介護現場ですぐに必要な知識や技能に関わる実践的な内容の科目が多く、筆記試験だけでなく、学習態度・出席状況も重視され、実技試験も行われている。

本専攻科の場合、1年という短い期間に4回の介護福祉実習があり、各実習までに知識・技能のレベルを一定水準に達するよう指導しなければならない。そのため、これらの実習が学習成果の達成度を確認する機会にもなっている。特に内規として定めているわけではないが、実習前には指定された科目の出席状況と技能レベルのチェックをすることにしている。介護福祉実習は1年を通じて本学周辺の施設及び事業所で行っているため、こまめに巡回指導を行い、実習指導者や施設長、施設職員とも信頼関係を築き、様々な情報を得て施設の特徴を把握することができている。この関係を生かして、事前に学生の課題に合わせて実習先を選定することが、ある程度可能になっている。ごく一部には基礎的学力不足、実践力不足の不安を抱える学生はいるが、実習終了までには、一定の到達レベルまで成長を可能にしている。実習先からは、実習態度・実践力・記録の書き方、さらに保育の知識を取り入れたレ

クリエーションの能力等について高い評価を受けている。一方で、記録を書くことが不得手の学生が徐々に増えてきており、実習巡回や帰校時に指導を行うようにしている。また、高齢者との交流経験があまりない学生も増えており、その対策として、実習前に施設見学の手配を設け、不安軽減に努めている。実習後には、実習先からの評価と巡回指導の報告を合わせて専攻科会議で点検するのはもちろんであるが、前述のように、全ての実習先の介護福祉実習指導者と専任教員が一同に会し、反省会並びに次年度の実習の打ち合わせ会を実施し、そこでの意見を学習成果の点検や教育内容の改善に活かすようにしている。

また、客観的水準を把握するために全員に受験させている「学力評価試験」及び模試によって成果を確認するよう努めている。「学力評価試験」及び模試については、後期から試験対策の授業を週に1コマを設けると共に、補習授業を実施している。1年という短い養成期間の中で、学習の効率化を図るため授業の進捗状況を確認しながら、「社会の理解」「介護」「こころとからだのしくみ」の3分野で、それぞれの担当教員が分野毎にポイントを絞った授業をおこなっている。その中で前年度の試験問題に取り組みせ、個々の学生の到達点を明らかにし、学習意欲の向上につなげている。

専攻科では高齢者との交流経験があまりない学生も増えており、その対策として、実習前に施設見学の手配を設け、不安軽減に努めているとともに、職業教育の一助としている。

職業教育の効果に関する測定・評価について、本学の教育内容の性格上、資格取得のための学外実習等で現場との連携は不可欠であり、学外の人から本学の実習生や卒業生に対する評価を直接的・間接的に聞く機会は少なくない。就職先開拓の際に、卒業生の就職先を訪ね本人から状況を聞くことも行っている。

本学では毎年、学科の全ての専任教員が分担して「夏季就職先開拓訪問」を行っている点の特筆できるが、これについては基準Ⅱ-A-8で詳しく述べる。

両学科では学外から聴取した卒業生に対する評価を職業教育の成果として点検に活用している。(備付-23-学科科会議事録(栄養、幼児教育学科)、備付-24-2020年度就職先開拓訪問報告書)

【区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-5の現状＞

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、食・子ども・福祉の分野で地域の人々の生活の向上に貢献できる人材を養成するという本学の教育目的を踏まえて、表 2-1 のように短期大学部全体及び各学科・専攻課程ごとに定めている。その内容は、栄養士や保育者として求められる知識や技能・実践的な能力及び社会人として求められる広い視野・コミュニケーション能力や思考力等の学習成果に対応している。各学科については「学生募集要項」（提出-7-2021年度大・短学生募集要項・P.1）に、専攻科介護福祉専攻については「募集要項」（提出-10-2021年度編入・専攻科学生募集要項・P.0）に明示し、本学ホームページにディプロマ・ポリシー等とともに公表している。また、「大学案内」（提出-1-P.25）においては、アドミッション・ポリシーが、各学科における入学後の学びの内容やそこで取得可能な免許・資格、将来の就職分野などと共に一覧できる紹介頁を設け、入学から卒業・就職に至る過程をイメージしやすいよう配慮している。

表 2-1 短期大学部及び各学科・専攻科のアドミッション・ポリシー

短期大学部	<ul style="list-style-type: none"> ○専門的職業人として、持続可能な社会の形成、また、地域社会の人々の生活の質の向上に貢献したい人 ○所属学科で取得できる資格・免許の取得をめざし、学習意欲の高い人 ○学生生活を通じ、真摯に自己を見つめ、社会人としての自己の能力の向上をめざす人
栄養学科	<ul style="list-style-type: none"> ○栄養士の資格取得にとどまらず、多面的な視野で実践力のある栄養士になるというプロ意識を持つことができる人 ○食と健康に興味を持ち、明るく、皆とコミュニケーションのとれる人 ○栄養士として地域社会に貢献したいという夢を持っている人 ○高校までの基礎的学力を身につけている人
幼児教育学科	<ul style="list-style-type: none"> ○保育、幼児教育、子育て支援、障がい者支援についての専門的な知識や技能を学び、地域社会に貢献したい人 ○自己を見つめ、積極的に自己研鑽できる人 ○子どもや子どもを取りまく人々との協働をめざし、皆とコミュニケーションのとれる人 ○高校までの基礎的学力を身につけ、幅広い視点から物事を考える人
専攻科 介護福祉士専攻	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や障がい者支援についての専門的な知識や技能を学び、地域社会に貢献したい人 ○自己を見つめ、積極的に自己研鑽できる人 ○保育士としての専門的な知識や技能をもち、幅広い視点から物事を考える人

入学前の学習成果については、上記の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）において必要な基礎学力を身につけていることを明示している。短大における学修に必要な基礎的資質・能力を多面的・総合的に把握・評価する方法については、入学者選抜方法ごとに「学生募集要項」に明記しており、多様な選抜基準に基づき公正かつ厳正な評価を行なっている。本学では下の表 2-2 に示すように、5 種類の入試区分の選抜方法により、志願者の選択肢を広げるとともに、多様な学生の受け入れに努めている。なお、専攻科介護福祉専攻については、厚生労働省指定の保育士養成施設で保育士資格を取得した者（取得見込みも含む）を対象に、提出書類及び面接により総合的に評価する選抜を行っている。

表 2-2 入学者選抜方法の概要

総合型選抜	短期大学部及び学科の教育目的を理解し、志望動機・将来の展望等が志望学の内容と合致しており、勉学意欲が高く、志望学科の教育課程を修める学力があることを確認するため、作文（20）、調査書（50）、自己 PR のプレゼンテーションを伴う面接（60）を行い、それらを総合することによって各学科に適性のある者を選抜している。
学校推薦型選抜：特別入学指定校推薦選考	所定の推薦基準を満たし、学校長が志望学科への進学の意味が明確な者としてとして推薦する者を対象に、調査書（50）、志望理由書及び面接（40）によって人物、目的意識や学習意欲等を総合的に評価し選抜している。
学校推薦型選抜：一般公募推薦	本学の推薦基準を満たし、学校長が推薦する者を対象に、基礎学力テスト（100）により学修に必要な基礎的な学力を、また、活動歴（高校における課内・課外活動）を得点化（10）するとともに、調査書（50）や面接（40）により人物、目的意識や学習意欲等を総合的に評価し選抜している。
一般選抜 [本学試験利用]	教科に関する学力試験によって、高校までの基礎学力を有する者を選抜している。I 期は 6 科目、II 期は 4 科目から、1 科目（100）を選択。
一般選抜 [大学入学共通テスト利用]	I 期・II 期： 大学入学共通テストの高得点上位 2 科目（200）の成績を利用し、高校までの基礎学力を有する者を選抜している。 III 期： 大学入学共通テストの高得点上位 1 科目（100）の成績により高校までの基礎学力を確認するとともに、調査書から教科の学習成績と主体的学習活動の成果について得点化（100）することで評価し選抜している。

この表の他に、外国人留学生選考と社会人特別選考を実施している。

入学者の受け入れについては、「入学試験委員会規程」（備付-規程集-4）に基づき「入学試験委員会」が、入学試験の適正な実施のため、試験の方法、実施・運営に関する事項、その他入学試験に関することについて審議している。本委員会の定める基本方針の下、「入学

者選考規程」(備付-規程集-5)に基づき、学長は試験の実施・運営に関わる各種業務を学内教職員に委嘱する。入学者の決定にあたっては、「入学者選考規程」に基づき設置される「入学者選考会議」が、調査書等を含む判定資料を総合判定し、学長が教授会に諮る合格者等の原案を作成する。これらの入試問題の作成や試験実施に関わる各種業務の遂行にあたっては、教務部に所属する入試センターが中心となって実務を担っており (Cf. 法人・大学・短期大学部組織図)、入試センター長は上記「入学試験委員会」や「入学者選考会議」の副議長を務める。

「学生募集要項」には入学金及び授業料等学費等の入学に必要な経費を明示するとともに、美作学園特待生制度や学生寮等についての情報提供を行っている。「学生募集要項」と「大学案内」は、毎年5月上旬には完成するように作成し、年4回の高校訪問の際に持参・配布して内容を周知している。加えて、高校教員向けの進学説明会や資料請求があった際に配布している。また、オープンキャンパスは本学を会場に年6回、さらに出張オープンキャンパスも実施している。専攻科については、入学者のほとんどが内部進学者であるため、学科の指導教員が在学生に周知を行っている。

これらの学生募集活動と入学試験に関わる広報については、「学生募集委員会規程」(備付-規程集-6)に基づき「学生募集委員会」が年度毎の基本方針、年間を通じた学生募集活動計画等、学生募集に関する重要事項について審議する。事務組織としてはIR室が学生募集に係る各種のデータの収集・分析・整理を行っており、学生募集広報室はその分析データを基に進学説明会、オープンキャンパス、高校訪問を実施する。また、学生募集広報室は受験生や高校からの問い合わせに、入試センターと連携しつつ、窓口として対応している。

入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)については、本学の教育目的・目標に変更はないため、近年は大きな改定はしていない。また、高校関係者の意見を聴取する機会には特に設けてはいないが、前述の高校訪問や進学説明会等を通じて高校側にも周知されており、長年の栄養士や保育士の養成実績といった本学の教育の質に対する評価も高い。なお、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)の基本的な項目に変更はないが、令和2(2020)年度入試より「学生募集要項」に選抜方法と評価方法について記載するため追記部分の改訂を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6の現状>

短期大学部及び学科・専攻科の学習成果は明確であり、具体性がある。本学における学習成果は基準Ⅰ-B-2で示したように、「ディプロマ・ポリシーの要素」との関連性のもとで各科目の到達目標を明確化し、該当する知識、技能、態度、能力を履修規定で定めた成績評価基準を用いて単位化している。教育目標ならびにディプロマ・ポリシーに謳われた専門職育成のための単位の習得状況と資格取得状況によって学習成果を把握することができる。以下

に、学科ごとの状況について述べる。

栄養学科

栄養学科は、例年、卒業者のほぼ全員が栄養士免許を取得しており、令和1(2019)年度には卒業生全員が栄養士免許を取得した。このように、栄養学科の学習成果は2年間で十分達成可能である。短大の入学者には、2年後にはめざす専門職に就くという目標意識を明確に持っている者が多く、この学習成果は学生にとっても実際的な価値があると考えている。実際にも、卒業生のほとんどが食品を扱う職業に就き、約8割が給食現場で働いており、このような専門職への就職比率の高さは学習成果の達成度の1つの裏付けとなると考えている。

各科目の単位の認定は履修規程に基づき「シラバス」に明記された評価方法によって行われている。授業形態に応じて、定期試験、レポート、学習態度・出席状況を組み合わせることが多いが、期末試験だけでなく課題提出や小テスト・中間テストを組み込んで途中段階での理解度の把握に工夫を凝らしている授業もある。

学外実習については、実習前に学科内規で定めた履修基準による事前チェックを行い、実習後には評価表や巡回報告書を基に、評価について学科会議で話し合っている。

学生の履修状況については、学期毎に担任や教務委員が在籍学生の成績一覧やGPA一覧を基に点検している。学外実習については、実習前に学科内規で定めた履修基準による事前チェックを行い、実習後には評価表や巡回報告書を基に学科会議で話し合っている。

更にこれらの学習成果については、学生個人については単位の認定、単位修得状況のGPA、実習評価表等の手段によって、組織としては学生による授業評価アンケートや、毎年12月に全員が受験する「栄養士実力認定試験」の学生の得点結果、卒業年次生については栄養士資格取得率、専門職への就職比率等によって評価・点検している。

幼児教育学科

幼児教育学科は、令和2(2020)年度には42名の卒業生中、39名が保育士資格、40名が幼稚園教諭二種免許を取得しており、本学科の学習成果は2年間で十分達成可能である。専門職への就職比率も高く、毎年、就職者の約9割が保育士（施設保育士も含め）または幼稚園教諭として職を得ている。また、ステップアップをめざして進学する者も少なくないが、大学への編入学にしても専攻科介護福祉専攻への進学にしても、専門職に就くことをめざしている学生がほとんどである。そのような学生にとって、本学科の学習成果は実際的な価値があると考えている。

栄養学科と同様に、各科目の単位の認定は「シラバス」に明記された評価方法によって行われている。授業形態に応じて、定期試験、レポート、学習態度等を組み合わせることが多いが、ピアノ等の基礎技能関係の授業ではグループレッスン毎の実技試験もある。単位の修得状況は成績通知書とGPAによって点検可能である。

また、保育実習と幼稚園教育実習については、学科内規で定めた履修基準による事前チェックを行い、実習後には評価表や巡回報告書を基に、評価について学科会議で点検している。

学習成果の測定は、学生個人については単位の認定、単位修得状況のGPA、保育実習と幼稚園教育実習の評価表、「保育・教職実践演習」で活用している履修カルテ等の手段によって、組織としては学生による授業評価アンケートや、資格取得率、専門職への就職比率等に

よって測定可能である。

学生の履修状況については、学期毎に担任や教務委員が成績一覧や GPA 一覧を基に点検している。さらに、基準Ⅱ-A-4 で述べるように、「保育・教職実践演習」のために設けた履修カルテを活用して履修指導を行っている。保育実習と幼稚園教育実習については、学科内規で定めた履修基準による事前チェックを行い、実習後には評価表や巡回報告書を基に学科会議で点検している。実習の打合せと反省会も開いており、そこで得られる実習先の意見も評価の際に活用している。また、先述した毎年の授業担当者会議では授業内容と関わって、学習成果についても点検・確認をしている。なお、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染予防の観点より、実習打ち合わせ会と反省会や各実習園への教員による巡回訪問はできなかったが、各実習園へは電話にて連絡とり、学生の様子や実習園からの要望を確認した

専攻科介護福祉専攻

専攻科については、これまでのところ入学者のほぼ 100%の者が 1 年で課程を修了して資格を取得しており、就職率と専門職への就職比率はこのところ毎年 100%の状況が続いている。この背景には、学生たちが翌春の就職を見据えて入学してきているために、目標がより具体的で明確であるという事情がある。国家試験の合格率は、試験義務化になってからの 3 年間 100%を達成している。

学習成果については、単位の認定結果とともに 1 年間に 4 回実施される実習の評価が到達度の有効な測定手段となっている。

このような学習成果については、単位の認定結果とともに 1 年間に 4 回実施される実習の評価が到達度の有効な測定手段となる。また、国家試験化に備えて、国家試験対策模試や国家試験と同等の内容である「学力評価試験」（日本介護福祉士養成施設協会実施）にも取組ませており、「学力評価試験」及び模試の結果を、他の養成施設との比較や全国レベルでの達成水準の確認に利用している。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

学生の成績評価の客観的な指標として GPA を設定している。各学期末に保護者・本人に成績通知書を配布する際、クラス別 GPA 分布図（棒グラフ）（備付-19）を作成し一緒に配布している。これにより、学生個人が自分の成績がどのあたりの分布に属するかを確認し、今後の学習活動に活かしている。

学生の学習状況の把握については、学期毎に担任や教務委員が在籍学生の成績一覧（備付

-20) や GPA 一覧を基に点検している。また令和 1(2019)年度より「科目間成績評価基準平準化」(科目毎の GPA 算出表)を作成し、科目間での GPA 格差を少なくするよう努めている。

学科ごとの取り組みとしては、基準Ⅱ-B-2 で示したように、それぞれの学科で取得できる資格の取得率や国家試験合格率などを学習成果の把握に用いるのはもちろんのことであるが、栄養学科では 2 年次 12 月に全員が受験している「栄養士実力認定試験」の結果によっても学習成果の達成度を把握している。幼児教育学科では基準Ⅱ-A-4 で述べたように「保育・教職実践演習」の履修カルテをポートフォリオとして活用している。専攻科では国家試験対策模試や国家試験と同等の内容である「学力評価試験」(日本介護福祉士養成施設協会実施)の結果を他の養成施設との比較や全国レベルでの達成水準の確認に利用し、学習成果の把握に用いている。

さらに、各学期に授業評価アンケートを学生からとり、その一覧を各教員に配布し、今後の授業展開に活用している。この授業評価アンケートの集計表(備付-22)は本学ホームページ(<https://mimasaka.jp/about/disclosur/other/>)に掲載されている。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

就職先からの卒業生に対する評価は、夏季就職先開拓訪問報告書にあるように、就職先開拓訪問や実習巡回などの機会を通じて情報収集している。本学の教育内容の性格上、資格取得のための学外実習等で現場との連携は不可欠であり、①進路先のスタッフや卒業生自身を通じた評価聴取を直接聞き学習成果の点検に活用するだけでなく、②進路先のスタッフや卒業生に協力を得て、直接在学生に対して講演や講義を通じて生の声を届けることで、専門職教育の質向上を図りつつ評価向上に取り組んでいる。以下具体的に、事例を挙げて説明する。

①進路先事業所訪問を通じての評価聴取。本学では毎年、学科の全ての専任教員が分担して「夏季就職先開拓訪問」を行っている点が特筆できる。その際、最近の卒業生の就職先をできるだけ出身学科の教員が訪問するように、各学科の就職委員が就職支援室と連携して計画を立てている。訪問時にはその進路先から、卒業生の動向や評価についても話を聴取しており、平成 25(2013)年度からは、求人情報とは別に、卒業生に対する評価や卒業生との面談内容を記録するように卒業生関係の報告欄を新設し、情報収集に努めている。これら聴取した結果や情報は、卒業生の出身学科の教員が訪問していることで、各学科にフィードバックしやすく、訪問の際に明らかになった課題についても学習成果の点検に活用している。

令和 1(2019)年度の「夏季就職開拓訪問」では、栄養学科では、給食委託会社や病院、福祉施設を中心に 49 カ所を訪問したが、卒業生の評価や動向を尋ねると、どの事業所でも概ね高い評価を得ていた。幼児教育学科では計 84 カ所を訪問したが、就職して半年前後の卒業生のいる保育所等での評価は高く、是非また来年も本学から採用したいなどの声が多く聞かれた。また、訪問の際には、「出身者在籍調査票」を依頼し、同一の保育所に長く勤務し中

堅の保育士として保育園の中核となって活躍している卒業生や、主任、園長としてそれぞれの園や地域の指導的な立場となっている卒業生を定期的に確認できており、本学科卒業生の評価は高いことが裏付けされている。

専攻科の教員も施設関係について幼児教育学科の訪問先の一部を担当しており、卒業生の現況について担当者から話を聞く機会を持ち、状況把握に努めている。県内外から毎年求人があり、卒業生が就職した施設、保育施設からの継続採用も多いことから、本専攻科の卒業生が職場で高い評価を得ていることがうかがえる。特に活発さや真面目さ、意欲に関しては良い評価を受けることが多い。介護の知識・技術に限らず、社会人として相応しい態度も求められるため、専門教育と同様自己管理等の生活指導にも留意し社会性を身に付けるための実践的な教育にも力を入れていることが、学習成果として進路先の評価につながっていると考えられる。

例年「夏季就職開拓勉強会・報告会」を実施しており、令和2(2020)年度も計画していたが、コロナ禍により実施できなかった。

②進路先事業所の協力を得た評価向上のための取り組み。上記の他、卒業生が勤務している進路先の事業所等から、進路先の状況や社会人としてのマナー等を、学生が直接聴講し学ぶ機会を各学科とも実施することで、特に令和2(2020)年度のコロナ禍においても進路先の情報を活用し進路先の評価に結び付ける実践教育の工夫を丁寧に行った。

栄養学科の事例としては、令和3(2021)年1月に、病院に勤務している卒業生を招き、広がりつつある栄養士の職域について説明いただき専門職の役割の重要性を学ぶ機会を設けた。

幼児教育学科では、令和2(2020)年7月に近隣の保育所の主任保育士である本学卒業生に依頼し、保育分野の業務内容の他、長年の経験を踏まえ働く上での心構えや姿勢について学生にアドバイスを送る講義を設けた。

また、専攻科の事例としては、例年卒業生を講師として、学生時代の学習方法や国家試験対策さらに進路先の意思決定などについて話を聞く機会を設けているが、令和2(2020)年度は7月に2名の卒業生に来てもらい、現在の進路先での業務内容等の説明をしてもらった。

進路先への訪問がコロナ禍で困難であった分、このような学科の卒業生から直接進路先の情報を得る機会をより丁寧に実施し、学生、教職員が共有することで進路先の情報の聴取と、その学習成果の点検に役立て、活用している。

上記令和2(2020)年度に行われた卒業生の講演や進路先への情報聴取等の事例について記載あるホームページの記事を以下に記載する。

・栄養学科

栄養学科卒業生より“スポーツ栄養”について学ぶ

<https://mimasaka.jp/undergraduate/food-field/nutrition-science/topics/art1097/>

栄養学科2年生、戸島学校食育センター所長より“学校給食”について学ぶ

<https://mimasaka.jp/undergraduate/food-field/nutrition-science/topics/art1783/>

城北保育園松岡先生より保育園で働く栄養士の役割について学ぶ

<https://mimasaka.jp/undergraduate/food-field/nutrition-science/topics/art1854/>

短大栄養学科～病院勤務の卒業生より“病院栄養士の実態”について学ぶ～

<https://mimasaka.jp/undergraduate/food-field/nutrition-science/topics/art3410/>

・ 幼児教育学科

幼児教育学科、立正青葉学園を“バーチャル施設見学”

<https://mimasaka.jp/undergraduate/child-field/infant-education/topics/art1554/>

幼児教育学科～児童養護施設従事者と交流学习～

<https://mimasaka.jp/undergraduate/child-field/infant-education/topics/art1551/>

保育園の役割と保育の魅力・心持～有富裕子先生からの講義～

<https://mimasaka.jp/undergraduate/child-field/infant-education/topics/art138/>

幼児教育学科～児童発達支援センターで勤務する先輩から、社会福祉施設の役割と福祉の心を学ぶ～

<https://mimasaka.jp/undergraduate/child-field/infant-education/topics/art30/>

外部講師より乳児保育の特徴や必要な保育内容を学ぶ～幼児教育学科 2 年

<https://mimasaka.jp/undergraduate/child-field/infant-education/topics/art2669/>

・ 専攻科

専攻科、社会福祉法人 恵風会へ施設見学に

<https://mimasaka.jp/undergraduate/welfare-field/care-work/topics/art1534/>

専攻科、介護福祉士・保育士について卒業生の声を聞く

<https://mimasaka.jp/undergraduate/welfare-field/care-work/topics/art150/>

専攻科 介護福祉専攻、卒業生のインタビュー動画配信！

<https://mimasaka.jp/undergraduate/welfare-field/care-work/topics/art401/>

以下からは各学科の学習成果の点検等を記す。

栄養学科

栄養学科では学科の全ての専任教員が毎年分担して「夏季就職先開拓訪問」を行っている点が大きな特徴である。その際、最近の卒業生の就職先をできるだけ出身学科の教員が訪問するように、栄養学科の就職委員は本学の就職支援室と連携して計画を立てている。訪問時には、卒業生の動向や評価についても話を聴くようにしており、平成 25(2013)年度からは、求人情報とは別に、卒業生に対する評価や卒業生との面談内容を記述するように 卒業生関係の報告欄を新設し、情報収集に努めている。これらの情報の活用については、卒業生の出身学科の教員が訪問していることから、学科会議にもフィードバックしやすく、訪問の際に明らかになった課題についてもその場で議論できるメリットがある。

令和 2(2020)年度はコロナウイルスの影響により訪問施設数は大幅に減じ、滞在時間も短くせねばならなかったため卒業生の情報は例年に比して得られなかったが、令和 1(2019)年度の夏季就職先開拓訪問では卒業生の約 8 割が給食現場で働いている栄養学科では給食委託会社、病院、福祉施設を中心に約 60 カ所の卒業生就職先を訪問したが、卒業生の評価や動向を問い合わせると、概ね全ての事業所において高い評価を得ていたが、教育内容に関して不十分な箇所を指摘する声もあった。

幼児教育学科

幼児教育学科では栄養学科と同様に学科全ての教員が毎年分担して「夏期就職先開拓訪問」を行っている。その際、求人確保と卒業生の職場での動向を知るために最近の卒業生の就職先を幼児教育学科の就職委員が他学科の就職委員と調整をしたり、就職支援室と連携をしたりして計画を立てている。また、在学生の就職希望を学科内の就職委員が一人ひとり丁寧に面接を行い、就職希望園を聞き取りし、学生が就職希望する園を教員が訪問し求人を得る努力をしている。学科会議においては、夏期就職開拓訪問後に一園ごと報告し、就職指導や学生指導にフィードバックしている。

令和2(2020)年度の夏季就職開拓訪問においては、前年度卒業生で進学を除き就職した者の約9が専門職に就いており、彼らの就職先や在学生の就職希望先への訪問を望まれたが、昨今のコロナ禍において、幼児教育学科では訪問する園や施設における子どもや利用者の最善の利益と安全性に配慮し直接訪問を控え、主に電話による応答により可能な限りの動向を伺った。

令和1(2019)年度の夏期就職開拓訪問では、卒業生の就職先と在学生の就職希望先である保育所(園)、認定こども園、幼稚園、施設を中心に、学科教員によって約70ヶ所を訪問し、就職後の卒業生の動向を直接伺った。その評価は、概ね全ての就職先において好評であった。

また、栄養学科同様に本学の教育内容の性格上、資格取得のための学外実習等で現場との連携は不可欠であり、保育所実習や幼稚園教育実習、施設実習時の巡回訪問時には、実習生のみならず本学卒業生に対する評価を聞く機会にもなっている。さらに保育所実習においては、津山市内の実習園との打ち合わせ会や反省会を兼ね、令和1(2019)年度、令和2(2020)年3月)には、実習園9園の出席を予定し「実習・就職等の意見交換会」と題しキャリア形成に関する懇談の場を設ける予定であったが、コロナ禍のため会議は中止とし、紙面にて回答を得た。その内容は「就職後も保育士として活躍し続けるために保育園と本学科の協働の在り方」をテーマに、実習や就職支援など保育者養成の在り方について実習園から意見や要望を伺った。そこでは、社会人としての一般常識や柔軟な対応などの課題に関する事だけでなく、ライフイベントに合わせたキャリア形成を行いながら活躍している卒業生の状況を知ることができた。そこで得られた情報は学科会議にて報告し、養成教育や就職支援に活かしている。

以上、これらの学外から聴取した卒業生に対する評価を学習成果の点検に活用している。

専攻科

専攻科では、他学科と同様に「夏季就職先開拓訪問」を行っているが、専攻科卒業生の多くは幼児教育学科出身であることを踏まえ、専任教員に加えて幼児教育学科教員も分担して訪問している。訪問時には、施設長・採用担当者に卒業生に対する評価と卒業生への面談を行う。

令和2(2020)年度はコロナウイルスの影響により訪問件数は減少したが、令和1(2019)年度までにおいては、福祉施設、保育園等を中心に訪問し、得られた情報を通じて本学に求められる人材について再確認し、現場に求められる介護福祉士の養成のため、関係教員で共有し、授業や実習への取り組みに反映している。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

上記のように、専門的職業人の養成を目指す本学にとっては現場との連携は不可欠であり、卒業生の動向や評価について情報収集する独自の取り組みを続けてきたところである。しかしながらその中核となる「夏季就職開拓勉強会・報告会」について令和2(2020)年度はコロナ禍により実施できなかった分、進路先の卒業生や施設の職員に講演してもらう機会をより丁寧に実施し、これより得た情報を活かす工夫が必要であり、就職支援室の取り組みや情報と連携し、進路先の専門職の業務を意識した教育内容充実させ、学習成果に結びつけることが課題となる。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

- 提出資料 1 2020・2021年度大学案内、2 2020年度履修要項、
3 キャンパスガイド、5 2020年度シラバス
- 備付資料 21 授業評価アンケート、24 夏季就職先開拓訪問報告書、
25 学生生活に関するアンケート調査報告書、
26 2019年度学長と学生の懇談会まとめ、27 入学される皆様へ、
28 入学前課題、29 アパート・下宿情報
30 新入生オリエンテーション資料(教務)及び履修ガイダンス資料、
31 学修・学術情報センター利用の手引き
32 就職ガイダンス2020資料集刷版、
33 「就職試験本番形式体験講座」チラシ、34 就職支援室概要プリント、
35 就職支援協定・<https://mimasaka.jp/career-support/recruit/u-turn/>
36 就職懇談会案内、
37 2019年度(2020年3月)卒業生の就職・進路等の動向
39 就職先一覧表(2018~2020年度)
- 備付資料-規程集 7 学生委員会規程、8 就職委員会規程

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
- ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

- る。
- ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
- ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

教員は、学科の教育目標とディプロマ・ポリシーを踏まえて設定された各科目の到達目標に基づき、「シラバス」に明記した「評価の方法」によって学習成果を評価している。成績評価は、優・良・可・不可の4段階で行なわれる（学則第4章）。学習成果の達成度は、授業形態に応じてそれぞれの比重は異なるが、定期試験、レポート、学習態度、出席状況を組み合わせて、それぞれの科目の内容に適した多様な観点から評価している。

栄養学科においては、授業によって、期末試験だけでなく課題提出や小テスト・中間テストを組み込んで、途中段階での理解度の把握にも配慮している。学外で行われる給食管理実習については、内規で履修基準を設けて学習成果の達成状況を確認し、事前・事後指導の中で実習先による評価を基に達成度を点検している。この点検は実習担当者だけでなく学科教員全体で行っている。また、各教員の担当科目だけでなく、前述の栄養士実力認定試験の結果も、学習成果の達成状況を客観的に確認する上で役立てている。

幼児教育学科においては、学習成果の達成度は、授業形態に応じてそれぞれの比重は異なるが、定期試験、レポート、学習態度、出席状況を組み合わせて、多様な観点から評価しており、ピアノ等の基礎技能関係の授業では実技試験も行っている。保育士資格と幼稚園教諭二種免許の両方を取得することを目標としているため、それぞれの資格について学外実習も必要である。学科内規で実習の履修基準を定めており、各実習の時期に合わせて決められたチェック時点で単位の修得状況を点検し、これに出席状況や受講態度等の点で問題が無いこ

とが確認できた者に本実習を認めている。この他にも、履修カルテによって学習成果の状況を把握し、適切な履修指導ができるように努めている。

専攻科介護福祉専攻においては、評価の方法は、概ね上記の2学科と同様であるが、4回の実習に向けて介護福祉の現場に即応できる実践的能力を身につけさせる必要から、学習成果の達成度を測る際には、筆記試験の結果だけでなく実技試験や学習態度・出席状況も重視されている。前述した国家試験対策模試や「学力評価試験」の結果も学習成果を確かめる手段の1つになっている。

学生による授業評価は、授業内容と教員のスキル改善、学生の授業に対する自覚を促し勉学意欲を高めること、カリキュラムの改善に役立てることを目的に、平成13(2001)年度から実施している。現在は、非常勤講師を含む全ての教員を対象に、各教員の担当科目の中から半期2科目程度を選んで実施している。授業評価は「ファカルティ・ディベロップメント委員会」ならびに「教務委員会」が策定した全学共通の方式によって実施しており、授業アンケートでは客観的な数値によるデータだけでなく、平成22(2010)年度以降は自由記述式の様式を追加するなど、数回の改訂を加えながら、受講学生の具体的な感想や要望、学修状況の把握が可能な設問を設定している。アンケート結果は、短大全体・学科別・担当科目別の集計結果と自由記述による学生のコメントが各教員に配布される。それを踏まえて、各教員はアンケート結果に対するコメントや授業改善の方策等を記した報告書を提出するようにしている。

授業内容に関する、授業担当者間での意思疎通、協力・調整については、学科ごとの特徴がある。

栄養学科では、特別に授業担当者の会議は設けていないが、毎月行われる学科会議において教育課程について検討する機会がある。その際には、必要に応じて教育課程を構成する各授業の内容について意思疎通や協力・調整が行われている。また、学科会議では定期的に実習関係の報告や学生の履修状況が議題に取り上げられるので、それに伴って学習成果の達成状況についても検討することになり、学科教員の間での認識の共有につながっている。

幼児教育学科では、毎年1回、非常勤講師を含む全ての授業担当者が集まる担当者会議を開いており、この場で全体的な意思疎通や協力・調整が行われている。これ以外に、毎月行われる学科会議で必要に応じて授業内容、実習関係の報告や学生の履修状況について話し合いがなされる点は栄養学科と同様である。なお、令和2(2020)年度はコロナ禍により、授業担当者会議を参集する形での実施はしなかったが、連携が必要な担当教員と非常勤講師とが適時懇談の場をもち、授業内容について相談、調整を行なった。

専攻科介護福祉専攻では、幼児教育学科と同様に、毎年1回、非常勤講師を含む授業担当者会議を開いており、実習先の担当者と専任教員が集まる反省会・打合会も年に1回開いている。毎月行われる専攻科スタッフ会議で必要に応じて授業内容、実習関係の報告や学生の履修状況について話し合いがなされる点も、幼児教育学科と同様である。

また、全学共通の初年次教育のために設けられている「1年次セミナー」については、年度当初に担当者の打合会が開かれている。この打合会では、授業内容の確認や必要事項の連絡にとどまらず、担当者に任されている個別ゼミの運営について、各教員が抱えている問題点や改善のアイデア等を出し合っている。専任教員は原則として全員が「1年次セミナー」を受け持っているため、この会議での話し合いがFD活動の一端をも担っている。

個々の学生に対しての履修及び卒業や資格取得に関する指導については、クラス担任が中心となり、学期毎にクラス会や個別面接を通じて行っている。上記のように、担任は成績一覧やGPA分布図によって受け持ちクラス全体の学習状況を把握するだけでなく、配布前には成績通知書にも目を通し、個々の学生の履修状況や卒業・資格取得要件の充足状況について点検している。また、「1年次セミナー」の担当教員も、自分の担当するグループの学生に対して、履修に関わる事柄について基本的な解説や必要に応じて個別の相談を行っている。

これに加えて、幼児教育学科では「保育・教職実践演習」のために作成している履修カルテが活用されていること、単位化された授業ではないが「2年次セミナー」も設けて、「1年次セミナー」と同じ教員が2年間通して学生グループを指導する体制にしているため、個々の学生の履修状況や進路等についてきめ細かな把握・指導ができる点が特筆できる。

専攻科の場合、「1年次セミナー」は設けていないが、元々定員が20名と小規模であること、授業内容が介護の技術指導など少人数のグループで行われることが多いなど、個々の学生の学習状況を把握しやすい条件がある。

次に事務職員の学習成果の獲得に向けた責任体制の現状について述べることにする。教務関係の事務職員は、教務課職員の他に学科教務職員、情報処理系支援職員が配置されている。

教務課職員は、それぞれが担当する学科を決め、その学科の学生について成績動向をチェックし、各学期開始前に成績不良の学生や保護者への要連絡者を担任に報告している。また授業担当者から一定回数以上、授業を欠席した学生は教務課へ報告してもらい、その情報を担任に報告している。学業成績特待生もしくは各学科優秀賞の成績データ提供も教務課職員が行っており、さまざまな学習成果を把握している。また、履修等の指導をする際は、個々の学生の成績状況を考慮しながら履修科目の相談を受けるなど、学習成果を上げるための助言を行っている。

また、令和2(2020)年度からは新型コロナウイルス感染予防として、全フロアの要所にアルコール消毒液を配置した。全教員にはアルコール除菌シートを配布し適宜授業前後の消毒に努めてもらうと共に、学生にも授業前に身の回りを消毒するよう指示している。

学科教務職員は所属学科の事務作業の他に、実習等の指導補助、学科管理備品の学生への貸し出し、学生に対する授業資料の用意（ピアノ楽譜など）、新入生の入学前教育関係の資料整理、学外実習・授業等の引率等、様々な業務を受け持っている。個々の学生に合わせた実習補助等も業務範囲となるため、学生の学習成果の認識はしっかりしたものとなっており、学習成果への貢献度も高い。

次に、学修・学術情報センター（図書館）の学習成果の獲得のための取組みの現状について見てみることにする。

図書館の専任職員は司書資格を持つ者が2名配置されており、契約職員2名とともに、短大の教育・学習内容に合わせた図書の選書や分類・配架を実施しているほか、図書館での基本的な学習支援サービス（リファレンス対応や相互貸借対応など）の提供を行っている。図書館のガイダンスとして、「1年次セミナー」のテキストに図書館資料・情報の探し方を1章にまとめたり、図書館の利用方法を動画にまとめ、LMS上に公開していつでも閲覧可能にしたりするなど、いつでも自習できる体制を整えているほか、「1年次セミナー」の1コマ分を利用し、すべての1年生に対し、図書館職員による図書館サービスと蔵書検索システムの利用方法の紹介、館内ツアーを実施している。

この他、図書館ではデスクトップパソコンを 23 台設置、タブレットを 6 台保有しており、学生に対して情報検索や提出物作成などの自習支援のための機材として館内で利用できるよう整備している。

平成 28(2016)年 4 月より、電子図書館サービスとして BookLooper を導入し、紀要・自然科学研究所研究報告・シラバス・卒業論文・電子ブック等がパソコンやタブレットで閲覧可能なサービスを導入している。

情報教育支援室には専任職員が 2 名、総務課ネットワーク運用室所属の専任職員が 1 名配置されており、契約職員 1 名とともに授業での支援（ティーチングアシスタント）や授業外での学習支援、個別相談対応を行っている。学内では、100 周年記念館 2 階総合案内に「ヘルプデスク」（相談窓口）サービスを提供しており、学生が所有するスマートフォンやタブレット、パソコンを含めたコンピュータ利用に関する相談や設定代行などのサービス提供を行っている。また、学内全域で利用できる無線 LAN の接続サービスへの申請受付・設定なども行っている。

図書館では、「美作大学・美作大学短期大学部 図書館規定」に基づき、図書館長、各学科（大学生生活科学部 3 学科、短期大学部 2 学科、大学院）から選任された教員と図書館専任職員から成る「図書館運営委員会」を設置し、定期的に学生の利用状況の確認や図書館の運営方針について協議を行っている。

平成 20(2008)年 5 月には、岡山県図書館横断検索システム・図書館間相互貸借システムに参加し、県内の公共図書館および一部の大学図書館の資料が横断的に検索できるサービスを提供している。また、岡山県立図書館の相互協力サービスに基づき、県内の公共図書館及び一部の大学図書館と、資料の相互貸借を行っている。

平成 20(2008)年 4 月に、津山市立図書館、津山工業高等専門学校図書館との間で、利用者の教育や、学術・文化の発展に資することを目的に、相互協力に関する協定を締結した。さらに、平成 20(2008)年 10 月には、この三館と、津山市内 6 高校の図書館の相互協力に関する協定を締結しており、資料の相互貸借を中心とする相互協力を行っている。

次に、学修・学術情報センター（情報教育支援室）の学習成果の獲得のための取組みの現状について述べる。

LMS（学習管理システム）としては、従来 CEAS を利用してきたが、平成 30(2018)年度より WebClass（日本データパシフィック）に変更した。登録コース数についても増加傾向にあり、教育課程における利用が進んでいる。なお、令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、5 月末から 6 月にかけて、全学一斉に対面授業を中止し、オンライン授業に切り替えざるを得なかった。オンライン授業期間中は、多くの科目において、WebClass を利用した遠隔授業が実施されたため、登録科目数が前年度から倍増している。

また、学生支援においても、休講情報（教務課）や学生支援情報（学生課・学修学術情報センター）を掲示・連絡のために WebClass を活用している。これにより、学生が、学外からも学修に必要な情報を得られている。

WebClass 登録コース数（2018～2020 年度分／授業以外の利用は含まない）

年度	前期科目	後期科目	その他科目	合計
2020 年度	53	19	15	87
2019 年度	7	13	12	32

2018年度	6	13	6	25
--------	---	----	---	----

学内業務においては、グループウェアのサイボウズを導入し、日常業務における迅速な連絡や情報共有を図っている。

情報教室を利用する授業では、担当する教員の他、必要に応じて情報教育支援室の職員か、学科付きの助手がティーチングアシスタントとして入り、授業における学生への個別対応をしている。また、学外実習に際してコンピュータによる処理を伴う学生に対しては、学科主導のもと、実習前と実習後の指導の中で情報教育支援室が学生の所持しているコンピュータへのウイルス対策ソフトのインストールとウイルスチェックを行い、コンピュータウイルスの被害拡大と個人情報漏洩などの事故が発生しないように対策をとっている。

学内では、100周年記念館2階総合案内に「ヘルプデスク」(相談窓口) サービスを提供しており、学生が所有するスマートフォンやタブレット、パソコンを含めたコンピュータ利用に関する相談や設定代行などのサービス提供を行っている。また、学内全域で利用できる無線LANの接続サービスへの申請受付・設定なども行っている。

また学生に対し、入学当初の「オリエンテーション・セミナー」の期間を利用して、学科・クラス単位で情報教室の利用方法、ネットワーク設備、各種サービスに関する案内をするガイダンスを1コマ分実施している。この際に、学修・学術情報センターが作成した「学修・学術情報センター利用の手引き」を新入生全員に配布して、利用方法や注意事項等の周知に努めている。

全教職員が出席する月例の職員会議において、学修・学術情報センターからの連絡の際に、教育や学生支援におけるICTの活用に関するガイダンスを継続している。

また、FD活動としても、ICTの利活用に関する内容を、毎年度実施している。

教育におけるICT機器の利活用に関する研修会(2016～2020年度分)

年度	月日	内容
2020年度	2月3～19日	LMSを活用したオンデマンド授業についてのオンライン研修 ー対面授業の代替から、復習・補習教材、反転授業まで
	4月22～23日	LMS(Web)を利用したオンライン授業ガイダンス(4回実施)
	4月20日	オンライン授業の実施に向けた研修会
2019年度	2月12日	1. 剽窃チェックシステムを利用したレポート・論文指導について (1)Turnitin活用事例 1: 児童学科・卒業論文指導への活用 (2)Turnitin活用事例 2: 食物学科・授業レポート指導への活用 2. LMSを利用した学生指導・支援について
2018年度	2月19日	1. 授業におけるiPad導入ー初心者編・まずは教員から 2. グループ学習におけるポートフォリオの利用
2017年度	3月12日	教育におけるiPadモニター利活用成果報告

		・タブレット端末を利用した学生のレディネス把握他
2016年度	3月14日	教育におけるiPad モニター利活用成果報告 ・iPad と MetaMoJi Note を利用したテキスト・資料の提示の 試み他

なお、令和 2(2020)年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、4 月末から 6 月にかけて、全学一斉に対面授業を中止し、オンライン授業に切り替えざるを得なかった。この対応のため、直前に全体研修と LMS に関する演習を実施した。ただ、職員会議におけるガイダンスや FD 研修会を継続的に実施してきたことにより、授業を 1 週間中断したのみで、オンライン授業へのスムーズな移行が実施できた。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

入学前教育として、入学を予定している生徒たちが、入学後不安なく、できるだけスムーズに新たな大学生活を始められるように、学長をはじめとして各学科長による教育目標や入学予定者へのメッセージ、また、入学式から 5 月上旬頃までのスケジュールの概要、更には 1 年次で開講される授業科目など、入学予定者が知りたいと思っていることや、差し当たり必要と思われる情報を「学生生活の案内」として小冊子にまとめ、送付している（備付-27-入学される皆様へ）。

また、入学後それぞれの学科の勉学にスムーズに入っていけるようにとの目的から、4 月の入学までの間に勉強したり、調べたり、あるいは関心を持っておいて欲しい事項を各学科・専攻毎に「入学前課題・準備」（備付-28）というようにまとめ、前述の「学生生活の案内」と同封している。これにより入学前に、授業の情報や、学生生活のスケジュールの概略が分かるようになった。

ている。

さらに、学生課にて作成した「アパート・下宿情報」（備付-29）も本学入試合格者に送付し、情報の提供を行っている。詳しくは<区分 基準Ⅱ-B-3>にて後述する。

入学後には、入学当初の時期に、各課ガイダンス（備付-30-新入生オリエンテーション資料（教務）及び履修ガイダンス資料）内にて、教務課からは履修指導を、学生課からは学生生活に関する指導を行っている。教務課主催の履修指導については、「履修要項」及び「新入生履修ガイダンス資料」を使って、時間割表の見方や、集中講義・補講・定期試験の仕組み等を説明し、必修・選択必修・選択科目等の必要単位数や履修方法を細かく指導している。学生課主催の学生生活に関する指導については「キャンパスガイド」を使って、登下校時の注意や様々なマナー、ハラスメント等を含め、キャンパスライフの他にも一般的な生活様式の指導も行っている。新入生研修会として「オリエンテーション・セミナー」（通称オリゼミ）を実施している。「オリエンテーション・セミナー」は、学科（及び専攻科）単位で、学内外の施設を利用して、2日間の日程で行われている。この研修会では様々なイベントが企画され、それらを通じて教職員や学生の間で親睦を深めるとともに、各学科の教育目的・目標、卒業要件や取得可能な資格、授業の内容について学科教員や上級生スタッフが解説し、学習方法や科目の選択について丁寧なアドバイスができるよう努めている。令和2(2020)年度に実施した内容は次の通りであった。

栄養学科では、例年、1日目に近隣の温泉ホテルにて「おもてなし講座Ⅰ～Ⅲ」と題した体験研修を実施し、2日目には学内見学やグループ別ディスカッション等を行っているが、令和2(2020)年度はコロナ禍のため、学内での活動のみを1日で実施した。内容的には、大学生活についての導入的な内容を中心に行った。

幼児教育学科でも、例年では1日目は上級生が指導する実演タイムで、手遊び、エプロンシアター、紙芝居等を行い、2日目は大原美術館や美観地区を巡る日帰り講習を行っているが、令和2(2020)年度はコロナ禍のため、学内での活動のみを半日で実施した。教員紹介や今後の学生生活や履修についての説明を中心に行った。

専攻科は、従来学外に出る研修は行っていないが、令和2(2020)年度はコロナ禍のため若干内容を変更し、オリエンテーション的な項目を講義形式に変更して実施した。今後の学生生活の概要と、教職員・学生間の親睦を図ることを念頭に行った。

また、「1年次セミナー」は、栄養学科・幼児教育学科の新入生が短大生活へ円滑に適應できること、及び短大での勉学方法を身につけることを目的として設けられた初年次教育科目である。各学科の専任教員が10名程度の新入生を受け持つ個別ゼミでは、早い段階で卒業や資格取得をめざした授業の選択の仕方について指導し、高校までとは異なる授業スタイルに適應できるよう勉学方法についてもアドバイスしている。その後の段階では、各教員が方法を工夫しスタディスキルの養成にも力を入れることになるが、前期末や後期開始時などの時期には、必要に応じて履修に関する指導も個別に行うようにしている。この他に、各学期の開始前に行われる、教務課職員による履修登録ガイダンスや担任が指導するクラス会を行うなど、スムーズに学生生活に順應できるよう実施している。

学生向けの学習支援のための印刷物としては、「履修要項」「キャンパスガイド」「シラバス」「学修・学術情報センター利用の手引き」（備付-31）、さらに「1年次セミナー用テキスト

ト」がある。これらのうち、「履修要項」「シラバス」は短大の2学科と専攻科で1つの冊子となっており、これら以外は全学共通のものである。令和3(2021)年度より「シラバス」はオンライン化され、本学ホームページもしくはWebClassから閲覧可能となった。また、幼児教育学科には保育実習と幼稚園教育実習それぞれの「実習の手引き」がある。

「履修要項」には、冒頭に学年暦(提出-2-P.1)と「建学の理念」、短大の「理念・目的」「教育目標」「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」を掲載し、その後に、授業の履修に関わる一連の事項についての解説、各学科の人材養成の目的と教育目標、卒業要件、カリキュラムを掲載し、さらに、付属資料として学則や教務関係諸規程、資格取得要件一覧を掲載している。カリキュラムの授業科目一覧には学年配当、さらに資格取得要件との関係を示す欄も設けており、本学ではこの授業科目一覧と後に付属する法令に基づく資格取得要件の解説表とを合わせて、実質的な履修マップとして活用している。

「キャンパスガイド」には、沿革や「建学の理念」等の他、キャンパススケジュールや学科・事務組織の構成図、諸手続き、各種届、学内施設の案内等、学生生活を送る上で必要な情報がひと通り網羅されている。

「シラバス」には、各授業の到達目標及び学習内容、授業の計画、履修上の注意・要望等、評価方法、教材、キーワードが記載されている。なお、Ⅱ-A-2で述べたように、記載項目については、平成26(2014)年度分から内容を毎年検討、変更している。令和2(2020)年度から「ナンバリング」を記載、令和3(2021)年度からは前述の通りオンライン化された。

初年次教育用の全学共通テキストとして作成されている「1年次セミナー-学びのために-」は、コミュニケーション系、スタディスキル系、学生生活系の3分野で構成されている。ここでは、学習や学生生活に関わる事柄を分かりやすく解説するとともに、スタディスキル、キャリアデザインやタイムマネジメントなど、上級学年でも役に立つ情報を扱っている。主として個別ゼミで使用するが、図書館ガイダンスで利用する章も含んでいる。

この他の冊子としては、Ⅱ-B-1で述べたように、情報処理教育センターが作成し新入生全員に配布している「学修・学術情報センター利用の手引き」がある。

また、本学ホームページの学内者向けページには、図書館や情報処理教室の利用等に関わる情報をはじめとして、各種の「お知らせ」が随時掲載されており、学生が情報処理教室等のパソコンや学内無線LANからの接続によって参照できるようになっている。

次に学生に対する支援の現状を見ることにする。

学力不足の学生のための補習授業は特に設けてはいないが、定期試験で不合格になった学生への補習や追加のピアノレッスン等、学生の必要に応じて個別に各教員が指導を行っている。栄養学科では、化学や生物の学習が専門教育科目の理解のための基礎となるので、入学前の課題でそれらの基礎知識を取り上げることや解説講座を設けるようにしている。また、教養・基礎教育科目にも「基礎化学」と「基礎生物学」を設けて、専門科目の履修に備えてレベルの維持に努めている。幼児教育学科では、基礎技能、特にピアノについては能力の個人差が大きくなりがちであり、「器楽」の授業(ピアノの個人レッスン)は1年次だけでなく2年次にも引き続いて指導が受けられるよう配置している。

学習上の悩みについては、まずクラス担任に相談するのが一般的である。担任は学期毎に全員の個別面談を行っており、成績・GPA一覧等の成績データも持ち合わせている。また、各授業担当者から学生が3・4回欠席した時点で教務課に報告し、その情報が学科長・教務

委員とともに担任に伝えられる体制になっており、出席状況についても把握している。学習に何らかの問題を抱えていそうな学生については、随時呼び出して面談を重ね、学生相談室「ことりの森」等の部署とも連携しながら、適切な指導助言ができるよう努めている。

本学では、通信による教育は行っていない。

習熟度別の授業は短大では設けていない。両学科とも、養成する専門職に必要な資格取得の要件があり、それに合わせて各授業の学年・学期の配当が細かく決められている。そのため、進度の早い学生や優秀学生に対する特別措置は設けにくい事情がある。

留学生の受け入れ及び留学生の派遣は行っていない。外国人留学生試験は設けているが、最近短大への出願はない状況が続いている。また、本学の学生に対して留学の便を図る制度も特に設けていない。短大の学生たちのほとんどが必要な資格を取得して地元に戻って就職することを目指しており、その方向性が地域社会の生活を支える専門的職業人の育成という本学の「理念・目的」にも合致しているため、現状で特に問題はないと考えている。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

(1) 組織

学生支援全般を包括的に担うための学生支援担当副学長を置いている。同副学長は、学生支援の部署である学生部（学生課、健康保健センター、学生相談室ことりの森）を統括し、ボランティアセンター長及びスポーツセンター長を兼ねるとともに、「学生委員会規程」(備付-規程集-7)

に基づき、全学的な学生支援案件を協議する「学生委員会」の委員長である。学生委員会は、学生課長が幹事となり、併設大学を含む「各学科より推薦された委員各 1 人」によって組織される。学生委員会では、課外活動、寮生活、学生生活の評価、奨学金の判定等を協議している。

学生指導、厚生補導については、学生支援グループが中心となって取り組んでいる。所掌領域は、○学生生活安全確保のための支援、○1人暮らしの学生支援、○退学・休学発生の未然防止のための支援、○担任制による学生支援・指導の連携強化、○学友会活動への支援・指導、○クラブ・サークル活動活性化のための支援、○大学祭実行委員会への支援・指導、○奨学金等の事務及び経済上の相談窓口、○傷害・災害保険関係事務、○学生食堂・購買運営に関する学生からの要望の取りまとめ、○アルバイトの斡旋・紹介・指導、○駐車場・駐輪場・ロッカー利用学生の指導、○下宿・アパートの紹介、○家主・不動産業者との連絡・調整、○寮自治会との連絡・調整、○学内諸施設の利用マナー等に関する指導、○その他、学内外における学生生活全般における相談・指導等の対応である。

(2) クラブ活動、学園行事、学友会などへの支援体制

学生の課外活動は、クラブ・サークル活動などの日常的なものから、浴衣登校（七夕祭）、仮装登校（ハロウィン）、白梅祭（大学祭）、イルミネーション点灯式（短大幼児教育学科主催）等の半ば学園行事となっている周年的なもの、さらには学外からの依頼に応じての不定形・イベント的なものなど様々である。学生の全学的組織である学友会傘下のものについては、学友会の意見を受けて学生課が中心となって支援している。また、不定形・イベント的なものについても、学生が主体的に参画する活動が行われるよう、学生課からも情報発信を行ったり、教職員へ必要な対応を依頼したりと、柔軟な支援を心がけている。問題が生じたり、課題が提出されたりしたときには学生委員会で協議し、必要な場合には部科(課)長会議や教授会の支援を要請する。

(3) 学生食堂、売店等学生のキャンパスアメニティについて

本学では、学生の休息のための施設・空間として、学生ホール、ジュネスホール、学生ロビー、オープンコモンズ、中庭エリア、学生食堂、売店、バーベキューコーナー等が設置されている。これらの施設・空間は、学生間の活発な交流の場となっており、学友会やクラブ・サークルなど自主的な活動を支える場ともなっている。

○学生ホール（5号館1階・東側）

食事、語らい、学習、待ち合わせ、休憩など、憩い・学習・自主活動の場として利用されている。平日および土・日・祝祭日・長期休業中を含め、年末年始や大学入試センター試験期間（準備日を含む）等特別な場合を除き、年中利用可能である。ボランティアセンターからの連絡板やアルバイト求人票の掲示板が配置されている。コピーサービスも利用できる。席数：150席

○ジュネスホール（3号館1階）

学生ホールと同じく、食事、語らい、学習、待ち合わせ、休憩など、憩いと学習の場として利用されている。席数：100席

○学生ロビー（本館入口）

学生ロビーは、本館の玄関および事務室に隣接し、学生への大学からの連絡事項の掲示ス

ースであり、また学友会やクラブ・サークルの連絡板が配置されている。ベンチが設置されており、学生の待ち合わせ場所としても使われている。

○オープンコモンズ（100周年記念館1階）

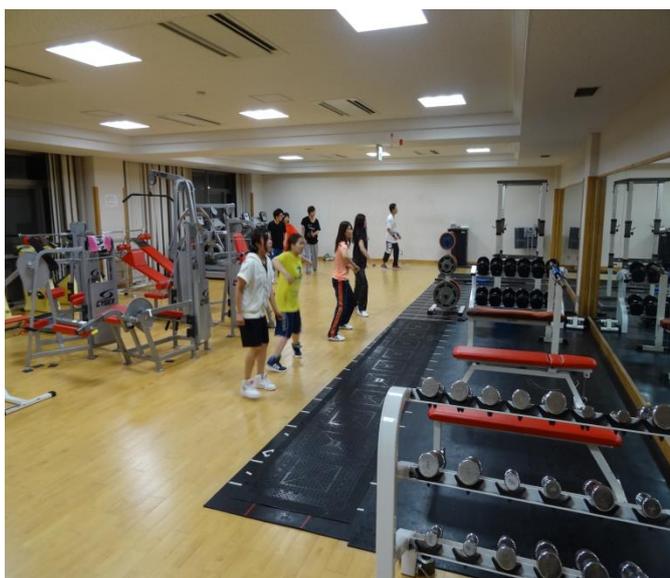
図書館の開館日時に語らい、学習、休憩のできる場として利用されている。コピー機、自動販売機も配置されており飲食可能である。席数：54席

○中庭エリア

3号館と5号館（食堂、学生ホール）、6号館周辺の中庭スペースは、ベンチとテーブルが設置されており、晴天時には食事、語らい、待ち合わせ、休憩、また学生のミニコンサートなどに用いられている。

○トレーニングルーム（体育館1階）

学生部スポーツセンター付設のトレーニングルーム（参照：右写真）には、トレッドミル4台、サイクルマシン（エアロバイク5台、パワーマックス2台）、オーバーヘッドプレス、ブロンレグカール、ロータリーヒップ、グルート、チェストプレスを設置しており、使用方法について体育系教員の指導を受けた後は、随時、ストレッチや有酸素トレーニング、筋力トレーニングなどにより健康な体づくりが行える環境がある。



○学生食堂（5号館1階・西側）朝食、昼食、夕食の提供を行っている。

営業時間：7：30～19：00（13：30～14：00は清掃のため食事の提供はない。）

休業日：土・日曜日・祝祭日・長期休業中

座席数：160席

食事時間以外は、学生ホールと同じように学習スペース等としても利用されている。

○売店

学生ホール内に店舗（学内売店）がある。おにぎり、パン、お菓子、アイスクリーム、飲料などの食品のほか、ノート、筆記用具等の文房具類の販売を行っている。

営業時間：8：30～17：30

休業日：土・日曜日・祝祭日・長期休業中

○自動販売機について

学生ホール、ジュネスホール、オープンコモンズ、体育館前に合計12台の自動販売機を設置し、コーヒー、茶、ジュース類の販売を行っている。

○バーベキューコーナー（6号館側）

20～60人程度のバーベキュースペースであり、バーベキュー炉が2基設置されている。放課後や土日に、クラスやゼミ単位、クラブ・サークル、学友会など、学生間及び学生と教職員との交歓に頻繁に利用されている。

(4) 宿舎が必要な学生のための支援

本学では、キャンパス敷地内に女子学生専用の寮（定員 158 名）を設置しており、一般的なアパートより安価に学生生活を送ることができるよう、家具付きの居室と生活に必要な家電を備えた共有スペースを提供している。また、24 時間体制で寮職員が常駐し、玄関は静脈認証のオートロックを設置するなど安心・安全に生活できるよう整備している。寮では、寮生から選ばれた寮自治会を中心に、共同生活を送るためのルール等を寮生自身が決め、それに従って各自が自覚と責任を持って共同生活を送ることが求められており、寮監と学生課の寮担当者がその支援を行っている。

本学短大生の 6 割以上の下宿・アパートで生活をしており、その約 9 割以上がキャンパスから半径 1km 以内の地域に住んでいる。入試合格者には、入学案内書類とともに、学生課が制作した冊子「アパート・下宿情報」を送付している。なお、平成 14(2002)年度から指定アパート制度（安い敷金・礼金、家電家具付）を設けているほか、大学と下宿・アパート管理人との懇談の機会を持ち、学生の生活状況や安全対策、入居状況についての情報交換を行っている。

(5) 通学のための便宜を図っている

本学では J R 津山駅・大学間でスクールバスを運行している。授業時間に合わせて、午前津山駅 ⇨ 大学を 2 便（津山駅発 8:05、9:55）、午後津山駅 ⇨ 大学を 3 便（大学発 16:00、16:50、17:40）運行している。

また、自転車、バイク通学者が多いので、大学との併用で約 600 台分の駐輪場、15 台分のバイク置場を設置している。遠距離から通学している学生には自家用自動車での通学を認めており、学生駐車場（376 台分・一部教職員と共用）を用意している。駐車場の利用は無料であるが、登録を義務付けている。

(6) 奨学金等、学生への経済支援のための制度について

経済的な支援策として、日本学生支援機構や都道府県育英会の外部奨学金制度の利用に加え、本学独自の奨学金制度として、美作学園特別奨学金制度、美作学園育英会一般奨学金制度、美作学園教育ローン奨学金制度を設けている。令和 2(2020)年度の、それぞれの利用（取得）者数を表（参照：次頁「奨学金制度と利用（取得）者数」）に示した。

外部の奨学金制度に採用されなかった学生も本学独自の奨学金制度を活用することで、経済的な支援を受けることができている。本学独自の奨学金の受給学生は本学短大生の約 13% を占めている。

【本学独自の奨学金制度の概要】

美作学園学業成績特待生制度：a. 新入生対象。入学金の全額と授業料の半額を給付。

- b. 入学後、毎年、前年度末までの成績により、優秀者を各学科から 2～3 人（在籍者数による）採用。年額 25 万円を給付。

美作学園育英会一般奨学金制度：新入生対象。月額 25,000 円を無利子貸与。日本学生支援機構の奨学金が不採用となった学生のみ。

美作学園教育ローン奨学金制度：教育ローン（日本政策金融公庫に限る）を入学時に利用する学生に対し、在学期間（標準修業年数内）の利息分を奨学金として給付。

授業料奨学融資制度：在学する全学生を対象に「山陰合同銀行」と提携し、半期ごとに学納金（授業料、施設設備費、教育充実費、実験実習費）の全額について山陰合同銀行により融資を受けることができ、在学期間の利息について本学が負担する。

進学支援特待生（一般）：経済的理由により進学に困難をきたしている者で、一定の学力水準に達しながら入試により入学した者。入学金の半額に相当する額及び年額授業料のうち 25 万円を免除。また、入寮の女子学生は入寮費及び寮費の免除、男子学生及び入寮を希望したがかなわなかった女子学生には月額 1 万円のアパート・下宿費支援奨学金を給付。

進学支援特待生（S）：経済的理由により進学に困難をきたしている者で、一定の学力水準に達しながら入試により入学した者。入学金の半額に相当する額及び年額授業料のうち 50 万円を免除。また、入寮の女子学生は入寮費及び寮費の免除、男子学生及び入寮を希望したがかなわなかった女子学生には月額 1 万円のアパート・下宿費支援奨学金を給付。

奨学金制度と利用（取得）者数

	奨学金制度名	取得学生数(2020年度)
外部	国の修学支援制度（給付型）	40人
	日本学生支援機構（貸与型）	第一種34人/第二種28人
	その他	11人
本学独自	美作学園学業成績特待生	7人
	美作学園育英会一般奨学金	0人
	美作学園教育ローン奨学金	4人
	授業料奨学融資制度	0人
	進学支援特待生（一般）	7人
	進学支援特待生（S）	7人

この他、学生寮を利用する学生のうち、沖縄県等の遠隔地出身者には寮費を減免し、希望しながら入寮できない遠隔地出身学生には月額 10,000 円の遠隔地奨学金を給付している。

また、地元の信用金庫との提携により、福祉人材養成のための給付型奨学金「つしん福祉人材養成奨学金制度」、在学中の家計急変により学業継続に困難をきたしている学生のための「就学支援特待生制度」を設けて、学生が安心して勉学に専念できる環境の整備に努めている。

平成 29(2017)年度より、学内ワークスタディに関する規程を設け、学生を本学の業務に従事させることによって、学生の職業意識並びに職業観を育むとともに、経済的事情を抱える学生に対する支援を行っている。また、廉価で安全な民間のアパートや下宿の斡旋・紹介や、リスクの

少ない、学生に相応しいアルバイトの情報提供などを間接的支援として行っている。

(7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制

本学では、健康保健センターで学生の健康管理、健康相談活動を、また学生相談室「ことりの森」で、メンタルヘルスケア・カウンセリングの心的支援を行っている。

健康保健センターには職員1人（看護師又は養護教諭資格の取得者）を配置し、学生の健康管理、健康相談及びケガや病気の簡単な応急処置を行う他、必要に応じて医療機関や専門機関等の紹介を行っている。毎年4月には、全学生を対象にした定期健康診断で、身体測定・視力及び聴力検査・血圧測定・尿検査・胸部X線撮影検査（新入生及び希望者）・内科検診を実施している。定期健康診断結果に基づいて、実習・ボランティア活動・就職活動等のために「健康診断証明書」を発行している。

学生相談室は愛称で「ことりの森」と呼ばれ、主に授業開講日に臨床心理士が相談対応している。（開室時間に利用できない場合にも、別途相談に応じている。）相談内容は学業・進路に関する事、休学・復学・退学に関する事、自己探求や人間関係（学内・学外・家族）に関する事、学生生活に関する事、精神保健・心身の不調に関する事、経済的問題に関する事、セクシャルハラスメント・アカデミックハラスメントに関する事等、多岐にわたっている。平成14(2002)年度以降、単に個別の学生の悩み相談だけではなく、学科や学生課との連携を強化し、学生指導の事例検討会、学生課職員の全国学生相談研修会（日本学生相談学会主催）の受講を行っている。

(8) 学生生活について学生の意見や要望の聴取に努めているか

学生生活における身の回りの・日常的な要求は学生ホールに置かれた意見箱（通称みまっ箱）に投函される。これは学友会が置いているもので、学友会執行部で回答できない内容については学生課に届けられる。学生課では随時その意見に対し関係部署と連携し対応している。また、回答については学友会がまとめ、掲示することで学生へフィードバックしている。

全学学生（併設の大学を含む）を対象に行った組織的な実態調査として、隔年、また平成30(2018)年度以降は毎年「学生生活に関するアンケート」（備付-25）を行い、学生生活に関する全般的な実態調査に加え、適宜その時々調査したい項目を追加しながら学生の意見や要望を把握し、環境整備や学生支援策に活かすよう努めている。また、令和2(2020)年度はコロナ禍で経済的に困窮している学生を把握するため、アルバイトの状況など金銭面の調査を行い、本学独自の経済支援として奨学金の給付を行った。

このほか、2年に1度の頻度で、学長を中心とした教員と学生の懇談会を開き、主に学生支援に関する学生の意見を直接聞く機会を設けている（備付-26-2019年度学長と学生の懇談会まとめ）。また、在学生の保護者によって組織される短大後援会や、不定期ではあるが下宿・アパートに関する懇談会などを通じて学生の意見を汲み上げている。

(9) (10) 留学生、社会人等への学習及び生活の支援体制について

留学生に対する支援については、学生課に留学生担当を配置し、学生生活や奨学金等についての相談を受け付けている。また日本語教育のできる教員が在籍しており、教務部や学生部と連携しながら学習面で支援している。

社会人学生は、地域の高等技術専門校より委託された学生を受け入れており、キャリアコンサルタント資格を有する職員が適宜面談し、学生生活を支援している。

(11) 障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、支援体制を整えている

障がい者の受け入れのための施設整備については、段差にスロープを付ける、急な階段には手すりを設けるなど、適宜整備している。

また、平成 26(2014)年 4 月より、障がいのある学生もそうでない学生と同様に修学および研究の機会が得られるように、必要な支援を提案し調整する機関として、アクセシビリティ支援室を設置した。アクセシビリティ支援室は、アクセシビリティ支援室長（学生課長）、支援コーディネーター（学生課職員）で構成され、必要に応じて、学長が委嘱した専門知識を持つアクセシビリティアドバイザーに意見を求める体制を整備している。

また、発達障害に関連する特性のある学生指導についての助言を担当教員が受けることができる体制として、学生委員会のもとに発達支援アドバイザー制度を平成 27(2015)年度から設けている。発達障害専門の教員、および、心理カウンセラーがアドバイザーを務め、相談に上がった学生について事例を検討しアドバイザーから担当教員へ助言を行い、学生への指導に役立ててもらっている。これまで数は多くはないが、助言に基づいた指導により学修・就職活動の面で大きな成果を上げている。また、検討した事例は、本人が特定されない形で事例集としてまとめ、各学科に配布し指導の参考に供することとしている。

(12) 長期履修生を受け入れる体制を整えているか

本学では長期履修生を想定しておらず、長期履修生を対象とした募集を行っていない。

(13) 学生の社会的活動に対して積極的に評価している

本学は、学生の主体性、自発性に基づく様々なボランティアへの意欲、活動を組織的、体系的に支援し、地域社会と学生との橋渡しの役割を果たすべく、「美作大学・美作大学短期大学部ボランティアセンター」（以下、ボランティアセンター）を開設し、活動を続けている。また、ボランティアセンターを経由しないクラブや学生の有志によるボランティア活動も活発であり、本学の学生に対する近隣の幼稚園や保育所からの、あるいは市町村や県等からの特定のクラブ・サークルや団体への行事協力のボランティア要請が数多く寄せられ、学科や学生課の呼びかけのもと、多くの学生が地域への貢献活動を行っている。これらのボランティア活動や地域への貢献活動等に対しては、本学広報室が可能な限り学生の活動を拾い上げ、ホームページその他の媒体によって学内外への周知に努めている。

また、平成 18(2006)年度に、「課外活動において活躍、または活動を支える努力を惜しまず、かつ人物的にも優れた 20 名程度の学生を広く表彰する」という趣旨による MAS 賞 (Most Active Student) を制定し、課外活動の更なる奨励・支援に努めている。併設の大学と短大を合わせた MAS 賞受賞学生及び団体は、初年度の 13 人以来、累積で 294 人となっている。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

本学では、「就職委員会規程」(備付-規程集-8)に基づき、就職支援充実・促進のため、全学的な「就職委員会」を組織している。構成員は教員及び事務職員双方で組織し、学長が委員長、副学長(学生・就職担当)が副委員長を務める。委員構成は次表のとおりである。

就職委員会の委員構成

教 員	学長、副学長(学生・就職担当)、各学科長、各学科から選出された教員(就職支援委員)
事務職員	事務局長、総務課長、学生募集広報室長、大学広報室長、就職支援室参与、学生募集広報室長、就職支援室総括参与、就職支援室長(兼幹事)

就職委員会では、①学生の就職指導、②求人開拓、③就職斡旋、④その他、就職支援に関することの企画研究及びその適正な運営方法について審議し、その決定に基づいて教職員が業務を遂行するなど、就職支援のための教職員の組織を整備し活動している。

学生の就職支援のための施設として、就職支援室及び就職資料コーナーを整備している。

就職支援室及び就職資料コーナーは、学生の利便性を考慮し、就職支援室を8:30～18:00(月～金曜日、長期休暇中を含む)、就職資料コーナーを8:30～21:00(年中無休)まで開放し、求人情報ファイル、就職試験の受験報告書、情報収集のためのパソコン4台とプリンタ1台、就職活動支援のためのビデオソフト、DVDソフトとビデオデッキ、TV、DVDプレーヤーを備え、学生が自由に活用できるようにしている。また、就職関連書籍では就職活動の指導書、就職活動マニュアル、問題集等を自由に閲覧できるようにしている。なお、本学の学生は各学科の教育課程に応じた専門職種に就く割合が多いことを考慮し、求人情報は学科の専門職種ごとに分類し、学生が検索し易いようにファイリングしている。(備付-32-就職ガイダンス2020資料集刷版(P.37 求人情報を活用しよう、P.46 就職資料コーナー室内配置図))

本学は両学科、専攻科ともに専門職の養成機関であり、専門職への就職に必要な資格が取得できるようにそれぞれのカリキュラムが構成されている。このカリキュラムに基づく学習への支援については基準Ⅱ-Aで述べた通りであるが、個別の就職試験への対策についても各種模擬試験の実施や面接指導のほか、エントリーシートや履歴書の書き方などの個人指導を随時行っている。

就職ガイダンスは、1年生の9月から、年間で10回行っており、内容は「就職ガイダンス2020資料集刷版」に従い実施した。

各回とも出欠確認を行うとともに満足度アンケートをとり、内容の理解度と欠席者のフォロー、ガイダンスの更なる充実などに役立てている。なお、アンケートの結果は各学科の就職

委員と担任及び学科長に知らせることで状況把握の共有を行っている。コロナ禍による緊急辞退宣言により登校制限などで対面でのガイダンスカリキュラムが実施できない場合の対策として、令和2(2020)年度よりこれら就職ガイダンスの内容についてはすべて動画コンテンツを作成し、欠席した場合にも後日オンラインや就職資料コーナーで受講できるよう工夫した。ガイダンスの振り返りを行うことも可能になり、欠席した学生への対応の他、疑問や不安がある学生には事後に学生を就職支援室に呼び出して、個別面談を実施するなど細やかな就職支援が可能になった。

本学の学生の就職支援の状況の第一の特徴は、両学科・専攻科と就職支援室とが分業・協働の枠組みで進む点にある。両学科・専攻科ともに専門職への就職希望者の割合が高く、資格取得指導および専門職としての意識醸成は学科が行い、就職支援室は、特別に就職のための資格取得指導を行っていない。一方、就職支援室は、専門に特化しない部分である採用試験等で必要な面接練習やエントリーシートの書き方・添削への個別対応、近年多くの企業が採用している適正検査（SPI等）についての対策講座を実施しており、今年度は就職活動が本格化する令和3(2021)年の2月にSPI試験体験を実施した。コロナ禍によりオンラインでの実施も増えていることから、使用機器の操作を含めた講座も企画し実施している。（備付-33「就職試験本番形式体験講座」チラシ）

両学科・専攻科の専門職への就職は、一般企業とは異なり、定期採用、大量採用が望めないため、就職委員、担任そして就職支援室が連携を図り、学生個々の動向を把握し、個別指導を行うよう努めている。そのためにまず就職ガイダンスにて、学生の進路希望登録を行い、求人等の情報が就職支援室に届いた場合には、その希望登録に従い、学生に「みまさか就職メール」を配信し情報提供の即効性を実現している。さらに学生に提供した「みまさか就職メール」は同時に就職委員と卒業年次の担任教員へも配信することで見落としを防止し、学生への周知を図っている。（就職ガイダンス2020資料集刷版P.39 進路希望登録・求人票検索）

両学科、専攻科ごとの卒業時の就職状況は、就職支援室で取りまとめられ、その分析結果を就職委員会で報告し、学生の就職支援に活用している。（備付-39-就職先一覧表、備付-40-就職希望状況一覧表（2018～2020年度））

併設の大学を含めた本学学生の就職状況には大きく二つの特長がある。一つは学科教育で学び取得した資格を活かした専門職に就職することであり、これらの専門職分野の求人に対し就職支援を行うことである。本学での就職状況の分析データは重要度が高く、就職支援活動方針の策定に使われるほか、進路先事業所への学生動向の説明や求人への依頼、学生募集に至るまで活用される。（備付-34-就職支援室概要プリント）（大学案内P.13～P.16）（就職先一覧表、就職希望状況一覧表（2018～2020年度））

もう一つの特徴は、地方出身生の割合が毎年約7割と高く、そのほとんどが、取得した資格を持っての地元へのUターンを希望している点である。そこで、求人情報と学生とのマッチングを図るため、必要な県・地域に就職参与を置き、沖縄県に配置)、常に就職先の開拓及び就職先とのコミュニケーションを心がけ、更に学生及び卒業生、就職対象事業所などの情報をデータ化している。よりUターン施策を推し進めるため、平成26(2014)年3月には、出身者の多い高知県との間で就職に関する協定を結び、出身地へのUターン就職の可能性を広げた。これを皮切りに現在は、島根県や愛媛県、鳥取県、本学が所在している地元津山広

域事務組合、広島県三原市との就職に関する協定締結を実現した。また、香川県とは就職支援に関する覚書を交わしている。(就職支援室概要プリント)(備付-35-就職支援協定 <https://mimasaka.jp/career-support/recruit/u-turn/>)

なお、特筆すべきものとして、夏季の就職開拓と就職懇談会がある。夏季の就職開拓とは、学生の夏季休業中に本学教職員が一丸となって卒業生の就職先並びに卒業年次生の希望職種・希望勤務地を中心に訪問し、就職学生へのフォロー・励ましとともに現場からの要望を聴取して就職指導に役立てるのに加え、新たな就職先・求人開拓を行うものである。その名称の通り、元々が就職支援のための取り組みであるが、その際に就職した卒業生の評価についても情報収集している。基準 II-A-8 で述べた通り、各学科の教員が現場での評価を直接聴取してくることで、学習成果が社会的に通用するレベルにあるか否かを判断する情報として役立てることができるとともに、学科の教育内容の改善にも資することを目的としている。本学短大の場合、地元岡山県と近隣諸県の出身者が多いこと、さらに専門職への就職比率が高いことにより、学外実習先と就職先が重なる部分大きい。そのため、実習の巡回指導と就職先訪問は相互に補強し合う関係にあり、現場との緊密な関係を維持しそこでの情報収集に努めることは、客観的な教育レベルを維持する上で有用であると考えている。

この就職開拓訪問で収集した生の情報は、事後の就職開拓報告会や就職懇談会において、実際に訪問した教職員から報告され、全学の共有する情報になるとともに、学生への就職指導へとフィードバックされている。

令和 2(2020)年度は就職開拓訪問がコロナ禍により実施できなかった。

就職懇談会は、そもそもは保護者を対象にするものであるが、学生が同席することで、就職に向けての学生本人と保護者との意思一致・確認・決意の場として機能している。これは 1 年次の冬(12 月中旬～2 月下旬)に開催されている。コロナ禍の影響で令和 2(2020)年度は初めてオンライン形式で実施した。(備付-36-就職懇談会案内)

卒業年次生については年間を通じて両学科及び専攻科の就職内定状況をチェックしている。とくに後期からは、毎月、定例の全教職員が出席する職員会議において内定状況を報告し、全学で状況把握を共有しつつ目下の就職支援に活用している。卒業時の就職状況の分析・検討はひとつの区切りとして当然行っているが、卒業時点で未就職である者へのフォローを欠かさず、毎年、年度を越えて就職指導を継続し、最終的な分析・検討を経て次年度の就職支援に活用している。(備付-37-2019 年度(2020 年 3 月)卒業生の就職・進路等の動向)

栄養学科の場合、進学は大学の食物学科または他大学の食物栄養系の学科への編入学が一般的である。短大で取得した栄養士の資格を基礎に管理栄養士を目指したい学生に対しては、学科長や担任が個別に相談に応じて、編入学試験の情報や希望する大学の情報等を提供している。特に本学食物学科に進学する場合は、同一キャンパスにあり、教員も相互に関連科目を担当している事情から、一層細やかな情報交換や指導ができる利点がある。編入学生は、短大と大学の科目・学年配当等の違いから、他の大学 3・4 年生と比べて時間割の組み方に苦労することが多い。そのため、進学希望のある学生に対しては、特別聴講学生(単位互換)制度により、空きコマを利用して、教養・基礎教育科目を中心に大学の授業科目を可能な範囲で履修しておくよう指導している。

幼児教育学科でも、学科長や担任が個別に希望者の相談に応じる点は同様で、教員は担当グループの学生の適性などを 1 年次から継続して見てきており、就職と進学を合わせた進路

指導を親身に行っている。進学先は福祉分野では本学専攻科介護福祉専攻が主であり、毎年数名が進学している。子ども分野では他大学への編入もあるが、同一キャンパスに大学の児童学科があり、小学校教員免許状の取得希望者がこちらに進学している。

これまで両学科から留学を希望する者は出ていない。今後希望者が出てきた場合には学科長や担任が個別に相談に応じることから対応していくことになる。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

学生支援は、入学前から始まり、出口の就職支援までの期間にわたるという前提で進める必要がある。この点については、合理的配慮を検討できるアクセシビリティ支援室が入学前から対応できる体制を構築しうまく機能している。しかし、こういった情報が出口の就職支援の段階で共有されていないという課題も見つかった。今後、部署間で個人情報の扱いに配慮しながらも情報共有の仕組みを作ることが求められる。

また、就職支援は学生をとにかくどこへでも就職させることを目的とするものではなく、就職した職場での勤務を続ける中で専門職としての十分な力を身につけていけるような職場に就かせることを目的として取り組むことが大切である。

就職活動に対する学生の集中力やモチベーションの向上へ向け、就職ガイダンスの開催時期や内容の見直し、就職懇談会の実施時期やの見直しが必要である。また保護者への情報提供の機会が少ないことから、今後就職に関する情報発信について工夫が必要である。特に本学は中山間地に位置しており町の中にある大学と比較しても交通状況が不利な位置になることから、コロナ禍におけるオンラインでの就職情報提供のメリットは大きく、今後も情報手段としてオンラインを継続し発展的な活用を見出していく。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

前回の報告での課題の一つとして、必要に応じて組織するチーム支援だけでは対応しきれない事態が増えてきたことから、専門家を配した支援体制の必要性を記述した。この点については、特に障害学生支援の観点からアクセシビリティ支援委員会、アクセシビリティ支援室の設置とコーディネータの配置、発達支援アドバイザー制度の設置によりより専門性の高い支援が可能となった。

短大は、自宅通学生の割合が高く、駐車場の拡充が求められていた。平成 30(2018)年度後半からキャンパス南側の駐車場に新女子寮を建築することとなったため、その分のスペースを平成 29(2017)年度から順次キャンパス北側に土地を確保し、令和 1(2019)年度までに以前より多い駐車スペースを確保することができた。また、令和 2(2020)年度にも北側に新たな土地を取得し、さらに 34 台分の駐車場を確保したことにより、自宅通学生の駐車場利用について大幅な改善を見ることができた。

就職支援については、求人情報をより効果的に集約し指導に活用できるようにシステムを平成 28(2016)年度に入れ替えるとともに、学生の成長できる企業情報を収集することを念頭に就職開拓訪問時の報告書を見直した。新しいシステムと求人情報・企業情報を検索しやすくなったことで就職支援の質の向上につなげることができている。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

三つの方針については、平成 26（2014）年度に学科毎のポリシーを策定し、履修要項等を通じて学生には周知を行なっている。体系的な教育課程の編成と点検、ならびに各学科の教育目標やディプロマ・ポリシーとの関係性については、カリキュラム・ツリーの作成やナンバリングの策定、シラバス様式の変更等の取り組みを通じて、学科レベル、教員レベルでの確認が行われた。また、栄養学科における教育課程については、平成 30（2018）年度に改編を行った。

FD 活動のうち、「授業見学週間」は平成 26（2014）年度以降も継続的に実施されているが、コロナ禍があった令和 2（2020）年度は前期の実施を見送り、後期のみの実施となった。授業評価アンケートも継続的に実施されており、平成 31（2019）年度には質問項目の見直しなどを行なった。

「夏季就職開拓訪問」で得られた卒業生情報の活用については、11 月に行われる就職開拓訪問報告会において訪問時の面談内容を集約した一覧を全学科に配布し、それを学科会議での検討資料にしている。また、学科の教員が直接訪問することから、就職支援室への報告書に書かないことでも学科の会議において情報共有を行っている。就職開拓訪問時に得られた情報は、卒業生の様子だけでなく事業所の方針など学科会議や実習担当者会議で共有し、実習の質を上げることや、カリキュラム編成へ反映するなど活用をしている。幼児教育学科では、訪問時に多く聞かれた話から、パソコンを使うスキルを高めるために、平成 28（2016）年度入学生から 2 年次開講の情報教育系科目を新設した。

学内の施設・設備の整備の面では、課題となっていた図書館や情報教育関連施設の更新について、図書館機能と情報教育機能の統合、アクティブラーニングへの対応という観点で整備された「美作学園創立 100 周年記念館」が平成 28（2016）年 2 月に完成したことで大幅に改善した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

教育活動全般に関して、コロナ禍の影響によりオンラインでの教育活動が定着しつつあることを踏まえ、地方に立地する短大というハンデを解消するために、オンライン教育が活用できる環境の整備と教育内容の充実について対応と検討を進める。また、オンラインを活用した卒業生本人と在校生との交流や、卒業生による講話などを通じた職業教育の充実などについても可能性を模索していく。

学生支援では、新館建設や旧館取り壊しに伴い、駐輪スペースの不足が令和 2（2020）年度に明らかになった。今後は、改築・改修計画に合わせて駐輪スペースの確保を検討する。

進路支援については、コロナ禍の就職支援において従来型の就職活動が大きな制限を受けている。その結果、オンラインでの面接や説明会が増え、それに対応するために令和 2（2020）年度は注力してきた。しかし、コロナ禍が終息後も、オンラインでの面接を行う企業も一定数残ることが予想され、学内において静穏かつ通信環境の整ったオンライン面接用の部屋の確保が課題となっている。空き部屋を回収し、個別ブースの設置などを検討し、ポストコロナの就職活動支援を念頭に環境整備を行う。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

- 備付資料 46 非常勤教員一覧表、
 47 美作大学・美作大学短期大学部紀要、48 地域生活科学研究所所報、
 50 専任教員の研究活動状況表、53 FD研修会資料、54 SD研修会資料
- 備付資料 - 規程集 9 教員選考規程、10 職員研究助成審議委員会規程、
 11 研究助成金の額に関する内規、12 所員活動助成費に係る内規、
 13 研究旅費に関する内規、14 倫理綱領、15 教育研究倫理基準、
 16 研究倫理審査規程、17 動物実験に関する指針、
 18 動物実験委員会規程、19 科学研究費補助金事務取扱要領、
 20 科学研究費補助金事務取扱に関する細則、
 21 職員研究助成金支給規程、22 研究のための外国出張規程、
 23 教員留学規程、24 学術研修のための派遣規程内規、
 25 ファカルティ・ディベロップメント委員会規程、
 26 学校法人管理組織規程、27 学校法人美作学園事務分掌規程、
 28 学校法人美作学園文書取扱規程、
 29 学校法人美作学園文書保存規程、30 学校法人美作学園稟議規程、
 31 学校法人美作学園公印取扱規程、32 学校法人美作学園經理規程、
 33 学校法人美作学園經理規程実施細則、
 34 スタッフ・ディベロップメント規程、
 35 学校法人美作学園就業規則

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

専任教員数については、いずれの学科においても設置基準を充足しており、また専攻科に

においても厚生労働省の定める指定基準を充足している。また非常勤講師については、栄養学科では非常勤講師は 15 人(内 8 人は併設大学の専任教員)、幼児教育学科では 24 人(内 7 人は併設大学の専任教員)、専攻科では 13 人(内 1 人は併設大学の専任教員)を配置している(備付-46-非常勤教員一覧表)。

大学がその目的・教育目標の達成を進める上で必須の要素が、人的資源である。本学では短期大学設置基準に照らし、栄養学科及び幼児教育学科の合計は、同設置基準で求められる教員数を 3 人上回り、十分な教員組織を編成している。専攻科介護福祉専攻においても所管の厚生労働省の定める基準を充足する教員を配置している。

短期大学設置基準で定められた本学の教員数は、栄養学科 5 人以上、幼児教育学科 8 人以上及び別表第Ⅰが 3 人以上、計 16 人以上である。令和 2(2020)年度における専任教員数は、栄養学科 8 人、幼児教育学科 11 人であり、計 19 人の内、教授は栄養学科 3 人、幼児教育学科 3 人計 6 人である。またこれとは別枠で、厚生労働省の所管下にある専攻科介護福祉専攻については、同省が定める教員数及び教員資格を充たした教員が 3 人以上必要であるが、現在 3 人の要件を充たした教員を配置している。

このように、いずれの学科、専攻科においても設置基準等を充たす教員が配置されており、教授数も設置基準を充足している。専任教員一人当たりの学生数は 2 学科合計で見ると、令和 2(2020)年度で 10 人未満であり、それ故、教員が所属学科学生個々の名前と顔をおぼえるのは勿論であるが、教務課や学生課等の職員も同様であり、個々の学生の状況に即応したきめ細かな指導・支援ができる体制を整えている。

専任教員については、「教員選考規程」で定める教授、准教授、助教などの資格要件は、短大設置基準の第 23 条～第 26 条に定める教授、准教授、助教などの資格要件に基づいて「教員選考規程」の第 2～第 5 条で定めている。従って、専任教員の職位は、学位、教育実績、研究実績、その他経歴等、短期大学設置基準で定める資格要件を充足している。また介護福祉士専攻においても、看護師や介護福祉士の有資格者で且つ必要な実務経験を有し、その上で介護教員講習会修了者を配置している。

教員の配置については、栄養学科では「社会生活と健康」・「人体の構造と機能」・「食品と衛生」・「栄養と健康」・「栄養の指導」、幼児教育学科では「保育の本質・目的の理解に関する科目」・「保育の対象の理解に関する科目」・「保育の内容・方法の理解に関する科目」・「基礎技能」・「保育実習」といった学科の教育課程の柱となるそれぞれの分野で、カリキュラム・ポリシーに基づいた科目群を担当するために、当該分野についての教育研究業績に加え、可能な限り専門分野に関連した実務経験を有する専任教員を配置している。これは、本学が実践力を備えた専門職の養成を目指しているからである。また介護福祉士の養成を行う専攻科においても、「介護福祉士の養成に係る学校の指定基準」に定める実務経験豊かな介護福祉士・看護師などの有資格者を配置している。

栄養学科については非常勤講師の人数が少なく、また併設している 4 年制大学教員が過半数と言うこともあって、学科長や隣接科目担当の専任教員が個々に非常勤講師と話し合いの機会を設け、学科の教育目的に沿った教育が組織的に行えるよう努めている。幼児教育学科では、毎年新年度の開始直後に専任教員と非常勤講師との情報交換の機会を設け、教育目的や教育方針、学科の学生の状況などについて理解を深めてもらい、学科の教育方針に沿った教育を進めてもらえるように努めている。

非常勤講師の採用については、担当候補者の学位、研究業績、経歴等を教育担当の副学長が審査し、部科(課)長会議の議を経て決定する。新規の非常勤講師の採用は教授会への報告事項となっている。次年度の担当者についても、非常勤講師については年度ごとに一覧を作成して確認し、部科(課)長会議の議を経て決定され、教授会に報告している。

なお、非常勤講師の採用基準については、短大設置基準第 25 条「講師の資格」の「教授又は准教授となることのできる者」「特定の分野について、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者」を満たすこととしている。

補助教員については、栄養学科では助手 1 人と教務職員 2 人(3 人共に管理栄養士の有資格者)、幼児教育学科では 1 人の教務職員を配置している。実験・実習を中心とした教育の補助、学外実習に係る事務など学科教育に必要な事務の円滑な遂行に重要な役割を果たしている。

専任教員の採用及び昇任人事については、本学「教員選考規程」に定める手続きと基準に基づき、厳正に審査を行い進めている。採用のための審査においては、研究業績・教育能力・実務経験の有無・人物面・学生指導や業務遂行への熱意など様々な面から総合的に選考を行い、採用の可否や職位を決定している。昇任人事についても上記規程に基づき、教育研究業績に加え学生指導や大学・学科の諸業務遂行の実績や熱意、更には地域社会への貢献度などを元に総合的に審査している。

教員の採用については、既述の「教員選考規程」の第 6 条及び第 8・9 条に基づいて行っている。学長・教務部長・当該学科長及び事務局長から構成される採用選考予備会議で、採用人事を進めることの可否、専門分野・担当科目・職位・審査員及び募集方法等採用人事を進める上での必要要件を検討し、部科(課)長会議次いで教授会に諮り承認を得、公募等により募集を行う。次いで応募して来た者について、教授会で承認された審査員(当該学科長・同じ専門分野の教員 1 人及び近接する専門分野の教員各 1 人、計 3 人で構成される教員採用審査委員会)は「教員選考規程」に定める選考基準に基づき一次審査(書類選考)、次いで二次審査(面接、模擬授業 なお面接には審査員の他に学長も加わる)を行い、候補者について「教員選考規程」の第 2 条(教授の資格)～第 5 条(助教の資格)の規定に基づいて、経歴・研究業績の内容・学位の種類や人格、教育・学内諸業務に対する意欲の確認、更には教育能力など多方面に渉る審査を行い、最終候補者を 1 人に絞る。最終候補者については改めて理事長・学長及び事務局長が面接を行い、本面接で本学教員にふさわしいと判断した候補者について審査委員会の主査が審査結果を教授会に報告し、その議を経て、理事会で採用を承認することとしている。

昇任についても「教員選考規程」の第 7～9 条に基づき、学長・副学長・当該学科長及び事務局長から構成される昇任候補者選考会議で、昇任候補者の資格(研究業績や教育実績、大学や学科の諸業務に対する取組み、地域社会に対する貢献活動の実績など)について審査し、その結果を教授会に諮り承認を得ている。次いで候補者について審査員(当該学科長・同じ専門分野の教員 1 人及び近接する専門分野の教員各 1 人、計 3 人で構成される教員審査委員会)は「教員選考規程」に定める第 2 条～第 5 条の選考基準に基づき資格審査を行い、その結果について教授会に報告し、その議を経て、理事会で昇任を承認することとしている。

〔区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行

っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2の現状>

短期大学の専任教員は教育・学生支援や大学等の業務多忙な状況にありながらも、研究活動の成果（備付-50-専任教員の研究活動状況表）については、教育課程編成・実施の方針に基づいて学会誌などへの論文掲載を行っている。

栄養学科の専任教員は教育内容の特性を生かし、地域の、主として食品関係の企業と連携して共同で新たな食材や食品の開発などの研究も活発に行っている。直近5年間では所属学科長が日本原子力機構と連携し、食品の味と香りを立体的に評価する「味覚マッピング」研究を行い、地域の食品の味覚評価を通して農産物の差別化や、新規加工食品の開発に寄与した。令和2(2020)年度においては所属選任教員が地元のスーパー「マルイ」と連携し、共同開発弁当を発売した一方で、倉敷市の菓子メーカー「國和産業」と連携し、干し柿を使った新しい商品を開発した。

幼児教育学科の専任教員は教育内容の特性を生かし、保育者養成校としての使命を果たす保育・教育・福祉の観点で、子どもの幸せを願う子ども主体の研究をしている。直近5年間では、平成30年度中・四国保育士養成協議会教職員研究助成金に採択され、実習担当者の協働による実習教育のあり方についての3名の共同研究者により、三実習の「協働」の取組みについて報告した。また、地元の国立高等専門学校や地元関係機関と連携して共同研究も活発に行っている。令和1年度から4年度までの研究期間において所属学科長が国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）に採択された国立津山高等専門学校の「ジュニアドクター育成塾」事業と連携をし、受講生の学びの伸長とプログラムの開発及び津山高等高専学校の学生と本学幼児教育学科の学生の学びの伸長を明らかにし、専門性の違う研究者が互いに協働し研究していく連携の意義をまとめている。令和2(2020)年度はコロナ渦のため参集しての学会開催は中止であったが、学科教員はオンライン会議システムを利用して積極的に口頭・ポスター発表をした。

また、平成28(2016)年から幼児教育学科所属の専任教員が地域の資源の継続研究に着手

しており、杉や檜を使って「石ころ積み木」を開発した。石ころのように子どもたちが自由に積んだり並べたり見立てて遊んだりでき、乳幼児の学びの引き出しが増える積み木で、地域の資源を活用した玩具を商品化した。「石ころ積み木」は今後の乳幼児期の子どもの発達において「木育」の活動として期待できる玩具といえる。

専攻科介護福祉専攻の専任教員は、平成 30(2018)年に介護ロボット研究会を立ち上げ、福祉現場・関連企業・自治体と協働し現場のニーズに応じた開発を進めており、令和 2 年(2020)度「介護用アクティブエアパッド」の開発と実証実験に着手した。また、平成 30(2018)年度から「介護用リフト」に対する教育観について調査し、教育機関及び介護現場における課題を明らかにし、継続的な研究に取り組んでいる。

外部研究費の獲得については、幼児教育学科の教員が科学研究費補助金に 1 件採用されている(備付-50-外部研究資金の獲得状況一覧表)。地域企業等と連携した研究・開発は、特に栄養学科教員を中心に行い、地元の中小企業との共同研究での受託研究費については、受託研究費総額は 100 万円程度である。

地域生活研究所を中心として、地域の主に食品関係の企業等と共同で新たな食材や食品の開発など活発に行っているが、それらの企業等が地域の企業が主であることもあり、多額の受託研究費の獲得に至らないのが実情であり、やむを得ないと考えている。

短期大学部学部においては所属専任教員の研究活動をバックアップするため、科学研究費補助金を始めとする各種研究助成金の案内もその都度専任教員に掲示し、外部からの研究費の獲得に協力する一方で、研究助成金支給申請書研究計画を提出した者に対し、大学の定める「職員研究助成審議委員会規程」(備付-規程集-10)を整備し「研究助成金の額に関する内規」(備付-規程集-11)に基づいた審査の上、年間 25 万円を上限として研究助成を行っている。更に地域の企業との共同研究の窓口となり、所属専任教員の研究の幅を広めている附置の地域生活科学研究所では研究助成金支給申請書研究計画を提出した者に対して研究助成研究の内容などを勘案し、同研究所の「所員活動助成費に係る内規」(備付-規程集-12)に基づいて年間 20 万円を上限として助成を行っている。

また、所属するすべての専任教員を対象に研究を進める上で必要な学会への参加を助成するため、「研究旅費に関する内規」(備付-規程集-13)に基づき年間 12 万円を上限とした旅費支給助成を行っている。

専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みとしては、SD 研修を通して研鑽を重ねている。言うまでもなく大学教職員には業務・研究遂行の上で、各種の法令の遵守等高い倫理性が求められる。そのため本学では「倫理綱領」(備付-規程集-14)を制定し、教職員に対し各種業務を遂行する上で高い倫理性を求めている。そして本綱領に基づき、各種助成金の公正かつ適正な使用をはじめとする研究遂行上の倫理規範として「教育研究倫理基準」(備付-規程集-15)、「研究倫理審査規程」(備付-規程集-16)、「動物実験に関する指針」(備付-規程集-17)、「動物実験委員会規程」(備付-規程集-18)、「科学研究費補助金事務取扱要領」(備付-規程集-19)、「科学研究費補助金事務取扱に関する細則」(備付-規程集-19)などの規程を設け、周知と適正な運用に努めている。

今年度で 66 号となる本学研究紀要(備付 46)への掲載、附置の地域生活科学研究所発行の「地域生活科学研究所所報」(備付 47)への掲載など、専任教員の研究成果発表の機会を保障し、所属専任教員に対しては可能な限り年一報程度、研究成果を発表することを指導し

ている。口頭発表の場においても所属学会のみならず、先述の地域生活科学研究所において助成研究の発表の場を一年に一度設けており、専任教員に発表の機会を保障している。また同研究所の助成活動発表会は広く市民にも開放されており、短期大学部所属教員の研究内容の理解に寄与している。

専任教員の教育研究活動の成果を発表する機会として、本学が発行する研究紀要ならびに地域生活科学研究所が発行する「地域生活科学研究所所報」がある。また、「教員個人調書」（備付 43）及び「教育研究業績書」（備付 44）のデータを定期的に更新したものを総務課で管理し、それらの主要な部分（学位、略歴、主な担当科目、研究テーマ、主要研究業績・研究活動、社会的活動など）を本学ホームページに掲載し、広く公開している。

物的環境である研究室については、教員に対しては、原則 1 人に 1 室の研究室が割り当てられている。一室当たりの広さはそれぞれ異なるが、平均面積は約 28 m²であり、研究・学生指導を行う上で十分な広さを確保している。現在、短大の教員については 1 室が 2 人共用の研究室、1 室が 4 名の合同研究室となっているが、勤務形態に合わせた対応である。

専任教員の研究や研修を行う時間の確保については、土曜日を勤務日とする週 6 日の勤務体系から、土曜日を休日とし月～金曜日を授業日とする週 5 日の勤務体系に変更した時点から特に研究日は設けていないが、各教員には研究に資するよう可能な限り週 1 日は授業のない日を設けるよう努めている。令和 2(2020)年度については、前期 2 人、後期 7 人の教員がやむを得ない事情で全ての曜日で授業があるようになっているが、オムニバスなど複数教員が担当する科目の関係では曜日の制限もあり、時間割編成上、大変制約が厳しい状況になっている。授業のない日を設けることができない教員については、後期または前期において授業のない日を少なくとも 1 日は確保するよう努めている。

研究活動に関する規程については、「職員研究助成審議会委員会規程」、「職員研究助成金支給規程」（備付-規程集-21）、「研究旅費に関する内規」、また海外における学術研究・学会での発表や国際会議への参加及び発表に関する「研究のための外国出張規程」（備付-規程集-22）、国内・国外の研究機関への留学に関する「教員留学規程」（備付-規程集-23）、「学術研修のための派遣規程内規」（備付-規程集-24）、これに加え、本学で設置している地域生活科学研究所の下での「所員活動助成費に係る内規」など、一連の研究促進・助成の規程を制定し、それに基づいて助成を行い、研究の推進を促している。

FD 活動に関する規程として「ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」（備付-規程集-25）を平成 17(2005)年度に設け、会議の中で研修内容について関係部署と連携を図りつつ検討を行い、FD 活動の推進に努めてきている（備付-53-FD 研修会資料）。「ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」は平成 31(2019)年 4 月 1 日に改正され、学長が委員長として統括を行う旨、またスタッフ・ディベロップメント活動と連携して実施される旨が明記された。

教員における授業・教育方法の改善に関わる取り組みとしては、教務課が主体となり、教員相互の授業見学週間や、学生からの授業評価の実施、また学生からの授業評価を元にした教員による授業計画の自己点検報告の徹底を行う他、シラバス作成にあたっての研修会（「シラバス改善のために」）、学修・学術情報センター（備付-56-学修・学術情報センター（図書館・情報教育支援室）の概要）と連携した教育における ICT 機器の利活用に関する研修会、総務課と連携した教育活動に関する倫理研修会、教務部として実施した教育の体系化に関する

る研修会などを定期的実施している。

令和2(2020)年度はコロナ禍の影響もあり、学修・学術情報センターの主導で、オンライン授業実施に向けた研修会を複数実施し、オンライン授業実施後の学生アンケート結果に関する研修会も開催した。また、高大連携を意識した「高校でのアクティブラーニングの現状」と題した研修会、図書館と連携して授業目的公衆送信補償金制度の実施に伴う「学校教育と著作権」と題した研修会をオンラインと対面の両方式を組み合わせ実施するなど、他部署と連携を図りながら、本学を取り巻く問題に合わせたテーマを設定し、実施している。

この他、1年次セミナーワーキンググループと連携した1年次セミナーの内容の共有のための研修会、総務課等との連携による初任者を対象とした研修会及び本学の教育への理解を深めることを目的としたオープンキャンパスでの本学教育・学生支援全般についての説明(通称「オープンキャンパス全体説明会」)への出席の義務化等、各部署との連携の中で多方面にわたる取組みを進めている。

事務組織と教学組織の関係は、教学と関係の深い事務組織(教務部、学生部、就職部及び広報部)の部長職の代行として副学長を充てることにより、強化されている。各組織での運営に関する重要事項を審議するために、それぞれ委員会を設けており、教学組織である各学科の教員を委員として委嘱し、当該事務組織が委員会事務局を担当することにより、教学組織と事務組織の連携が確保されている。

また本学では、毎月教職員が一同に会する職員会議を月1回開催し、各種会議や委員会で決まったこと・重要な変更事項等についての周知徹底を行っている。勿論それらについては、学内での情報共有システム上でも行っているが、教職員が一同に会することで周知の徹底に加え、教職員間の意思疎通の上で重要な機能を果たしている。また、教務・学生・就職委員会など各種委員会活動を通しての関係部署との緊密な連携、精神的あるいは身体上の問題を抱えた学生については、その内容により担任と関係する部署(学生部の下にある学生相談室や保健室スタッフ)、更に必要と判断される場合は当該学生の所属学科長もまじえ、緊密に連携しながら問題解決に当たっている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3の現状>

本学の事務組織は併設している4年制大学と共通の事務局として、総務部(総務課)、ネ

ットワーク運用室)、経理部経理課、教務部教務課、学生部(学生課、学生相談室:通称「ことりの森」、ボランティアセンター、スポーツセンター、保健室)、就職部(就職支援室)、広報部(学生募集広報室、大学広報室)、図書館という構成となっている。学科に独立した事務組織は置いていないが、教務職員(教務課所属)を配置し、学科の教育補助事務等を主業務とするほか、事務局や学科(教員)との連携を図る役割を担い責任体制を明確にしている。

総務部総務課は大学の管理・運営全般、教授会、部科(課)長会議、ネットワーク運用室の管轄、科学研究費取扱、学外連携に関する業務、附属の地域生活科学研究所の所管事務、公開講座の主幹、事務局課・室の連携事務等全般を所管としている。また、経理部経理課施設営繕係は他部署と連携しながら校地・校舎・施設設備の維持管理、学内環境美化、清掃等の業務を所管する。経理部経理課においては本学の会計部門と管財部門を併せ持つ業務全般を担っている。大学の教育・研究に係る予算統制、機器・備品、消耗品等の物品の購入・管理を所管としている。

教務部教務課は、教育課程の編成、授業時間割、学生の履修や成績、科目等履修生、単位互換、授業出席状況の把握、入試業務等の事務を所管している。

学生部は、学生課が学生の生活指導、課外活動、学友会活動、奨学金等に関する事務を所管する。ボランティアセンターにおいては、学生と協働で学生のボランティア活動の支援を行い、スポーツセンターは体育系教員と連携し体育施設を利用した地域貢献や課外活動の体育施設の活用管理等を管轄している。また、学生相談室(通称「ことりの森」)は悩みを持つ学生の相談業務を担い、「保健室」は体調等を崩した学生が利用する保養室兼相談室である。

就職部就職支援室は各学科と連携して実施する就職活動支援業務(就職ガイダンス、求人情報提供、求人開拓活動等々)、就職指導、キャリア開発支援等に関する事務を所管している。

広報部は平成24(2012)年度以降、従来学生募集広報室が担ってきた学生募集と大学広報の業務を2つに分室し、学生募集広報室が学生募集に関する企画、募集活動の主幹事務、大学広報室が大学活動全体の広報、ホームページの企画、管理等に関する業務を所管する。

学修・学術情報センター図書館は教育・研究図書、刊行物等の購入、貸出・閲覧、学位論文、研究論文の管理、図書館活用にかかる学生指導、オンラインデータベースの管理、図書館ボランティア学生の指導等、図書管理用の促進業務等々、図書館利用に関わる一切の業務を担当している。学修・学術情報センター情報教育支援室は情報教室やセミナールームの管理、学内無線LAN接続サービスの管理・運営、情報系授業やヘルプデスク等の情報教育支援を行なっている。

以上が事務組織とその業務概要であるが、小規模、少人数である本学では、教員との連携、協働による運営が密に行われている。教務部、学生部、就職部、広報部の各部長に相当する業務は副学長が担っており、事務組織と教学組織が連携して、企画・立案・実行する体制が整備されている。また、教授会に付議する審議事項の事前協議や、大学運営にかかる事項を協議する「部科(課)長会議」では、教員の役職者と事務局全部署の課(室)長相当者が当該会議の構成員となっている。さらに教授会の下部組織である各委員会(教務委員会、学生委員会、入試委員会、就職委員会、学生募集委員会、他)には事務職員が幹事、構成員として加わり、教育研究支援及び学生支援などのための大学運営に参画している。

事務局の各課室は幾つかの部屋に分かれており連絡、情報共有が途切れがちであった反省

を受けて、平成 19(2007)年度より週一回の事務局課長会議を開き、各課室の主要行事の伝達や連携協力依頼、情報交換、必要な協議等を行っている、また毎週月曜日 9:00 に事務局職員が全員集合し朝礼を実施、各課室からの連絡を徹底するよう努めている。

事務関係諸規程については「学校法人美作学園就業規則」以下に「学校法人管理組織規程」(備付-規程集-26)、「学校法人美作学園事務分掌規程」(備付-規程集-27)、「学校法人美作学園文書取扱規程」(備付-規程集-28)、「学校法人美作学園文書保存規程」(備付-規程集-29)、「学校法人美作学園稟議規程」(備付-規程集-30)、「学校法人美作学園公印取扱規程」(備付-規程集-31)、「学校法人美作学園経理規程」(備付-規程集-32)、「学校法人美作学園経理規程実施細則」(備付-規程集-33)等の規程を整備している。

事務部署の執務室は、本館 1 階に総務課、経理課、法人事務室、学生課、教務課、入試事務室、2 階に学長室、事務局長室を配置している。1 号館 1 階に就職支援室、大学広報室、学生募集広報室、美作学園 100 周年記念館 4 階にネットワーク運用室、情報教育支援室を配置している。図書館職員も美作学園 100 周年記念館 2 階で図書館業務を担当している。

事務職員には 1 人 1 台のパソコンと 2 つのモニターを整備しており、1 つの画面に業務用専用ソフト、もう 1 つの画面にグループウェア等を表示し事務作業の効率化を図っている。

防災対策、情報セキュリティ対策について危機管理に関するマニュアル等を整備し、年に 1 回消防・防災訓練を実施している。平成 24(2012)年度以降、津山消防署員の指導の下で、9 月に消防・防災訓練を実施し、AED 利用の実地訓練を実施した。また、毎年度当初の職員会議で、各室の防火責任者及び緊急時の避難経路、緊急時の連絡網を配布し防災に関する意識を高めている。

情報セキュリティ対策は全教職員共通の外部ネットワークについては、学修・学術情報センター指導の下で、ファイアウォール等必要なセキュリティ対策を実施している。また、人為的なミスによる学内データ流出等を防止するために、毎月 1 回の職員会議では、学修・学術情報センターの職員が毎回情報機器の操作やセキュリティに関する注意事項を説明、研修している。また、職員会議では十分理解できない場合は、ネットワーク運用室の職員が操作の仕方について助言を求めた教職員に個別に操作説明やセキュリティ対策を実施している。

前回受審時に「向上・充実のための課題」で指摘された SD に関する規程整備については、目的、職員の定義、SD の定義、SD 活動内容等を規定し平成 31(2019)年 4 月 1 日から施行し、適切に SD 活動を行っている。

具体的には、SD 研修(学内研修会)は、「スタッフ・ディベロップメント規程」(備付-規程集-34)に基づき教員、事務職員、校務技術員、寮監等(以下、「職員」という)を対象に年度あたり 12~14 回程度開催している。その多くは、大半の職員が参加する職員会議の機会を利用して学長が自ら説明し、大学運営上重要な情報の共有を図っている。内容は、「本学の運営指針」、「文科省・国の描く高等教育の将来像と本学」、「先進的な私大の教育事例について」、「私立学校法の改正(令和 2(2020)年 4 月 1 日施行)について」、「本学における新型コロナウイルス感染防止対策について」など多岐にわたっている。職員会議以外の場でも、「ハラスメントに関する SD 研修」、「教育・研究活動に関する倫理研修会」などを行っている。過去 3 年間(平成 30(2018)~令和 2(2020)年度)の SD 研修(学内研修会)は(備付-54-SD 研修会資料)の通りである。

SD 研修(学外研修会)にも職員を積極的に参加させて、業務に必要な知識の習得や他大学

との情報交換、能力開発を行っている。研修の内容については出張復命書に記載することや、研修参加者の課室内で報告・情報共有を図っている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関する諸規程は「学校法人美作学園就業規則」（備付-規程集-35）を基本に関連諸規程を整備しているが、社会情勢の変化、関係法令の改正等を踏まえて適宜改正を行っている。また倫理規定を設け遵守するよう周知、説明している。特に就業規則とその関係規程の改正にあたっては、部科(課)長会議で説明、審議等を行い理事会に諮り改正を行っている。特に教職員の不利益変更になる場合は、教職員組合に諮り意見書（相互に写しを保存）を得て改正している。

教職員の就業に関する諸規程は採用時に手交、初任者研修時に説明しているが、それにあわせ教職員は必要に応じて閲覧できるよう法人事務室に配置している。

教職員の就業については、学校法人美作学園就業規則並びに関係諸規程に基づき適正に実施している。年5日の年次有給休暇取得については、総務課が職員会議で取得状況の報告を行い、確実に休暇を取得するよう職員に連絡している。近年、土・日、祝日等の休業日に振替授業、オープンキャンパス、入試等の業務が多くなり、それに比例して休日出勤や残業が増加傾向にあるが、現時点では、業務日に休日を振り替えることで対応している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

事務関係諸規程は最近の大学運営を取り巻く環境の変化や多様化に伴う業務の様態変化に対応できていないと見直し・改正が必要である。さらに、事務分掌については特に本学のような少人数組織では部署間の隣接業務については担当者の遂行能力により他部署に業務移動するケースが多々あり、実態に応じた組織規程等整備が課題である。

事務関係諸規程は見直し・改正が必要である。その中でも組織規程の整備が課題である。

SD活動については、研修内容の情報共有化については部署によって温度差があることや、事務局全体で必要な情報の共有化については課題が残る。また、研修で学んだことの具現化について組織的に十分把握できていないため、まずはSD委員会の責任のもとに定期的に報告会を開催し職員間で情報共有を図り、その上で学んだことの具現化の進捗状況について把握し、真に意味のある研修に改善する必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

備付資料 55 校地、校舎に関する図面

56 学修・学術情報センター（図書館・情報教育支援室）の概要

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学は同一の敷地内に4年制大学である美作大学を併設しており、施設、設備等の物的資源の自己点検・評価については4年制大学と併せて記述する。校地、校舎（備付-55-校地、校舎に関する図面）、運動場、体育館、情報教室、図書館等の施設の大部分は幼児教育学科と栄養学科、及び専攻科介護福祉専攻と4年制大学と共用であり学科専用の施設、教室については別途記載する。

本学の校地は、津山市北園町の平坦な土地に38,330㎡を、またこれより北約3kmの津山市大田に13,149㎡の未利用地（山林）を所有している。短期大学設置基準で定められた必要面積は2,200㎡であるが、併設の大学では大学設置基準に定める必要校地8,780㎡である。従って、短期大学・大学のある北園町の敷地だけで設置基準を充分満たしており、2敷地を合わせると、40,299㎡の超過である。運動場は北園町の本学の同一敷地内に18,588㎡のグラウンドを整備しており、陸上競技部（大学、同一法人の高校のクラブ活動）、女子ソフトボール部の課外活動に利用している。施設・設備を共用する併設大学を含めた本学の校

舎面積は 20,502 m²であり、短期大学設置基準により幼児教育学科の収容定員 140 名の必要校舎面積 2,100 m²と、栄養学科の収容定員 80 名の必要校舎面積 1,250 m²、合計 3,350 m²で、併設の大学を含めた必要校舎面積は 10,679 m²であるため設置基準上は問題ない。また、駐車場には障がい者専用駐車スペースを設けている。校舎は、建物毎に入口に階段がある場合は別途スロープを設置し車いす対応としている。障がい者に対応するためのエレベータの設置、階段には手すりを整備している。トイレも障がい者対応トイレを整備している。

本学は昭和 26(1951)年に津山市山北 500 に短期大学を開設し家政科を設置した。次いで昭和 29(1954)年には岡山県下では最初の栄養士養成課程を設置し、その後社会情勢の変化に対応しながら、昭和 40(1965)年に保育科（現在の幼児教育学科）を増設、昭和 52(1977)年に短期大学部の校舎を建設し併設の大学と同じ現在の北園町に移転した。さらに改組、再編成しながら平成 14(2002)年専攻科介護福祉専攻を設置し、現在の 2 学科と専攻科に再編した。平成 12(2000)年に 4 年制大学を再編成し学生数が増加したため平成 15(2003)年に本館を新築した。老朽化した建物の耐震工事長期計画により、平成 19(2007)年に体育館を改築、平成 27(2015)年度に学園創立 100 周年記念を改築した。令和 1(2019)年度に学外にあった女子寮を校舎内に改築した。令和 2(2020)年度より専門棟を改築工事しており、令和 3(2021)年 12 月に完成予定である。そのた改築必要な建物は築後相当の年数が経過し老朽化しているため、引き続き耐震改修工事の長期計画を策定している。

専攻科介護福祉専攻は 4 号館を専用で使用しており、実習室、講義室は築後の経過年数も少なく課題はない。

なお、本学では通信による教育を行う学科・専攻課程を開設していない。

美作大学図書館は、平成 28(2016)年に新設した美作学園創立 100 周年記念館の 1～3 階を占め、2,621.52 m²の延べ床面積があり、令和 3(2021)年度に移転予定の閉架書庫分の蔵書と合わせ、163,796 冊の図書、1,481 種の学術雑誌、668 点の AV 資料を擁している。図書館の席数は 238 席で、これ以外に、記念館 1 階入口（図書館に入る前のエリア）にあり、飲食可能で、気楽な雰囲気の中で交流ができる 54 席の「オープンcommons」を有している。図書館内には、入口に直結した 2 階フロアの大部分を占め、アクティブラーニングを効果的に行える多機能空間である「ラーニングcommons」、すり鉢状のステージを備えており、円形の舞台を囲む形で観客が腰かけて発表やミニコンサートを鑑賞できる「サークルcommons」を有しており、これら 3 つのcommonsは、それぞれ「交流」「学び」「表現」という学修活動に必要な不可欠な活動を具現化できる空間として設計されている。

図書館蔵書の選書は、シラバス掲載の教科書・参考図書をすべて蔵書として揃える他、教職員の選書、図書館職員の選書に加え、学生からの図書購入のリクエストを随時図書館ホームページと申込用紙で受け付けており、購入後図書館蔵書に加えている。それ以外に、定期的（コロナ禍の令和 2(2020)年度を除き、年間 2 回）に「ブックハンティング」を開催し、学生と教職員を対象に学内からの希望者を募って、岡山市内の大規模書店での店頭選書を行っており、この選書分についても図書館蔵書に加えている。

図書館蔵書の廃棄については、汚損した資料、紛失した資料を中心に行っており、これに加え、閉架書庫の狭隘化が進んでいた令和 2(2020)年度までは、複数所蔵している図書の一部分や、新しい版の図書を蔵書に加えた際の古い版の図書などを廃棄していた。廃棄にあたっては廃棄対象図書リストを学内に回覧し、廃棄に不適当なものを除いたのち、除籍に係る

稟議を行い、決裁後に古紙回収業者に委託するなどの方法で廃棄を行ってきた。

屋内運動施設は、2階建体育館で1階メインのアリーナは1,502.95㎡、2階のサブアリーナは236.97㎡あり、1階のアリーナはバスケットボール、バレーボールは同時に2面が利用できる。また、各種トレーニング機器を備えたトレーニング194.18㎡やシャワールームも設置しており学生利用の利便を高めている。併せて体育教員の研究室を2室備えている。

各学科及び専攻科の専用施設は以下の通りである。

栄養学科では現場で活躍できる栄養士の養成を目的とする専門教室は食品学実験や生化学実験を学修する実験室を1室と、調理実習、栄養学実習を行う調理実習室及び準備室を1室設置している。

幼児教育学科では保育士・幼稚園教諭として保育現場で活躍できる人材を育てる目的として講義室、演習室、実習室等を設置している。特に音楽系の能力を向上させるためにキーボード47台とグランドピアノ1台を備えた第一音楽室、グランドピアノを備えた個人レッスン用の個室を7室、アップライトピアノを備えた個人練習用の個室を24室、また声楽や身体表現能力を高めるためにグランドピアノ1台を備えた第二音楽室、図画・工作の表現能力を向上させるための実習・演習室として図画工作室を1室設置している。

専攻科介護福祉専攻の専用教室については、実習室は2室で、介護実習室、入浴実習室を設置している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

「学校法人美作学園経理規程」により、経理課において固定資産台帳を作成し、資産の購入や除去を記録に基づき、施設設備、物品等の財産管理を行っている。施設設備、物品の運用及び維持管理は経理課施設営繕担当が所管しているが、各課室の協力を得ながら実施している。教室等の施設は、毎日事務担当者が交代で授業終了後に清掃・点検を行っており、専門的な保守管理が必要な施設設備（火災報知器、放送設備、冷暖房装置、給排水装置、エレベータ等々）は外部委託し定期点検を実施している。校舎周辺、校舎内の環境美化や小規模の修繕等は経理課施設営繕担当及び総務課技術員2名が対応し教室他施設等が支障なく使用できる体制を整えている。

施設設備は減価償却期間が終了し更新の必要な老朽化した資産も多いが、従来使用可能な資産は償却後も利用を推進してきた。しかし、老朽化した資産のうち機能的価値が滅失したものを区分整理し、更新する必要があると考えている。

火災・地震対策、防犯対策についてマニュアルを整備し、火災報知器等防災設備、危険物等については自主点検を行うとともに専門業者に定期点検を委託している。消防防災訓練は毎年度年9月の後期開講前に実施している。

防犯対策については、校舎の周囲に防犯カメラを複数台設置することにより、心理的な犯罪抑止効果をねらうとともに警備員による監視体制の強化や常時録画による事件解決を図っている。また、本館受付窓口付近に防犯用の刺股を設置している。平日の17:30以降翌朝8:30までと休業日は警備会社に委託し、警備員が在駐し巡回し構内警備にあたっている。特に本学の位置する津山市を含めた岡山県北部は、犯罪や地震などの自然災害も少ない。こういった地域の性格上危機感が少ないため、対策が甘くなる点など普段から充分留意して必要な対策・訓練の計画が必要である。コンピュータシステムのセキュリティ対策は「学修・学術情報センター」で対策を検討し、ネットワーク運用室の職員が実務的に対応している。

学内の重要データ（学生の基本情報、成績情報や管理部門の機密事項データ）及び全教職員共通の外部ネットワークについては、「学修・学術情報センター」指導の下でファイアウォール等必要なセキュリティ対策を行っている。また、人為的なミスによる学内データ流出等を防止するために、全教職員がグループウェア「サイボウズオフィス」を使用し、毎月1回の職員会議で情報機器の操作やセキュリティに関する注意事項を説明、研修している。

また、職員会議では十分理解できない場合は、情報教育支援室の職員が「ヘルプデスク」サービスとして教職員や学生に対し個別に操作説明やセキュリティ対策を実施している。省エネルギー・省資源等環境保全の対策に関しては経理課が中心となってムダな電気使用のないよう学内への啓蒙活動を中心に行っている。これに関しては、電力会社と電力デマンド契約を結び、日常電力のモニターを経理課が行い、デマンドピーク前に総電力消費を抑制してデマンドピークを超過しないよう事務職員で協力して管理している。職員会議では、デマンド目標値の設定と報告を行い職員全体に省エネルギーを呼びかけている。特に電力需要の多い時期である7～8月、12月～2月については効果的な方法である。また、使用していない教室の照明、エアコン、研究室の不在時の電気使用中断等々や「クールビズ」「ウォームビズ」を実施している。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

耐震化に向けた改築、改修工事を平成19(2007)年度から長期的に行っているが、1号館と2号館の耐震補強工事の完了することで耐震化率100%となる。現在の財務状況を見ながら計画的に整備を進めていく必要がある。本学の位置する津山市を含めた岡山県北部は地震などの自然災害も殆ど起こっておらず、地域の性格上危機感が少ないため、対策が甘くなる点、普段から充分留意して必要な対策・訓練の計画が必要である。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

耐震改築工事を進めていく中で、平成29(2017)年度に津山市と災害時における避難所等施設利用に関する協定を結び、災害時に体育館や駐車場、グラウンド等を避難所等として利用可能とした。あわせて令和2(2020)年度より防災科目を開講し市民にも受講して頂ける体制を整えた。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

＜根拠資料＞

備付資料 57 学内 LAN の敷設状況、

58 マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図

備付資料-規程集 36 学修・学術情報センター規程、37 情報教育委員会規程

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

＜区分 基準Ⅲ-C-1 の現状＞

専門の部署として、学修・学術情報センター内に情報教育支援室を設置し、専任職員2名、契約職員1名、総務課ネットワーク運用室所属の専任職員1名を配置している。

情報教育支援室では、各学科・専攻科の教育課程編成・実施の方針に基づいた各種技術サービスや専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの導入計画の立案、維持・管理、運営、保守ならびに更新作業を行っている。また、ICTを活用する授業における支援（ティーチングアシスタント）や授業外の学習支援、学生や教職員を対象とした個別相談対応を行っている。

情報教室等（備付-58-マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図）の設置と教

職員・学生が所有する端末のネットワーク接続環境の整備は、100周年記念館4階に情報教室を2教室設置している他、2階（図書館）コラボレーションラボにも、20台のデスクトップ型の共用パソコンを設置している（備付55）。

また、教職員、学生が利用できる学内無線LAN接続サービス（備付-57-学内LANの敷設状況）を提供しており、この管理・運営・整備は情報教育支援室が担当している。これは、学生が所持するノート型パソコンやスマートフォン、タブレット型コンピュータを、学内の無線LANに接続するサービスである。学生は、申請すれば自己負担なく利用することができる。このサービスを利用する学生に対しては、本学指定のウィルス対策ソフトウェアを無償提供するなど、セキュリティ対策も併せて実施している。

学修・学術情報センターは、学生に対し、入学当初の「オリエンテーション・セミナー」の期間を利用して、学科・クラス単位で情報教室の利用方法、ネットワーク設備、各種サービスに関する案内をするガイダンスを、1コマ分実施している。この際に、学修・学術情報センターが作成した「学修・学術情報センター利用の手引き」を新入生全員に配布して、利用方法や注意事項等の周知に努めている。全ての学生には個別のIDとパスワードを発行し、在学中は統一アカウントとして同一のIDとパスワードで、メールシステム、ネットワークストレージ、教育管理・支援システム（LMS：Learning Management System）「WebClass」、Web教材システム「NESS」、講義録配信システム「CLEVAS」を利用することができる。これらのシステムはガイダンスで紹介するとともに、教養・基礎教育科目の「情報リテラシー」等の情報系科目においても利用方法の周知ならびに習熟を図ることで、情報技術の獲得に寄与している。また、同一アカウントで図書システムを用いた文献の取り寄せや複写、図書購入申請などが行えるが、このシステムについては、「1年次セミナー」での図書館ガイダンスにおいて周知している。また、100周年記念館2階総合案内に「ヘルプデスク」（相談窓口）サービスを提供している。これは、学生が所有するスマートフォンやタブレット、パソコンを含めたコンピュータ利用に関する相談や設定代行、学内全域で利用できる無線LANの接続サービスへの申請受付・設定などを行っている。さらに、令和2(2020)年度には、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、遠隔授業への対応が必要となった。そのため、自宅等において、遠隔授業受講のための端末を所持しない学生へのノート型パソコン、タブレットの貸し出し制度を整備した。

専任の教職員には、原則として1人1台のコンピュータとプリンタ（事務職員は共用）を貸与し、これによって基本業務を行っている。このパソコンは学内の教職員専用ネットワークに接続され、各種会議の開催等の連絡、メール会議、学内施設の利用予約、文書・資料の共有等に利用している。また、学内のデータベースで学生の個人情報管理しており、教職員が学生やその保護者への緊急連絡等の目的で閲覧できるようになっている。問題を抱えた学生に関する情報をネットワークで共有することで支援に役立てている。また、貸し出し用のノート型パソコンを学修・学術情報センターが保有・管理しており、教職員は授業等で必要な時にはこのパソコンを利用することができる。

各学科・専攻科では、各学科・専攻科の教育課程編成・実施の方針に基づき、授業等で学生に対し、必要な科目（栄養学科は「情報リテラシーⅠ」「情報リテラシーⅡ」が選択必修科目、幼児教育学科は「情報リテラシー」「情報活用演習」が選択必修科目）を開講し、

資格取得に合わせた内容の教育を実施している。この他、専門教育科目としては栄養学科で「栄養情報処理演習Ⅰ」「栄養情報処理演習Ⅱ」が開講されている。これらの授業においては、履修する学生の人数を考慮して情報教育支援室の職員が指導補助員として配置されており、理解が不十分な学生のサポートを行っている。また、学外実習においてコンピュータによる処理を行う学生に対しては、学科主導のもと、実習前と実習後の指導の中で情報教育支援室が学生の所持しているコンピュータへのウィルス対策ソフトのインストールとウィルスチェックを行い、コンピュータウィルスの被害拡大と個人情報漏洩などの事故が発生しないように対策をとっている。

学修・学術情報センターでは、「学修・学術情報センター規程」（備付-規程集-36）に基づき、学修・学術情報センター長、教育部長（現在は副学長（教育・学術・情報担当）がセンター長と教育部長を兼任している）、研究所長、各研究科長、各学科長、総務課長、教務課長、図書館係長と学修・学術情報センター主任から構成される「学修・学術情報センター委員会」を設置し、定期的に情報教室や教育における学生の利用状況の確認や、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行うための協議を行っている。情報教室の更新は専門委員会の情報教育委員会において情報教育に関わる担当教員を交え議論し、機器の入れ替え時期などを決定している。なお、機器の入れ替えは、概ね5年程度を目安としている。また、学修・学術情報センター委員会の専門委員会として情報教育委員会を設置し、「情報教育委員会規程」（備付-規程集-37）に基づき、(1)学生の教育のための情報教室の整備と使用の調整に関する事項、(2)学内で使用する教育用ソフトウェアの整備と管理に関する事項、(3)その他、本学の情報教育の充実に関する事項について、より詳細な検討と協議を行っている。なお、当委員会は、学修・学術情報センター長、教育部長（現在は副学長（教育・学術・情報担当）がセンター長と教育部長を兼任している）、教務課長、学修・学術情報センター主任及び、情報教育関連科目を担当する教員から構成される。

月例の職員会議において、情報教育支援室ならびに総務課ネットワーク運用室の職員が教職員に対し、情報教室やコンピュータおよびネットワークの利用についての変更点ならびに諸注意を時期に応じて行い、セキュリティ対策に関する啓発を行っている。このような短時間の研修の継続が、教職員のコンピュータ利用技術の向上に役立っている。また、教職員に対しても学生と同様に「ヘルプデスク」サービスを提供しており、円滑な教育活動が行えるよう、コンピュータ利用に関する教職員からの相談・質問などに随時対応している。新任教職員については、情報教育支援室ならびに総務課ネットワーク運用室が作成した「新任教職員研修会資料」を配布し、学内での情報共有・管理体制やコンピュータおよびネットワーク利用、セキュリティ対策に関する方針と諸注意、学内で共有利用されているコミュニケーションサービスやネットワークストレージサービス、教育管理・支援システムなどの各種システムの利用方法と諸注意等を周知している。

また事務局と相談・調整の上、必要に応じ、全教職員もしくは全教職員を対象としたFD研修会を開催している。以下に過去3年間に学内で開催されたFD研修会を示す。

研修会テーマ	開催時期	対象
iPad モニター成果報告会・平成 29 年度教育支援環境の変更点・留意点	2018 年 3 月	全教職員

教育における ICT 機器の利活用に関する研修会	2019 年 2 月	全教職員
剽窃チェックシステム (Turnitin) を利用したレポート・論文指導について	2020 年 2 月	全教職員
LMS を利用した学生指導・支援について	2020 年 2 月	全教職員
オンライン授業実施に向けた研修会	2020 年 4 月	全教員
WebClass ガイダンス	2020 年 4 月	全教員
LMS を活用したオンデマンド授業についてのオンライン研修 (対面授業の代替から、復習・補習教材、反転授業まで) ※オンラインにて実施	2021 年 2 月	全教員
学校教育と著作権 (※オンラインにて実施)	2021 年 2 月	全教職員
授業目的公衆送信補償金制度の運用	2021 年 3 月	全教員

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

特に課題について認識していない。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

- 提出資料 11 活動区分資金収支計算書 (学校法人全体)、
 12 事業活動収支計算書の概要、
 13 貸借対照表の概要 (学校法人全体)、14 財務状況調べ、
 15 資金収支計算書・資金収支内訳表、16 活動区分資金収支計算書、
 17 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表、18 貸借対照表、
 19 中・長期の財務計画、20 2020 年度事業報告書、
 21 2021 年度事業計画書／予算書
- 備付資料 49 専任教員の年齢構成表、59 寄附金の募集についての印刷物、

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
- ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。

- ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

＜区分 基準Ⅲ-D-1の現状＞

本学は、持続可能な学園経営を目指し、安定した財政基盤を確立することを目標に予算編成を行い、事業活動収支の均衡を図り予算執行している。

下の表は、平成30(2018)年度から令和2(2020)年度の法人全体と短期大学部門の繰越支払資金を除く資金収支及び事業活動収支である。

本学園は大学と短期大学部が同一敷地内にあり、大部分の施設・設備を共用している。また、教職員も大学、短期大学部一体となって学校運営にあたっている。計算書上では短期大学部門のみの実績ではマイナスとなっている。大きな理由は、平成12(2000)年度に短期大学部から大学へ改組転換を行った結果、短期大学部の定員数が大学と短期大学部を併せた全体の約20%と少なくなったためである。このように短期大学のみで見ると財政的には厳しい現状ではあるが、地域社会で必要とされる人材養成という本学の使命、また本学が立地する地域社会からの強い要望も踏まえ、不要不急の支出抑制を図りながら、現在の教育体制を維持していくこととしている。

事業活動収支計算書（教育活動収支） (単位 百万円)

部門別	法人全			短期大学		
	平成 30	令和 1年度	令和 2 年	平成 30 年	令和 1年	令和 2 年
教育活動	2,387	2,383	2,480	323	327	290

教育活動	2,238	2,388	2,384	399	447	409
収支差額	149	△5	96	△76	△120	△119

次に事業活動収支計算書（教育活動収支）（提出-12）の詳細について述べることにする。本学園は、大学、短期大学部、高等学校、附属幼稚園を有しており、短期大学部と専攻科介護福祉専攻及び附属幼稚園以外は収容定員数及び入学定員数を確保できてきている。従って、学生生徒納付金収入は計画通り確保されている。平成30(2018)年度から令和2(2020)年度における財務比率は日本私立学校振興・共済事業団発行「今日の私学財政（令和2年度版）」の「大学部門単一学部家政学部P.515」を参照し、事業活動支計算書関係比率を比較した。

平成30(2018)年度から令和2(2020)年度の学生生徒等納付金比率は68.9%～63.2%と全国平均を下回る。これは補助金比率が高いことに起因している。また、基本金組入比率が平均値の2倍程度あるが、建物の耐震改築工事等を長期的に行ってきたためである。

法人全体 事業活動収支計算書関係比率（単位%）

区分	平成 30 年度	令和 1年度	令和 2 年度	令和1年度全国平均
学生生徒等納付金比率	69.0	68.9	63.2	84.7
補助金比率	21.4	20.2	23.5	10.3
人件費比率	59.9	62.3	57.6	60.7
教育研究費比率	26.3	27.4	31.0	28.2
管理経費比率	7.5	10.5	7.4	13.0
基本金組入比率	18.9	20.8	19.9	10.4
経常収支差額比率	6.3	△0.2	3.9	△2.3

平成30(2018)年度から令和2(2020)年度における財務比率は日本私立学校振興・共済事業団発行「今日の私学財政（令和2年度版）」の「財務比率比較表（大学法人） P.251」を参照し比較した。

純資金構成比率は約90%で推移し、全国平均を上回っており安定していると言える。固定資産構成比率は平均より低いものの、負債に備える資産の蓄積状況となる流動比率は全国平均を大きく上回っており、前受金保有率も全国平均を大きく上回っていることから、資産の蓄積は十分になされている。総負債比率も全国平均より低く健全な財政状況を維持している。今後も引き続き財政基盤の安定を図りつつ、毎年度の収支の均衡に注力し、施設設備の更新を行っていきけるよう取り組んでいきたい。そのためには、安定的に学生募集することが欠かせない。

法人全体 貸借対照表関係比率（単位：%）

区	平成 30	令和 1年	令和 2 年	全国平均
---	-------	-------	--------	------

純資金構成比率	91.7	91.8	91.9	87.8
基本金比率	100.0	100.0	100.0	97.2
固定資産構成比率	61.8	65.5	69.4	86.7
流動資産構成比率	38.2	34.5	30.6	13.3
流動比率	1,140.8	1,014.9	865.2	251.8
前受金保有率	1,256.2	1,113.3	970.2	348.8
総負債比率	10.5	9.9	8.8	12.2

以上は、主に学園全体の財政状況であるが、次に短期大学部については、令和元(2019)年度以降、定員確保が困難になっている。令和2(2020)年度に少しは持ち直したものの収容定員充足を満たせていない。要因は、それぞれの学科・専攻科において短大から4年生大学を希望する生徒が増加した者と考えられる。専攻科においても少ない定員にもかかわらず、国家試験が義務付けられたことにより定員確保が困難な状況が続いている。先述の通り専攻科介護福祉専攻を含む短期大学のみでは収支均衡は図れないが、本学は併設する大学と一体となって収支均衡の予算編成を行い、教育研究経費、管理経費の削減に努めている。

短期大学部の入学定員と入学者数

部門	年度	平成30年	令和1年	令和2年
短期大学	入学定員	110	110	110
	入学者数	116	92	100
専攻科 介護福祉専攻	入学定員	20	20	20
	入学者数	7	8	11

本学は、教職員の退職に備えて退職給与引当金を引き当てており、期末要支給額の100%から私立大学等退職金財団の掛金調整額を減算して計上している。同時に退職給与引当特定資産として計画的に積立を行っている。

次に本学園の資産運用面について現状を述べることにしたい。本学園の資金等の保有については、安全性を最優先とするため、現在は銀行預金に限っており、有価証券等については0.00%であり、理事会、理事長の決裁事項となっている。

現在、収入の増加を図るため、資産運用収入において銀行の定期預金以外の有価証券等の運用の検討を行っているが、元本保証等の安全が確約されているものだけに限り資産運用を行っていくことが必要である。本学が、これからも存続発展し続けるためには、学生生徒等納付金収入だけに依存することなく適度な資産運用益を得ることは重要なことである。今後はリスクとリターンのバランスを取って資産運用益を得よう、新たな資産運用方針や資産運用体制を進めていく必要がある。平成30(2018)年度～令和2(2020)年度の短期大学部における教育研究経費比率は下表の通りである。教育研究活動の継続・発展のためにこれからも収支の安定を図りつつ適切な比率を維持することを考えている。

教育研究経費支出

(単位 千円)

区分	平成 30	令和 1年	令和 2年
教育研究経費(a)	106,059	105,022	122,926
経常収入(b)	323,888	327,140	290,430
教育研究経費比率	32.7	32.2	42.3

平成30(2018)年度から令和2年度の短期大学部の収容定員と在籍数は下表の通りである。栄養学科は平成30(2018)年度より、幼児教育学科は令和元(2019)年度から定員充足を満たすことが出来ていない。栄養学科の入学状況は少しずつ良くなってきているが、幼児教育学科は令和元(2019)年度入学生より一気に減少した。現在、入学定員数の見直しを検討しているところではあるが、人材養成の目的に沿って、教職員一体となって専門職業人の育成を続けていること、その結果として例年専門職への高い就職率を確保することによって変わりは無い。専攻科介護福祉専攻においては、幼児教育学科からの内部進学者が少なくなった事で定員を満たすことが出来ていない。

収容定員充足率

(単位：%)

区 分	収容定員充		
	平成 30	令和 1年	令和 2年
学科(収容定員)			
栄養学科(80)	88.8	90.0	96.3
幼児教育学科(140)	112.9	97.1	78.6
合計(220)	105.5	94.5	85.0
専攻科介護福祉専攻	35.0	45.0	55.0

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営(改善)計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

本学は、教育研究活動を目的としてその経費の大半は学生・保護者の納付金、国・自治体からの補助金や寄附金によって賄われている公共性の高い学校法人であり、安定的な財政基盤と永続的な運営が求められている。経営実態を把握し学校経営の健全性を確認する上で「学校法人活性化・再生研究会」が取りまとめて公表した経営判断指標に照らし合わせて本学園の経営状態を判断すると「A3」の段階に属し概ね健全な財政状態である。

◇経営判断指標に基づく経営状態

1教育研究活動資金収支差額が3か年のうち2か年以上赤字である（いいえ）

4外部負債を約定年数又は10年以内に返済できない（いいえ）

5修正前前受金保有率100%未満（いいえ）

6経常収支差額が3か年のうち2か年以上赤字である（いいえ）

7黒字幅が10%未満か（はい）

また、本学が教育研究活動の一定水準を維持しながら、これを永続的に行っていくためには、安定した財政基盤が不可欠であり、学園全体で経常収支差額を黒字になるよう毎年度の予算編成を行っている。予算編成では、収入の大半を占める学生生徒等納付金収入、補助金収入の安定的確保を前提に基本金組み入れ、積立金等を計画的に行い、事業活動収支の均衡を図るよう努めている。収入においては、学生生徒等納付金収入以外の外部資金、補助金、寄附金等の増収を常に目指し、支出面では有期雇用契約者の活用により人件費の削減や、教育研究費の見直し、管理経費の抑制を図りながら収支の均衡を保っている（備付-59-寄附金の募集についての印刷物）。

短期大学は「食と子どもと福祉」のキャッチコピーの通り、栄養学科と幼児教育学科、専攻科介護福祉専攻があり、併設の4年制大学と同系列の学科を設置している。本学の教育施策と教育成果が一定の評価を受けており、社会的ニーズを満たしている結果、立地条件の不利な地域であるが、従前は概ね確保につながり、学生納付金等収入の安定的確保が実現されてきた。

近年、短期大学進学率の減少が続いており、全国的には定員未充足が目立つ短期大学であり、厳しい環境は改善が望めない。しかし社会的要請に応えるよう教育の更なる充実、教育研究機能の一層の改善や学生の満足度の向上を図り、さらに魅力ある短期大学を目指すものであるが、近年の短期大学部進学希望者数から入学定員の見直しを検討していると

ころである。

教育研究実績を上げることと同時に、その高い実績を自らの大学のブランドとして、効果的に PR に活用することが、安定した学生確保には何よりも重要である。

現在オープンキャンパスは年5回実施しており、オープンキャンパス充実の工夫を行うことで参加者からの志願率を高めている。また、テレビコマーシャルと併せ中国、四国地区、京阪神西部、沖縄地区への高校訪問を実施し、本学の教育成果と魅力を PR し受験生を確保することに努めている。また、高校から出前講座の要請にも積極的に対応し、高校との信頼関係の構築を図っている。コロナ禍においてもオンラインを活用した学生募集体制を構築し遠隔地からの生徒のニーズに対応している。

平成30(2018)年度から耐震改築工事を行っており、教職員の年齢層等を勘案しながら人員計画、採用計画を行っている。教員数は設置基準を確認しながら数年後の年齢構成(備付-49-専任教員の年齢構成表)、職位を見据えた採用を行っている。また職員については、有期雇用契約者の活用と年齢層等の偏りを中途採用等、補強人事で対応している。

遊休資産の処分等の計画はない。外部資金の獲得状況は下表の通りである。本学では、地域貢献や人材養成・福祉介護の啓発を行う補助金への申請を行い採択されている。私立大学等経常経費補助金においても特別補助金の対象となり外部資金の増加となるように努めている。短期大学は小規模で教員数が少ないため採択が少ないが、4年制大学と共に外部資金の獲得に努めている。

外部資金獲得状況

(単位 千円)

内 容	平成 30 年度	令和 1年度	令和 2 年度
文部科学省科学研究費補助金	0	0	520
岡山県補助金	814	1,403	537
私立大学等経常経費補助金	61,004	61,538	67,027
一般補助金	53,179	5,5315	45,732
特別補助金	7,825	6,223	1,456
国の修学支援事業(授業料)減	-	-	19,839

私立大学等経常経費補助金の支給対象である短期大学の定員の割合は下記の通りであり、交付基準の範囲内であり適切に定員管理を行っている。なお、栄養学科、幼児教育学科の経費の配分は学生数比によって按分を行っている。

(1) 収容定員に対する在籍学生の割合

(単位 %)

人数(定員)	平成 30	令和 1年	令和 2 年
栄養学科(80)	92.5	90.0	96.3
幼児教育学科(140)	112.9	97.1	78.6

(2) 入学定員に対する入学者の割合 (単位 %)

人数 (定員)	平成 30	令和 1年	令和 2 年
栄養学科(40)	72.5	105.0	87.5
幼児教育学科(70)	124.3	71.4	92.9

本学は、公共性・公益性の高い存在であることを自覚し、関係法令等を遵守すると共に社会的責務として教育研究活動をはじめとして管理運営等の透明性、適切性を高め、常に積極的に情報公開を行い、社会に対する説明責任を果たすことを目標としている。私立学校法42条第2項及び寄附行為 32条第2項に基づいて、財務情報に関しては引き続きホームページ等で公開すると共に本学関係者には学内広報誌「学報みまさか」により情報公開し、さらに学生には一定期間掲示版で公開し、ステークホルダーからの情報開示請求にも対応することとしている。

また、学校教育法施行規則に定められた学校情報の公開についてもホームページで適切に掲載している。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

財的資源の安定性のためには本学と共に併設大学の定員確保の継続性が課題となる。18歳人口の急激な減少と競争環境激化の中で定員充足が困難となっている。今後の展望は大変厳しいが、入学定員の見直しも視野に入れつつ本学の教育成果や教育効果を生む学修環境を堅持しながら学生募集の更なる工夫を行い、定員確保に努める。また、策定した中長期事業計画を毎年見直し健全財政の維持に努めていく。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

専任教員と助教の相部屋となっている研究室は1室ずつ確保することが出来た。常時勤務していない特任教員は相部屋の共同研究室になっているが、時間帯が重複しないよう配慮している。

事務関係規程の見直しを進め、学内グループウェア「サイボウズ」に共有している。

研修内容の共有化は、毎週金曜日に開催される事務局課室長会議にて各課室長から研修の要点を報告し最新の動向と課題の共有に努めているが、大学全体でみると報告義務の徹底や報告の在り方について課題が残る。

教職員の就業に関する規程の整備は現行の法令に則り適宜改正している。新任者に対しても初任者研修を行うことで本学の業務内容等の理解を深め取組を行っている。

中長期の耐震化計画を策定し、100周年記念館を始め大学短大女子寮、新棟改築工事を行っている。引き続き耐震改修工事を行い安心安全な施設を提供できるように進めている。

情報リテラシー科目の教育内容を見直すとともに、教育管理・支援システム(LMS:Learning Management System)「WebClass」、Web教材システム「NESS」、講義録配信システム「CLEVAS」を導入した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

事務関係諸規程は最近の大学運営を取り巻く環境の変化や多様化に伴う業務の様態変化に対応できているとはいえ、見直し・改正が必要である。

SD活動については、大学全体でみると報告義務の徹底や報告の在り方について課題が残るため、SD委員会の責任のもとに、部科(課)長会議や所属長を通じて研修参加者の報告義務化を事前に説明するとともに、総務課にて研修に参加した職員の管理を徹底することを通じて、定期的に職員対象の報告会を開催する。そして、職員間で最新動向と課題の共有を図り、課題の解決を図っていく。

入学定員の見直しも視野に入れつつ本学の教育成果や教育効果を生む学修環境を堅持しながら学生募集の更なる工夫を行い、定員確保に努める。また、策定した中長期事業計画を毎年見直し健全財政の維持に努めていく。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料 22 学校法人美作学園寄附行為

備付資料 63 理事会議事録

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

理事長は「学校法人美作学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という）（提出-22）第 11 条に基づき、法人を代表してその業務を総理し、理事会・評議員会を中心とした学園の経営全般に関してリーダーシップを適切に発揮している。理事長は短期大学部（以下、本学）と併設大学（以下、大学）のメンバーで開催する「経営会議」を主宰し本学の教育に関しても学長、副学長等と協議を行っている。「経営会議」構成員は理事長、学長（大学長と兼任）、大学・短大担当理事、副学長 2 名（大学副学長と兼任）、事務局長、事務局次長、総務課長、経理

課長、法人事務室長で構成し、原則毎週水曜日午前中に本学及び大学に関係する課題を協議し、運営上必要な報告・連絡事項の情報交換を行っている。また、理事長は法人内の高等学校「経営会議」(毎週1回の開催)も主宰し、法人事務局長(本学及び併設大学事務局長兼任)、法人事務室長も構成員に加わり、本学・大学と高等学校との連携強化を図っている。「経営会議」は3部門すなわち本学・短大と高等学校及び大学附属幼稚園に設置しているが、現学長が就任した後、大学附属幼稚園の経営会議の構成員は理事長から学長に替わった。

「寄附行為」第16条第3項に基づき、理事長が理事会を招集し、同第7項の規定により理事長が理事会の議長を務めている。理事会は毎年通常4~5回(5月、9月、11月(役員・評議員の改選のある場合)、12月、3月)開催しており、理事、評議員、監事の出席状況は良好である(備付-63-理事会議事録)。

理事長は、理事会・評議員会の開催の事前に年数回、学内理事会を招集し、理事会・評議員会の審議事項について協議し、各部門間の意見調整を図っている。また、毎月各部門の事務局担当者による「学園事務局会議」「学園財政会議」を招集し、理事長主導により学園事務局を統括している。

理事会の認証評価に関する役割については、事前の受審報告とともに受審後の短大基準協会の認証評価結果について報告を行っている。受審前には自己点検・評価報告書の説明と前回受審時の指摘事項への対応について報告しており、理事会は本学の現状と課題について認識し課題解決に向けて協議を行っている。

理事長は、学外理事・評議員(津山商工会議所会頭、津山ロータリークラブ会長、元周辺市町村首長等)に積極的に意見を求めている。それに対し、理事・評議員からは忌憚のない意見が出され、活発な意見交換がなされている。また理事長の経歴により広い人脈を活かして地域地域企業・団体等とも連携を深め、地域からの短期大学部に対する期待や要望について情報を集めている。また近隣の短期大学の情報や学長以下が私立短期大学協会等で入手した情報は経営会議で共有している。

理事長は、毎年度終了後に2ヶ月以内に監事による会計・業務監査を受けている。併せて公認会計士による会計監査の指摘事項等の説明会には学内理事・監事、事務局担当者等が同席し説明を受けている。その後5月末までに、理事会の承認議決を経た決算及び事業の実績(財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書)を評議員会に報告し、その意見を求めている。また、期中の9月末仮決算実施後にも学園監事の監査会を開催し、公認会計士も出席しその結果を理事会、評議員会に報告している。

理事長は毎年度の入学式、卒業式の祝辞の中で「建学の理念」を記載した紙面を学生等に配付し、建学の理念に沿った教育観を伝えている。

法人の理事、評議員は私立学校法、寄附行為等に則り理事会、評議員会で審議し適切に選出している。理事は私立学校法の選任規程に従って選出し「寄附行為」第5条で理事の人数を「6人以上13人以下」と規定し、現在、13人を選任している。

建学の理念については、毎年の法人(学園)の指針案(事業計画案)や事業報告書に記載し理事会、評議員会で確認しているので理事、評議員には浸透している。また、寄附行為第10条および24条に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用して、適切に運営している。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題＞

特に課題について認識していない。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項＞

理事長の経歴により地域の各種団体との連携が密である。今回の新型コロナウイルス禍においても、地域からの支援が得られたのは理事長の功績に依る部分が多い。理事長の広い人脈を活用し、平素より地域の要人と意見交換、情報収集を行い経営会議等で報告し学内で共有している。

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

＜根拠資料＞

備付資料 65 教授会議事録、66 委員会等の議事録

備付資料-規程集 38 学長選任規程、39 学生懲戒規程、40 教授会規程

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑦ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。

- ⑤ 教授会の議事録を整備している。
- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

学長が最高責任者として教学運営を行うに当たって、経営会議、部科（課）長会議、とりわけ教授会がその重要な役割を果たしている。

経営会議は理事長指名により学長が議長を務め、ほぼ毎週、2020年度実績では年間50回開催された。経営会議の議題は、学長が提案、発議し、主として大学経営や教学運営、学生指導上の諸課題を協議し、方針の決定並びに役職者のコンセンサス形成を図っている。教学運営上必要な事項については、部科（課）長会議に提案され協議を経て学長原案として教授会に提案され、学長は美作大学短期大学部学則第51条に基づき教学運営の最高責任者として構成員の意見を参酌した上でその権限と責任において最終決定している。

学長は学長選任規程（備付-規程集-38）に基づき、学長選考会議において学長として適任と思われるものを学長候補者として1名選考し、理事長は学長候補者について教授会の意見を求めた上で学長候補者を理事会に推薦し、理事会で審議の上、理事長が学長を任命している。選任要件（学長選任規程）に基づき選出されている学長は、その規定にあるように人格、識見ともに優れ、高い学識を備え、本学園の建学の理念及び本学の目的・目標を理解し、その達成のため教育研究等の推進において優れた指導力を備え、本学の向上・充実に向けて努力できる者である。

学長は毎週月曜日に学長室会議を招集し、学内の教育研究、人事等々について副学長2名、学長補佐2名と課題や情報を共有し協議し、経営会議で諮っている。

学長は、我が国の高等教育の充実へ向けた中央教育審議会の議論や答申、それを受け文部科学省の大学教育改革に関する諸施策に常に注意を払い、本学が学士課程の教育改善・充実のために取り組む必要のある事項についても手続き上必要な会議・委員会での議論を促し、教授会での議論を経て速やかに実行に移すことを心がけており、大学運営に関し識見を有し、職員を統督し、教学運営の職務遂行に努めるとともに大学運営全般にリーダーシップを発揮している。また教学担当と学生支援担当の副学長並びに広報担当と附属幼稚園との教育連携担当の学長補佐を置くことで学長のリーダーシップをより強固にしている。

具体的には、以下の取組みに尽力している。

学長は、地方短大の現況をもとに、本学が加入する日本私立短期大学協会や栄養士養成施設協会などに地方短大からの意見発信を行っている。

学長は、本学の「理念・目的」及び教育目標に沿い、かつ各学科等の教育目的・目標の達成促進のために、適宜に学科長意見交換会を開催し、また日常的に副学長・学長補佐、学科長等との個別にも意見交換、協議、情報収集等を行っている。

学長は、教育の質の向上、学生指導の質の向上の進捗状況、成果を確認し、全般的な状況把握のもと、上記管理職者に必要な指示を与えている。また、研究活動については職員研究助成制度、本学教員の大学院への社会人入学などを通して、研究スキルの向上に努めている。本学のように地方小都市に立地する短大にとっては、地域の産官学の連携は特に重要であり、

地域からの期待がある。地域課題の研究促進のため併設の4年生大学に附置する地域生活科学研究所を舞台に学内共同研究を推進し、さらに地域のニーズに応えるべく事務に地域連携室を置き、地域の諸団体との共同研究の推進に注力している。

また本学の教育理念や教育指導、学生指導、研究の成果について、広く広報発信に努めている。広報部（大学広報室、学生募集広報室）がそれを担い、ホームページや広報媒体（大学案内、学報等）を積極的に活用している。広報による本学への理解促進を基礎として、アドミッションポリシーに則った学生の受入、入学試験のあり方や、年度毎の入学定員確保方針に基づく取り組みを常に心がけている。

学長は地域の人材育成や産業育成の知的拠点として役割を果たすべく、津山工業高等専門学校に呼びかけて、平成29年に、岡山県美作県民局、美作地域3市5町2村の自治体と津山商工会議所など5商工団体並びに美作地区高校長会で、美作地区人材育成プラットフォーム企画設立に努めた。その他、津山圏域工業会顧問・つやま新産業創出機構顧問及び津山食料産業クラスター推進協議会会長を務める。

このように、学長は全国的な視野から教育研究・学生支援の状況を点検指導し、地域社会から求められている高等教育機関へのニーズに格別の留意を払いつつ、リーダーシップを発揮している。

学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）については学則第53条に規定し、具体的な手続については学生懲戒規程（備付-規程集-39）に定めている。

教授会は、美作大学短期大学部学則第50・51条及び美作大学短期大学部教授会規程学生懲戒規程（備付-規程集-40）に基づき開催している（備付-65-教授会議事録）。学長は（1）学生の入学、卒業及び専攻科の修了、（2）学位の授与、（3）教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項について決定を行うに当たり、教授会で審議し構成員の意見を聴いた上で決定しており、学長は教授会を学則等の規定に基づいて開催し、本学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。なお、教授会は教授会規程第4条第4項に基づき開催している。

学長は、教授会規程第6条第2項に基づき構成員に対し、教授会招集日の7日前をめどに議案を示し、構成員が意見を述べる議案を事前に示している。

教授会規程第4条に基づき、定例教授会は4・7・9・10・11・12・2・3月に開催しているが、年度末の2月については、入学試験判定や卒業判定、また年によっては急を要する教員採用人事など多くの重要案件が山積することもあり、2回開催している。この定例教授会に加え、教授会規程第4条に基づき、必要に応じ臨時教授会も開催できることとしている。2020年度の開催回数は10回（臨時教授会1回を含む）である。また、教授会の審議事項については、予め部科（課）長会議に諮り、そこでの議を経た議案について審議することとしている。

教授会の議事録は、教授会規程第7条に基づき総務課が作成し、学長が指名する2名の議事録署名人が点検・確認の上、議長である学長および議事録署名人の署名を得たのち、総務課で保管している。なお、教授会の議事録は、学内の共有システム上で構成員が閲覧できるようにしている。

本学における学習成果は、アセスメント・ポリシーとして各レベルごとに定められている。また、三つの方針に関しても、それぞれの学科単位で定めている。アセスメント・ポリシー

は教務委員会で、三つの方針については各学科において議論したものを、部科（課）長会議を経て教授会で審議し、定めたものであり、各ポリシーは教授会において認識を共有していると言える。また、各ポリシーは本学ホームページでの公開と合わせて履修要項に記載されており、教職員、学生を含め、認識の共有が図られている。

本学では、教育研究・学生支援上の各種委員会を大学と合同の委員会として設けており、それぞれの委員会規程に基づいて適切に運営している。主な会議・委員会としては次のようなものがあり、2020年度におけるそれぞれの開催回数は以下のとおりである。なお、入学試験委員会、就職委員会など実務レベルでの事前調整が必要な委員会については、本委員会に先だつて小委員会を開催し原案を作成した上で、学長や学科長などの管理職が出席する本委員会に諮っている。また、就職委員会では実務レベルでの事前協議に加え、就職先開拓訪問に向けた勉強会や訪問後の報告会等を開催し、より効果的な就職先開拓訪問ができるように訪問担当者の資質の向上を図るとともに、訪問後の職員間での情報共有を行い、就職支援活動や次回の訪問活動に繋げている。このように各種会議・委員会は、それぞれの規程に則り本学の教学について審議を尽くす場として機能している。

<2020年度開催の会議・委員会>（備付-66-委員会等の議事録）

委員会名	根拠規定	開催回数
部科（課）長会議	部科（課）長会議規程	10回
SD委員会	スタッフ・ディベロップメント規程	3回
自己点検・評価委員会	自己点検・評価委員会規程	12回
ハラスメント防止委員会	ハラスメントの防止等に関する規程	0回
研究倫理審査委員会	研究倫理審査規程	1回
職員研究助成審議委員会	職員研究助成審議委員会規程	2回
公開講座企画運営委員会	公開講座企画運営委員会規程	2回
地域生活科学研究所運営会議	地域生活科学研究所規程	2回
予算委員会	予算委員会規程	1回
教務委員会	教務委員会規程	12回
教職課程センター委員会	教職課程センター規程	1回
FD委員会	ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	1回
動物実験委員会	動物実験委員会規程	1回
入学試験委員会	入学試験委員会規程	4回
学生委員会	学生委員会規程	4回
アクセシビリティ支援委員会	アクセシビリティ支援委員会規程	2回
人権教育委員会	人権教育委員会規程	2回
ボランティアセンター運営会議	ボランティアセンター規程	1回
スポーツセンター運営会議	スポーツセンター規程	2回
就職委員会	就職委員会規程	4回
学報発行委員会	学報発行規程	2回
学修・学術情報センター委員会	学修・学術情報センター規程	2回

図書館運営委員会	図書館規程	3回
情報教育委員会	情報教育委員会規程	2回
紀要編集委員会	紀要編集委員会規程	3回

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

特に課題について認識していない。

長年、教員組織と事務組織の連携協力の課題があったが、経営会議の構成員に総務課長や経理課長といった事務系の要職者を加え、教学部門と事務部門の意見交換、情報共有を徹底することで改善した。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項>

(1) 新型コロナ感染防止対策と学生の学修機会の確保

学長は、1) 学内へのウイルス侵入を防ぐための対策、2) 学内で感染の可能性をなくすための対策 の2点を軸に新型コロナ感染防止対策の基本方針を定め、学内における感染拡大防止の取組みを推進してきた。コロナ禍において「感染防止対策の骨子」を定期的に発表し、これまでに12報を数える。令和2年(2020年)10月以降、岡山県や美作地域において感染拡大の進行に伴い、キャンパス内にウイルスが侵入することを前提に2)の学内感染防止に重点を移し、令和3年(2021年)1月に本学初めての感染者が確認(帰省先での感染)された際に、学内での感染拡大を防ぐことができた。

科学的根拠に基づく感染防止対策と県単位ではなく美作圏域における新型コロナ感染状況を鑑みた上で、学修機会の確保と感染防止の両立に取り組むことで、令和2年度(2020年度)においてオンライン授業期間は5週間(4月24日から5月31日まで)に留まり、それ以外は対面授業を実施し例年通りの学修機会を確保することができた。なお、短大各学科とも実習、実験科目が多いことから学習の質の確保の上で対面は避けられないところであった。そのため学生への感染予防の意識の徹底は勿論、教室の換気、授業のたびに除菌ウェットタオルを配布等あらゆる対策を講じてきたところである。

(2) 美作地域人材育成プラットフォームの結成

図示したように、津山工業高等専門学校並びに美作大学と連携して、美作地域の3市5町2村の及び岡山県美作県民局の自治体、津山商工会議所等5つの商工団体並びに美作地区高校長会議を構成団体として、美作地域人材育成プラットフォームを平成29年(2017年)に結成した。本プラットフォームの結成により、①地域の人材育成ニーズの把握、②本学等高等教育機関の外部評価、③地域人材育成のための共同行動の推進など協議を進めている。



(3) 津山工業高等専門学校とのSDGs共同宣言

平成30年(2018年)11月に、美作地域の高等教育機関である美作大学・美作大学短期大学部と津山工業高等専門学校は、教育や研究、地域貢献において、人類の持続的な発展をめざす『SDGs(Sustainable Development Goals)』の目標や理念の実現に向け、共同で取り組むことを宣言しました。

これに基づき、構成校でSDGs関連科目を設け、オムニバス授業として両校から教員を派遣している。また食品ロス削減と学生支援のため無料野菜スタンドの設置などの新しい取り組みをスタートさせている。

(4) その他、自治体、産業界との連携

- ・津山商工会議所・一般財団法人津山慈風会との包括連携協力に関する協定
- ・岡山県教育委員会津山教育事務所の連携協定に関する協定
- ・鳥取県、広島県三原市との就職支援協定の締結

(5) 広報戦略の強化

本学は、自宅通学範囲の18歳人口が限られており、その範囲だけでは到底、入学定員を充足することはできない宿命にある。また交通過疎にあるため岡山県南の岡山市、倉敷市から通学するのも困難である。したがって、短大学生の5-6割を県外から集めなければならない。そのため本学にとって広報力は死活問題であり、学長のリーダーシップが求められる。広報部は大学広報と学生募集広報に2つの部署(室)をもち、前者は本学の教育、学生指導、地域貢献、学生活動など大学のアクティビティを漏らさずアピールする役割を担い、後者は高校や受験生を対象として本学の教育力、学生指導力等の理解を広める役割を担う。その指導については広報担当学長補佐を置いて統督している。

(6) 短大の学内・学外への情報発信：地方大学の現状の報告

(学内) 毎月1回、職員会議での講話

(学外) 2017年12月4日 日本私立短大協会 第15回理事長協議会
事例発表並びにパネルディスカッションパネリスト

2018年11月9日 日本私立学校振興・共済事業団

「2018年度私学リーダーズセミナー短期大学編」講演

2019年9月3日 大阪青山大学・大阪青山大学短期大学部 FD・SD 研修

講演 「陸の孤島津山市に立地する美作大学、美作短期大学の生き残り戦略」

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

<根拠資料>

備付資料 67 監事の監査状況、68 評議委員会議事録

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議委員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議委員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

「寄附行為」第5条第2項に監事の定数を3人又は4人と規定し、現在は3人の監事が就任している。監事の選任は、理事会において候補者を選出し、評議委員会の承認を得て理事長が選出している。

監事は、理事会・評議委員会へ毎回出席（2020年度新型コロナウイルス感染防止のため書面により事前に意見を提出した2回を除く）し、学校運営が適切に行われているか、すなわち理事の業務執行状況について確認し、意見を述べている。また、財産の状況については毎年9月末の中間決算においては毎年11月に実施する中間監査会（2020年度は新型コロナウイルス感染防止のため書面開催）に出席し業務監査、会計監査を実施し、公認会計士の監査報告に同席し意見交換を行って適切に監査を実施し、その結果を理事会・評議委員会に報告している。年度末決算については5月に監査会を実施し、上述の通り監査会で公認会計士の監査実施報告に同席して説明、指摘事項を確認している。その後会計監査、業務監査を実施し、結果を理事会に監査報告書を提出し、意見を述べている（備付-67-監事の監査状況）。

また監事は上記事由のあった2回以外の理事会・評議委員会に出席し学校運営等に関し適切に執行されているか確認している。監事の理事会・評議委員会への出席状況は様式16の通りで良好である。

文部科学省主催の監事研修会には3名の監事が交替で毎年1名出席し、理事会・評議委員会で研修会の概要について報告している。

以上、監事は私立学校法及び「寄附行為」に基づいて職務を適切に執行している。

◆理事会出席状況（過去3年）

様式16

理事会の開催状況（平成30(2018)年度～令和2(2020)年度）

(人)

開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
定員	現員(a)		出席理事数(b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
6～13	12	平成30(2018)年5月28日 15:00～16:10	11	91.7%	1	3/3
	11	平成30(2018)年6月19日 15:40～16:10	11	100.0%	0	3/3
	11	平成30(2018)年9月21日 15:00～15:20 17:00～17:50	11	100.0%	0	3/3
	13	平成30(2018)年11月21日 16:05～16:35 17:20～17:50	13	100.0%	0	3/3
	13	平成30(2018)年12月7日 16:00～16:40	11	84.6%	2	2/3
	13	平成31(2019)年3月27日 15:00～15:10 17:00～18:00	11	84.6%	2	3/3
	13	令和1(2019)年5月28日 15:00～15:10 16:10～16:50 17:50～18:20	11	84.6%	2	3/3
	13	令和1(2019)年9月25日 17:00～18:00	11	84.6%	2	3/3
	13	令和1(2019)年12月6日 17:00～18:00	12	92.3%	1	3/3
	13	令和2(2020)年3月25日 16:10～16:40 17:30～18:30	13	100.0%	0	2/3
	13	令和2(2020)年5月28日 15:00～16:10	7	53.8%	6	0/3
	13	令和2(2020)年8月31日 15:40～16:10	12	92.3%	1	2/3
	13	令和2(2020)年9月25日 16:30～17:30	12	92.3%	1	2/3
	13	令和2(2020)年11月20日 16:05～16:35 17:20～17:50	7	53.8%	6	0/3
13	令和3(2021)年3月25日 17:10～18:30	12	92.3%	1	3/3	

◆評議員会の出席状況（過去3年）

様式17

評議員会の開催状況(平成30(2018)年度～令和2(2020)年度)

(人)

開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
定員	現員(a)		出席評議員数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
27～31	29	平成30(2018)年5月28日 16:20～17:30	26	89.7%	3	3/3
	28	平成30(2018)年6月19日 15:00～15:30	28	100.0%	0	3/3
	28	平成30(2018)年9月21日 15:30～16:50	26	92.9%	2	3/3
	30	平成30(2018)年11月21日 15:00～16:00 16:40～17:10	27	90.0%	3	3/3
	30	平成31(2019)年3月27日 15:20～16:50	28	93.3%	2	3/3
	30	令和1(2019)年5月28日 15:20～16:00 17:00～17:40	25	83.3%	5	3/3
	31	令和1(2019)年9月25日 15:00～16:50	28	90.3%	3	3/3
	30	令和1(2019)年12月6日 15:00～16:50	29	96.7%	1	3/3
	30	令和2(2020)年3月25日 15:00～16:00 16:50～17:20	28	93.3%	2	2/3
	29	令和2(2020)年5月28日 16:20～17:30	18	62.1%	11	0/3
	29	令和2(2020)年8月31日 15:00～15:30	26	89.7%	3	2/3
	29	令和2(2020)年9月25日 15:00～16:20	26	89.7%	3	2/3
	29	令和2(2020)年11月20日 15:00～16:00 16:40～17:10	16	55.2%	13	0/3
	29	令和3(2021)年3月25日 15:00～17:00	28	96.6%	2	3/3

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2の現状>

評議員の選任条項は私立学校法に基づき「寄附行為」第22条に規定し、理事会・評議員会において適正に選任されている。規定では、「寄附行為」第22条各条項の合計は27～31名であり、現在の理事の人数は13名、評議員は29名（うち13名は理事兼任）であり、理事の2倍を超えた評議員数で組織している。その内訳は、「寄附行為」第22条第1項第1号による法人の職員7名、法人の設置する学校を卒業したもの6名、理事の互選によるもの6名、学識経験者10名の合計29名である。

評議員会は私立学校法第41条、第43条及び「寄附行為」第18条、第20条の規定に基づいて開催しており、定例5月、9月、11月（役員・評議員の改選のある場合）、3月の年3～4回開催している。令和2(2020)年度の評議員の評議員会出席状況は様式17の通りで例年比

較的高い出席率であると評価している。令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染防止のため、5 月及び 11 月の評議員会は学外の評議員は書面表決を実施した（備付-68-評議委員会議事録）。

以上、評議員会は私立学校法第 42 条に従い理事会の諮問機関として適切に機能していると考えている。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

教育情報に関しては、学校教育法施行規則等に基づいて本学のウェブサイトにて専用ページを設けて大学関係者、ステークホルダーに対してわかりやすく公開している。情報公開の指針として、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」（平成 22 年文部科学省令第 15 号）に基づき、大学の情報を公開している。また、日本私立学校振興・共済事業団調査票「平成 23 年度 情報の公表に係る調査票(様式 17)」（平成 22 年度「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に準拠(一部除く)）にも基づき、情報の公開を行っている。

財務情報については、学生掲示板、「学報みまさか」の紙面に掲載し、併せて本学ウェブサイトには資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書等を公開している。また、ステークホルダーから申請があれば閲覧に供するよう法人事務室に事業報告書、決算書、財産目録等を備えている。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

特に課題について認識していない。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

監事 3 名はそれぞれ大学同窓会長、短大同窓会長、高等学校同窓会長が務めており、学園の運営について関心が強く、責任感を持って監事の業務にあたっている。

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

三つの方針の学則上の位置づけについては、学内の所定の議を経て学則を改正し、学則第 4 条第 4 項に「ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー及びアドミッションポリシーは別に定める。」と謳いそれぞれ学科毎のポリシーを定めている。また、専攻科においては第 38 条の 2 第 3 項に同様に規定した。

また、長期資金運用については証券会社・銀行の金融機関と継続して運用相談しているが、現状はリスク回避の観点等から銀行預金に固定している。継続的な寄付金募集については、平成 27(2015)年の学園 100 周年記念事業で寄附金の募集を学園を挙げて実施したが、諸般の事情により継続的な寄付金募集は困難であると判断した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

これまで述べてきたように、理事長及び学長のリーダーシップは、理事会・教授会等それぞれの適切な管理運営組織の下で発揮されている。その中で、教員組織と事務組織の連携協力についても、教授会の諮問機関である部科（課）長会議については以前から各課室長も構成員となっていたが、大学設置基準の改定の趣旨に則り経営会議の構成員を変更し、相互の連携を一層密にしたところである。しかし、個々の教職員レベルでみると必ずしもそれが浸透しているとは言えない面が見られる。勿論両者の連携例による本学教育目的の達成へ向けた SD・FD の取り組みは行っているが、個々人の意識の変革は一朝一夕には進まないことから、今後もそのための SD・FD の取り組みに加え、日頃の教育研究の推進において相互の連携を進める取り組みを粘り強く進めていく計画である。